

平成19年第3回定例会

市 議 会 会 議 録

平成19年9月 5日（開会）

平成19年9月21日（閉会）

垂 水 市 議 会

平成十九年第三回定例会会議録

(平成十九年九月)

垂水市議会

第 3 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第1号（9月5日）（水曜）

1. 開 会	4
1. 発言の申し出	4
1. 開 議	4
1. 会議録署名議員の指名	4
1. 会期の決定について	4
1. 諸般の報告	4
1. 報告第5号上程	5
報告、質疑、表決（承認）	
1. 議案第59号、議案第60号一括上程	6
委員長報告、質疑、討論、表決（認定）	
1. 議案第61号～議案第63号一括上程	7
説明、質疑	
議案第61号、議案第62号産業厚生委員会付託	
議案第63号総務文教委員会付託	
1. 議案第64号～議案第66号一括上程	14
説明、休憩、全協、質疑、一部討論、表決（同意）	
1. 議案第67号上程	15
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第68号～議案第73号一括上程	17
説明、質疑	
議案第68号総務文教委員会付託	
議案第69号～議案第73号産業厚生委員会付託	
1. 陳情第3号～陳情第7号一括上程	21
陳情第3号産業厚生委員会付託	
陳情第4号～陳情第7号総務文教委員会付託	
1. 日程報告	21
1. 散 会	21

第2号（9月12日）（水曜）

1. 開 議	24
1. 一般質問	24
大藺藤幸議員	24
垂水市公設地方卸売市場経営安定について	
垂水市立中学校の統合について	
平成17年12月6日付の垂水市土地開発公社と垂水共同店舗（有）との潮彩町商業	

用地の賃貸契約書について	
感王寺耕造議員	26
自然災害による早期避難対策について	
給食問題（民間委託について）	
中学校統合について	
振興会の統合について	
選挙公報の配布について	
土地開発公社について	
三和センターの食改施設の存続について	
葛迫 猛議員	37
災害対策について	
旧国民年金保養センター施設について	
田平輝也議員	43
財政健全化法とは	
今後の災害対策は	
国民年金について	
川畑三郎議員	48
国道整備について	
桜島架橋について	
梅雨、台風等の災害について	
池山節夫議員	52
道の駅について	
中ノ平市営墓地について	
市道の整備について	
森 正勝議員	58
防災について	
持留良一議員	61
政治姿勢について	
学校統合問題について	
少子化対策について	
生活保護行政について	
水道料の値上げについて	
篠原静則議員	75
ゴミ問題について	
交通安全対策について	
北方貞明議員	84
安心安全について	
滞納問題	

医療保険について

1. 日程報告	90
1. 散 会	90

第3号（9月13日）（木曜）

1. 開 議	92
1. 発言の申し出	92
1. 一般質問	92
川尻達志議員	92
環境問題について	
池之上 誠議員	99
第4次垂水市総合計画について	
漁業集落環境整備事業について	
有料老人ホーム計画について	
尾脇雅弥議員	110
「子育て支援」について	
一般国道220号の要望の成果と今後の戦略的取り組みについて	
宮迫泰倫議員	118
第4次垂水市総合計画について	
1. 日程報告	123
1. 散 会	123

第4号（9月21日）（金曜）

1. 開 議	126
1. 議案第61号～議案第63号、議案第67号～議案第73号、陳情第3号～陳情第7号一括上程	126
委員長報告、質疑、討論、表決	
議案第61号～議案第63号、議案第67号～議案第73号（原案可決）	
陳情第3号、陳情第6号（採択）	
陳情第4号、陳情第5号（継続審査）	
陳情第7号（不採択）	
1. 議案第74号～議案第85号一括上程	130
決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 意見書案第3号、意見書案第4号一括上程	130
説明、質疑、表決（原案可決）	
1. 閉 会	132

平成19年第3回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
9・5	水	本会議	会期の決定、委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程 説明、質疑、一部表決、一部委員会付託
9・6	木	休 会	
9・7	金	〃	(質問通告期限：正午)
9・8	土	〃	
9・9	日	〃	
9・10	月	〃	
9・11	火	〃	
9・12	水	本会議	一般質問
9・13	木	本会議	一般質問
9・14	金	休 会 委員会	産業厚生委員会 (議案審査)
9・15	土	〃	
9・16	日	〃	
9・17	月	〃	敬老の日
9・18	火	〃 委員会	総務文教委員会 (議案審査)
9・19	水	〃 委員会	議会運営委員会
9・20	木	〃	
9・21	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑 討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

件 名

- 報告第 5号 専決処分の承認を求めることについて
(平成19年度垂水市一般会計補正予算(第2号))
- 議案第59号 平成18年度垂水市水道事業会計決算について
- 議案第60号 平成18年度垂水市病院事業会計決算について
- 議案第61号 垂水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案
- 議案第62号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

- 議案第63号 政治倫理の確立のための垂水市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について
- 議案第65号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第66号 垂水市教育委員会委員の任命について
- 議案第67号 平成19年度垂水市一般会計補正予算(第3号)案
- 議案第68号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算(第2号)案
- 議案第69号 平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第70号 平成19年度垂水市病院事業会計補正予算(第1号)案
- 議案第71号 平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第72号 平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第73号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)案
- 議案第74号 平成18年度垂水市一般会計歳入歳出決算について
- 議案第75号 平成18年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について
- 議案第76号 平成18年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算について
- 議案第77号 平成18年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算について
- 議案第78号 平成18年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算について
- 議案第79号 平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第80号 平成18年度垂水市道の駅交流施設特別会計歳入歳出決算について
- 議案第81号 平成18年度垂水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算について
- 議案第82号 平成18年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算について
- 議案第83号 平成18年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算について
- 議案第84号 平成18年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算について
- 議案第85号 平成18年度垂水市小谷・段地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 意見書案第3号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ(NSG)での慎重な議論を求める意見書について
- 意見書案第4号 最低賃金に関する意見書について

陳情

- 陳情第3号 治山事業及び本城川緊急改修に係る陳情について
- 陳情第4号 垂水南中学校の存続を求める陳情について
- 陳情第5号 牛根中学校の存続をもとめる陳情について
- 陳情第6号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ(NSG)での慎重な議論を求めることについて
- 陳情第7号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書について

平成19年第3回定例会

会 議 録

第1日 平成19年9月5日

本会議第1号(9月5日)(水曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藪 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	橋 口 正 徳
税 務 課 長	川井田 志 郎	監査事務局長	島 尻 典 生
市 民 課 長	太 崎 勤	消 防 長	町 田 昭 典
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	谷 口 敏 徳	教委総務課長	松 浦 俊 秀
保健福祉課長	村 山 満 寛	学校教育課長	押 川 和 成
生活環境課長	三 浦 敬 志	社会教育課長	梅 木 勇
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	馬 籠 義 人	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成19年9月5日午前10時開会

△開 会

○議長（徳留邦治） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから、平成19年第3回垂水市議会定例会を開会します。

ここで、去る7月1日付で課長の異動があり、紹介のための発言の申し出がありますので、これを許可します。

○水産課長（塚田光春） 7月1日付の人事異動によりまして水産課長を拝命いたしました塚田光春と申します。どうぞ、よろしくお願いたします。（拍手）

△開 議

○議長（徳留邦治） これより、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしたとおりであります。

△会議録署名者の指名

○議長（徳留邦治） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において尾脇雅弥議員、葛迫猛議員を指名します。

△会期の決定

○議長（徳留邦治） 日程第2、会期の決定を議題とします。

去る8月30日議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から21日までの17日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から21日までの17日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（徳留邦治） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

まず、議員表彰について御報告いたします。

去る6月19日東京都の日比谷公会堂において第83回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から私と篠原静則議員の2名が議員在職20年の特別表彰を授与されましたので、ここに御報告し、お喜びを申し上げます。

次に、監査委員から、平成19年5月分、6月分及び7月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

以上で、議長報告を終わります。

〔市長水迫順一登壇〕

○市長（水迫順一） 皆さん、おはようございます。

6月定例議会後の議会に報告すべき主な事項について、御報告を申し上げます。

去る7月14日の台風4号によります二川地区の災害につきましては、被災されました皆様には心よりお見舞いを申し上げます。

しかしながら、2年続きの災害の教訓が生かされ、人災がなかったことに関しましては心より安堵いたしているところでございます。

災害復旧につきましては、去る8月7日国の災害関連緊急砂防事業が採択されまして、今後、国・県におきまして復旧作業に着手していただけることになっております。いよいよ台風シーズンとなってまいりましたが、災害のないことを願いながら、今後も、住民の防災意識がより一層向上することを期待しますとともに、人災ゼロを目指し、垂水市としての防災に対する体制の整備に努めてまいりますので、議員の皆様方の御理解と御協力をよろしく賜りますようお願い申し上げます。

次に、6月議会後の火災について御報告いたします。

建物火災1件、その他火災1件の計2件の火災が発生しております。

建物火災を申し上げますと、8月16日本城・港のパチンコ店の室内エアコンから出火し、エアコン1台を焼損しております。原因は、制御盤のショートによるものでございました。

その他火災は、6月29日垂水市漁協敷地内におきまして、廃船を解体中、溶断機の火花が飛び火したものでございます。

次に、主な出張用務について御報告を申し上げます。

6月5日から6日にかけては、全国市長会議に出席するため上京いたしました。全国市長会議では、1年間の経過などについて会務報告があった後、平成17年度決算報告及び平成19年度予算を審議、承認しまして、各支部から提出されました要望議案の地方分権改革の推進についてほか85件と、全国市長会による地方分権改革の推進に関する決議ほか5決議案を全会一致で承認し、政府に提出することといたしました。

6月20日には、東京で開催されました全国過疎地域自立促進連盟理事会に出席しました。会では、平成18年度事業報告及び歳入歳出決算などを審議し、承認しましたほか、平成20年度過疎対策関係政府予算に関する現行過疎法の失効に伴う新たな制度の創設ほか5件の要望事項を決議しました。

7月20日には、さきの台風4号災害におきまして大きな被害を受けました二川地区の災害復旧に関し、国土交通省、総務省、地元選出国會議員等を訪問し、要望をいたしてまいりました。

7月22日から23日にかけては、かごしまファンデー及び同時に開催されました関西垂水会へ出席いたしました。かごしまファンデーは京セラドームで開催され、県内各地から特産品の展示販売があり、約3万人の鹿児島県関係者の参加があり、非常ににぎわっておりました。また、同時に開催されました関西垂水会総会では、

垂水市の状況など報告し、情報交換をいたしてまいりました。

また、23日は、大学野球キャンプ誘致について関係会社を訪問し、協力方をお願いしてまいりました。

8月23日は、出水市で開催されました第2回県市長会定例会に出席いたしました。会は、平成18年度一般会計事業報告及び収支決算等の議案を審議し、異議なく全会一致で承認されました。そのほか、県市長会からの要望事案として、高速道路網等の早期整備についてほか16件を、一部修正案もありましたが、ほとんどを原案のとおり承認し、国・県へ要望することといたしました。

8月27日から28日にかけては、議会国道整備促進特別委員会の一般国道220号の道路整備促進についての要望活動に同行するため上京いたしました。国道220号に関する要望活動では、国土交通省を初め、関係省庁及び地元選出国會議員を訪問しまして、今年度に引き続いての予算確保と牛根境地区の早期事業化を含めた整備促進のお願いをしてまいりました。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（徳留邦治） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告第5号上程

○議長（徳留邦治） 日程第4、報告第5号専決処分承認を求めることについて（平成19年度垂水市一般会計補正予算（第2号））を議題とします。

報告を求めます。

○財政課長（岩元 明） 報告第5号専決処分の承認を求めることにつきまして、御説明申し上げます。

去る7月13日に襲来した台風4号による災害に伴い、災害復旧関連経費に急施を要しましたので、平成19年7月13日に、平成19年度垂水市一般会計補正予算（第2号）を地方自治法第179条第

1 項議会を招集する暇がないと認めるときの規定により、専決処分いたしましたことを御報告申し上げ、御承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも3,087万7,000円を追加しましたので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は80億3,193万9,000円になります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2 ページからの第1表歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、事項別の明細を歳出から目ごとに御説明申し上げます。

なお、金額はお示ししてありますので、読み上げないことをお許し願います。

4 ページの農林水産業施設単独災害復旧費は、農道や水路などの土砂除去などの初動作業に要する重機の借上料でございます。

同ページの公共土木施設単独災害復旧費は、市道や集落道の土砂除去などの初動作業に要する重機の借上料でございます。

また、道路橋梁河川補助災害復旧費は、補助災害の認定を受けるための調査、測量、設計等の委託経費でございます。

5 ページのその他公共施設災害復旧費は、新城憩の家のボイラー修繕料と猿ヶ城キャンプ場の土砂除去に要する重機借上料でございます。

これらに要する歳入は、3 ページの歳入総括表及び事項別明細書にお示ししてあるとおり、全額を前年度からの繰越金3,087万7,000円を充てて予算の均衡を図りました。

以上で説明を終わります。

御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

本報告を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、報告第5号は、承認することに決定しました。

△議案第59号・議案第60号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第5、議案第59号及び日程第6、議案第60号の議案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第59号 平成18年度垂水市水道事業会計決算認定について

議案第60号 平成18年度垂水市病院事業会計決算認定について

○議長（徳留邦治） ここで、公営企業決算特別委員長の審査報告ですが、委員長不在のため副委員長に審査報告を求めます。

〔公営企業決算特別副委員長田平輝也
議員登壇〕

○公営企業決算特別副委員長（田平輝也）

去る6月15日の平成19年第2回定例会において公営企業決算特別委員会付託となり、閉会中の継続審査になっておりました議案第59号平成18年度垂水市水道事業会計決算認定について及び議案第60号平成18年度垂水市病院事業会計決算認定についてを、8月3日公営企業決算特別委員会を開き審査いたしましたので、その結果を御報告申し上げます。

審査に当たりましては、決算の性質にかんがみ、予算が議決の趣旨、目的に沿って執行され、かつ所期の目的が達成されたかどうかなどに重点を置き、計数的なことについては、監査委員の監査を十分に尊重し、決算報告書、監査意見書に基づいて審査を進め、関係課長の説明を求

めながら予算執行の実績を確認し、その適否について慎重に審査いたしました。

それでは、両決算の主な質疑について申し上げます。

まず、水道事業会計決算の質疑では、建設材料費の不要額が大きいため、その理由の質問に対しましては、「入札率が低かった」との答弁がありました。

次に、病院事業会計決算の質疑では、入院及び外来患者の減少要因の質問に対しましては、医師不足の中で緊急患者を優先するため、18年度後半からは午後の診療を制限する病院の姿勢があり、利用率が低くなったのではないかとの答弁がありました。

このことにつきましては、緊急医療の問題を考えた場合、医師の確保については努力しているが、全体的な医師不足の現状の中、地域の医師との連携は不可欠であり、地域連携医療という考え方が基本にあるとの補足説明もありました。

以上の質疑などを踏まえた上で、本委員会としては両決算とも適正であると認め、認定することに決定しました。

また、平成18年度垂水市水道事業剰余金処分計算書案及び平成18年度垂水市病院事業欠損金処理計算書案についても、原案のとおり可決することに意見の一致を見ました。

以上で報告を終わります。

○議長（徳留邦治） ただいまの報告に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りします。

ただいまの委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第59号平成18年度垂水市水道事業会計決算は認定、平成18年度垂水市水道事業剰余金処分計算書案については原案のとおり可決、議案第60号平成18年度垂水市病院事業会計決算は認定、平成18年度垂水市病院事業欠損金処理計算書案については原案のとおり可決することに決定しました。

△議案第61号～議案第63号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第7、議案第61号から日程第9、議案第63号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第61号 垂水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第62号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

議案第63号 政治倫理の確立のための垂水市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 案

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○水道課長（橋口正徳） 議案第61号垂水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

本市上水道事業は、昭和36年2月に創設認可を受けて以来、3次にわたる拡張を経て現在に至っており、計画給水人口1万8,000人、計画1日最大給水量9,600立方メートルの規模で給水を行っていますが、現在の主要な水源及び浄水施設は、基本的には昭和53年に策定された第2次拡張計画に基づくものであり、その後、平成3年か

らの第3次拡張事業において新城地区配水系の整備を、平成8年の同変更事業で海潟地区配水系の整備を行っているものの、第3次拡張事業以降、全体的な計画給水人口、給水量等の見直し等は行われていませんでした。

今回、顕在化する課題への対応、健全な事業の経営の継続を図るため、まず計画給水人口及び計画給水量を実情に合致した計画値に下方修正した上で配水区の再編を行い、新城配水区の計画給水量を見直すこととし、上水道事業変更認可の申請を行いました。このたび県知事より認可をいただくことができましたので、垂水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、配付してございますお手元の新旧対照表で御説明申し上げます。

第2条第3項、給水人口「1万8,000人」を「1万5,000人」に、同条第4項、1日最大給水量「9,600立方メートル」を「8,400立方メートル」に改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

続きまして、議案第62号垂水市給水条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

今回の改正につきましては、さきの水道法施行令の改正に伴う条項の改定、水道料金の改定及び指定給水装置工事事業者が、給水装置工事を施工する際の設計審査及び工事竣工後の工事検査に係る手数料の改定を行おうとするものでございます。

水道料につきましては、平成9年4月より10年以上にわたって現行料金を維持し、事業経営に当たっているところでありますが、本上水道事業を取り巻く状況は、第3次拡張事業計画策定時と大きく変化しており、特に中央地区配水系に関しましては、浄水方法、施設の老朽化、クリプトスポリジウムに代表される水質リスク

に対する課題などが顕在化しております。

したがって、平成19年度より内ノ野浄水場の継続的安定供給を目的とする浄水処理工程のレベルアップ、老朽化した城山配水系の施設の更新やライフラインとしての災害に強い排水管网の構築などを実施しております。

こうした今後の施設の維持拡充及び高度化などに伴って、どうしてもこれまでの経営努力だけでは将来的な健全経営の維持が難しくなることから、健全財政を維持する上からも料金改定が必要であります。

手数料につきましては、設計審査及び工事の検査を1つにまとめることと、定率制では使用材料の価格により手数料に開きが生じますので、定額制を採用するため改定が必要でございます。

改定率につきましては、水道料金で平均改定率14.61%、手数料におきましては、過去5カ年の設計審査及び工事検査手数料の平均の合計額としているところでございます。

以上のようなことから、垂水市給水条例の一部を改正しようとするものでございます。

改正内容でございますが、配付してございますお手元の新旧対照表で御説明申し上げます。

第8条第3項水道法施行令「第4条」を「第5条」に、第24条「合計額に100分の105を乗じて得た金額とする」を「合計額とする」に、第31条第2号「第8条第2項の設計審査（使用材料の確認を含む）をするとき。1件につき工事費の100分の3」を「第8条第2項の設計審査（使用材料の確認を含む。）及び工事の検査をするとき。1件につき次の表に掲げる額。給水装置の新設又は改造に係る手数料、13ミリ以上20ミリ以下9,000円、25ミリ以上40ミリ以下1万5,000円、50ミリ以上3万円。給水装置の修繕又は撤去に係る手数料、13ミリ以上20ミリ以下4,500円、25ミリ以上40ミリ以下7,500円、50ミリ以上1万5,000円」に、第3号を削り第4号を第3号とし、第5号を第4号に。第34条政令「第4条」を「第

5条」に。

別表（第24条関係）につきましては、消費税の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、総額表示により税込み価格で提案させていただいておりますが、基本料金、メーターの口径別金額、13ミリ500円を546.00円、20ミリ850円を924.00円、25ミリ1,050円を1155.00円、30ミリ1,700円を1890.00円、40ミリ2,350円を2,572.50円、50ミリ4,750円を5,197.50円、75ミリ1万2,000円を1万3,125.00円、100ミリ2万1,100円を2万3,100.00円に。

次に、水道料金、使用水量の金額（1立方メートルにつき）。10立方メートルまで、1立方メートルにつき70円を10立方メートルまで94.50円、11立方メートル以上20立方メートルまで、1立方メートルにつき95円を11立方メートル以上20立方メートルまで120.75円、21立方メートル以上30立方メートルまで、1立方メートルにつき120円を21立方メートル以上30立方メートルまで152.25円、31立方メートル以上、1立方メートルにつき160円を31立方メートル以上183.75円。工場・浴場営業用、一般用と同額。1立方メートルにつき110円を削り、備考第1号、第2号、第3号を削り、第4号を第1号に、第5号を第2号に、第6号を第3号に改正しようとするものでございます。

なお、附則といたしまして、施行期日を、この条例は平成20年4月1日から施行するものとし、経過措置といたしまして、この条例による改正後の垂水市給水条例（以下「改正後の条例」という。）第24条の規定は、平成20年4月以後の月分として徴収する料金について適用し、平成20年3月以前の月分として徴収する料金については、なお従前の例によることとし、改正後の条例第31条第2号の規定は、平成20年4月以後の申し込みに係る給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の工事に適用し、平成20年3月以前の申し込みに係る給水装置の新設、改造、修繕又は撤去

の工事については、なお従前の例によるものとしようとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○総務課長（今井文弘） 議案第63号政治倫理の確立のための垂水市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案について、御説明申し上げます。

平成17年10月21日に公布されました郵便、郵便貯金、簡易保険の郵政3事業を民営化する郵政民営化法を初め、郵政民営化関連法が原則平成19年10月1日に施行されることによりまして、改正をするものでございます。

主な改正は、郵便貯金も通常の銀行と同じく預金保険に保護されて預金に含まれることになることから、本条例の中の郵便貯金の用語を削除するものであり、また証券取引法等の一部を改正する法律に伴いまして、改正するものでございます。

改正内容でございますが、添付してあります新旧対照表で御説明申し上げます。

第2条第1項第4号中「、貯金（普通預金を除く。）及び郵便貯金」を「及び貯金（普通貯金を除く。）」に、「、貯金及び郵便貯金」を「及び貯金」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「証券取引法」を「金融商品取引法」に改め、同号を同項第5号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り上げるものであります。

なお、附則といたしまして、この条例は平成19年10月1日から施行し、ただし、第2条第1項の改正規定（第4号の改正規定を除く。）は証券取引法等の一部を改正する法律の施行の日から施行しようとするものであります。

また、経過措置といたしまして、この条例による改正後の政治倫理の確立のための垂水市長の資産等の公開に関する条例第2条第1項第4号の規定の適用については、この条例の施行の日前に有していた郵便貯金及び郵便民営化法等

の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第3条第10号に規定する旧郵便貯金は、預金とみなすこととするものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○議長（徳留邦治） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大園藤幸議員 水道課長にお伺いいたしますが、水道料金の改正のところで、基本料金の項目ですが、40ミリ、50ミリのところが基本料金が2,572.50円、50ミリが5,197.50円、従量料金の方は、使用水量の方は、今までの従量料金と意味は一緒でしょうけれども、ここに1円未満の端数がある場合は、乗算になりますので偶数の場合には1円単位で出てくると思うんですが、基本料金の方はこれどうなんですか、1円未満の数字。この下には使用水量1立方メートル未満の端数があるときは切り上げて計算をしますので、基本料金の件に関しては少しどうかなと思いますが、お願いいたします。

○水道課長（橋口正徳） 水道料金は、基本料金と水量料金から成っております、この合わせた額で一応請求するようになっております。ですから、一応今回は消費税の総額表示ということでございまして、小数点以下は本市の場合、切り捨てて請求する形になっております。いわゆる基本料金と従量料金を合わせた金額で小数点以下は切り捨てという請求ということになります。

○大園藤幸議員 それだったら、この備考欄の使用水量というのを水道料金に変えなければならないのじゃないでしょうか。使用水量というのは従量料金ですから、そうじゃないでしょうか。おかしいことになると思いますけれども、基本料金と使用水量の合算で請求書、水道料金は発生してくるわけですので、足した場合には端数が出てくるはずですが、しかし、この備考欄の参考には使用水量に関して切り上げて計算を

すると書いてあるわけですから。1円単位の話ですけど、ちょっと矛盾が発生すると思います。

○水道課長（橋口正徳） この3の使用水量というのは、いわゆる1立方メートル以下のいわゆる水量に関する切り捨てというようなことでございますので、ひとつそのように御理解いただきたいと思います。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

○議長（徳留邦治） ほかにありませんか。

○持留良一議員 61号と62号について数点質疑をさせていただきます。

まず、61号なんですけれども、設置等に関する条例の一部を改正する条例案なんですけど、1つは、収入・支出の見込みの前提となる人口や給水量だというふうにも私も認識をして、今回そういう現状の中で見直しをしなければならぬと先ほど提案理由がありましたけれども、相当いろんな多方面からこの問題については分析、検討もされたことだろうというふうにも思うんですが、1つは、その中で私たちが客観的に見たときに正確性というのをどう見ればいいのか。というのは、5年間だろうと思うんですけれども、この料金設定の期間が5年間で見ている中で、これまでの期間と今後5年間との人口の推移、給水量の点で、そのあたりでの正確性を客観的に見たときにどういう分析をされたのか、これをお聞きしたいということ。

もう1つは、給水量の関係で、一方では節水政策、私のうちもやります、お風呂のお水を洗濯に使ったりですね、そういうことを一方で掲げながら給水量が減ってますよと、それで基本的には料金を値上げしますよというような、ある意味では非常に政策的に矛盾する部分もなきにしもあらずということで、このあたりの節水政策というのをこの給水量との関係でどう反映されたのか、そのあたりの考え方についてお聞かせください。

それから、62号について5点ほどお聞きをした

いんですけれども、1つは、先ほど言いましたとおり定率制から定額制へ移ったということで、その内容として示されたのは過去5年間の平均をとったということでしたけれども、1つは他都市との関係でこのあたりはどうなっているのかということと、このことによって当然影響が出てくると思うんですよね、今まで負担能力に依拠して、その工事の中に依拠して払っていたのが今度はそうじゃなくなってきたわけですから、そのあたりでの影響があるんですけれども、そのあたりの対策というのは何か講じられる考えがあるのかどうなのか。というのは、1つは減免制度とかいろいろ条例なんかにもありますけれども、そのあたりで何か工夫とか対策を講じられたのか1つお聞き、やっぱり必要でないかなというふうに思うんですが。

それから2点目は、住民との関係なんですけれども、平成15年に上水事業基本計画書というのが出されていますよね。その中で料金改定の問題について、平成19年までに料金改定の検討が必要があるということをやっています。その中で、市民との関係では必要に応じて広報活動を行い、住民の同意を得ることが大切であると、その上で適切な料金を設定し、経営の合理化に努めるとともに、事業の経営健全化を図る必要があると、このようにうたわれているんですけれども、今回こういう立場に立って住民の皆さんとの関係では、どんなことをされてきたのか、お聞きしたいと思います。

それから2点目は、水道料金の設定との関係で資金援助の問題ですね。1つは国との関係です。水道法の44条、それから45条においては、国庫補助それから国の特別な助成をとることをうたわれているんですけれども、例えば特別な助成では、地方公共団体が水道施設の新設、増設、もしくは改造または災害の復旧を行う場合に、これに必要な資金の融通、またはそのあっせんに努めなければならないということなんで

すが、今回こういう形で国の補助等は受けることはできなかったのか。施設更新等については認めないとかいろいろありますけれども、そのあたりどう努力をされたのかひとつお聞きをしたいと思います。

それからあと内部努力の問題です。当然、内部的にも人件費の削減ということはこの間いろいろと取り組みをされたということは私たちも評価するし、そういう点で改善はされてきたというふうに思うんですが、やはり固定費の割合が高い、いわゆる減価償却費が高いということ、減価償却費ですね、それが高いということではなかなか経営努力にも限界があるというふうに思うんですが、そのあたりで今後へ向けての努力というのはどんなことを内部的にされていくおつもりなのかですね。

それからあと5点目なんですけれども、料金設定での検討はどうだったのかということです。これは、料金原価を構成しているさまざまな経費があるというふうに思うんですが、この設定された、つくられた当時との関係で現在で見直すべきものはないのか。例えば料金徴収費というのがあるかと思うんですが、このあたりでは、これはもう必要はないんじゃないかということでその経費を料金に反映させる、そういう点で検討することができるんじゃないかなというふうに思うんですが、こういう点での内部努力も含めて、料金設定でのことは検討されなかったのかですね。

それとあと水道料金、先ほど出ましたけれども、10トン、先ほどのあれでいくと10立方メートルまでということで水道料金はありますけれども、それ以下、例えば5立方メートルとか、現在の実際このあたりの使用量が多くなっているから、やっぱりもう少しそのあたりを区分けしてすることも私は必要だろうというふうに思うんですが、そのあたりで検討というか料金設定の上で検討ということはなされなかったのか、

そのあたりをお聞きしたいと思います。

それは、私たちは、産業厚生委員会にこれは付託されるということと、後で説明会があるということですが、基本的なことをお聞きをして、今後の委員会とかまた一般質問のところで取り上げる方もいらっしゃると思いますので、そういう観点に立ってこの点を質疑をしました。

○水道課長（橋口正徳） まず、いわゆる給水人口の1万5,000人に設定した問題でございますが、上位計画の総合計画のいわゆる人口シミュレーション等がまだでしたので、水道課独自で今回シミュレーションして設定したわけですが、18年度決算で大体1万五千二、三百人程度の給水人口でございますが、これをある程度やはり、市長を初め、副市長と協議をした中ではやはりある程度の、今後いろんな企画課の定住促進事業等もありますし、また将来、今桜島架橋等の要望も上げている、そういう中でやはり将来やっぱり1万5,000人程度の、5年後やはりそれぐらいの給水人口は確保しておいた方がいいんじゃないかというふうな意見もございまして、このような1万5,000という数字を出したところでございます。

次に、節水についてですが、節水との関連ですね。非常に、議員おっしゃるとおり、一方ではやはり給水人口が減っている中、私どもも給水収益が上がらないわけですが、一方ではまた節水にも協力してくださいというような話もしなければならぬ。非常に矛盾する点もあるんですが、その中でもやはり、いわゆる今いろんな節水機器の普及とかそういうものもあります中で、やっぱり非常に水道課としては厳しいと思いますか、面もあるんですが、でもこういった給水の意識といったものはやはり植えつけていかなければ、市民の方に理解していただかなければいけないことかなというふうに感じております。

それと、62号の定額制のことでございますが、これにつきましては、ほとんどの市町村が定額制に変わってきております。工事費の関連で非常に計算が複雑であるとかというふうなことで、業者からの一応要望等もございまして、ほかの市町村の流れも定額制のようございましたので、今回このような定額制への移行をお願いしたところでございます。

住民へのいわゆる説明というようなことでございますが、今回9月議会で料金値上げをお願いしているわけですが、来年の4月からということで6カ月ほど猶予の期間、周知徹底の期間をとりたいということで今回お願いしているわけで、その間、ぜひ市報なりホームページ等で市民の方々に御理解いただけるようなPRを心がけていきたいというふうに思っております。

それと、補助事業についてでございますが、補助事業につきましては、高度浄水施設整備事業というような事業があるわけですが、今回私どもが計画いたしております貯水池あるいは前処理施設、そこらあたりのいわゆる施設については採択基準の中にないというようなことで、補助事業は取り込めないというようなことでございます。単独の事業にならざるを得ないということでございます。

それと、いわゆる内部努力でございますが、当然、今回市民の皆さん方に値上げをお願いするわけですので、当然私どもも内部努力して、経費削減の方にいろいろ努力しなければならぬと思います。今、いろんな検針とか、そういった面において民間へ委託したり、そのような努力をいたしておりますが、課内で話し合っておりますのは、平成20年、21年にこの浄水場の整備が終われば、恐らく今後の水道は管理の時代に入ってくるんだろうというふうなことで、いわゆる職員の削減、1、2名程度の職員は削減せざるを得ないんだろうというふうなことで今、話し合っているところでございます。

以上です。

○持留良一議員 ちょっと回答がなかったところがあったんですけども、61号については、やはりなかなか不透明な部分もあって大変厳しかと思いますけれども、こういう形でしか収支、支出の見込みの前提となる人口や給水量ですので、やっぱり正確性が本当に必要だろうと、そのことによって結果として住民の皆さんにいろんな問題が投げかけてきたら困りますので、そのあたりではぜひさらなる検討も今後必要になってくるのかなというふうに思います。

それから62号なんですけれども、私は定額制の関係では1つは影響ですね、影響と対策、いわゆるこのことによって影響が起きるのか、そしてそのことによってやはり対策ということが必要だろうと。一応条例には手数料等の減免制度というのがありますけれども、現状のその中身だけで対応できるようなことが得られるのかどうかということですよ。

それから住民との関係なんですけれども、もう決まったことが、今後いわゆる周知徹底のためということでしたけれども、先ほど私は基本計画書では、広報活動を行い、住民の同意を得ることが大切、その上で適切な料金を設定するという、いわゆる逆なんですよね、この基本計画書と進め方といくと。そして今、市長が施政方針も出ましたけれども、パブリックコメント、いわゆるいろんな取り組みにおいては、住民の皆さんのいろんな意見を得ながら進めていくということも一方では今後取り組んでいくよという中で、結局、結果的に今説明されたのはもう周知徹底ですから、そのことが果たしてどうなのかというふうに思ったわけなんですけど、その点は仕方ないと思います。

それからあと資金援助の問題なんですけれども、先ほど国庫補助金の問題ということを行いましたけど、例えば一般会計からの観点での援助、資金援助というのは検討されなかったのか

ですね。

それからあと料金設定ですけれども、この点も回答がありませんでしたので、再度お願いをいたします。

○水道課長（橋口正徳） 定額制の問題でございますが、いわゆる今回お願いしている部分というのは設計審査の手数料、それと工事検査手数料、その部分でございまして、いわゆる検査内容としましては、ちゃんとした資材が使われているのかどうか、将来漏水の可能性はないのかどうか、そこらあたりを審査していく手数料でございまして、内容としてはそのようなものでございます。

それとあと一般会計からの補助の話ですが、これにつきましては全然検討といいますか、一般会計の厳しさも十分理解しておりますので、今、独自の、いわゆる水道事業会計独自でやっていこうというような考えでございます。

それと、今回は料金設定につきましては、総括原価方式というような方式でやっておりますが、一応すべて水量ですかね、5立方、ここらあたりには10立方メートル単位でやるということなので、内容的には全然小さい区分というのは考えて検討はいたしておりません。

○議長（徳留邦治） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

○池之上 誠議員 関連いたしますが、実際水道施設をつくるから値上げだろうということですが、実際この改定料金にした場合、現在よりどれぐらいの収益が見込まれてくるのか。定率制、定額制もそうですが、それについてもどれぐらいの収益性がアップするのか、その辺をちょっと端的にそれだけ教えてください。

それとあとほかの水道料金の改定もありますが、それによってどれぐらい収益がアップしていくのか、またできれば、検討してあれば低所得者層、今言われましたけれども、小出しに分

けないのかというのもありました、そしてまた営業用としても一律110円が軒並み多分アップするだろうという思いですが、その辺についてもどれぐらいの収益性を見込まれているのか、その点をお願いします。

○水道課長（橋口正徳） 今回の水道料金の改定は、平成20年から24年までの一応5カ年間で計画しておるわけですが、収入増分は5カ年で1億8,500万円程度、いわゆる基本料金と従量料金合わせてその程度の額でございます。

それと、いわゆるあれは一般用、最後の質問は、工業用のところ。

○池之上 誠議員 工業用とか、あと市民に対するそういう負担増とかそういうのはないのか。

○水道課長（橋口正徳） 今回、工業用を廃止いたしましたのは、やはり同じ精製された水を工業用も使っているわけです。ですから、今回廃止することによって同じ料金になりますので、一般の方々に対してはやはりその分、工場の方はいわゆる値上がりになりますので、一般の負担は減るといようなことになると思います。

以上です。

○議長（徳留邦治） よろしいですか。（「はい、結構です」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第61号から議案第63号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第61号から議案第63号までの議案3件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△議案第64号～議案第66号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第10、議案第64号から日程第12、議案第66号までの議案3件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第64号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について

議案第65号 垂水市教育委員会委員の任命について

議案第66号垂水市教育委員会委員の任命について

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○総務課長（今井文弘） 議案第64号鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について、御説明申し上げます。

提案理由でございますが、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体から、揖宿郡穎娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町の廃置分合により、平成19年12月1日から廃止されることとなる揖宿郡穎娃町、川辺郡知覧町及び同郡川辺町を脱退させ、新たに設置されることとなる南九州市を加入させるため、鹿児島県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて協議が必要になることから、市町村の合併の特例等に関する法律第13条並びに地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めます。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○市長（水迫順一） 議案第65号及び議案第66号の垂水市教育委員会委員の任命について、一括して御説明を申し上げます。

まず、議案第65号は、現在垂水市教育委員会委員であります明石安雄氏が平成19年8月31日をも

って辞職されたことから、橋口敬二氏を新たに委員として任命しようとするものでございます。

任命しようとする橋口敬二氏の住所は、垂水市中央町4番地5、生年月日は、昭和18年4月25日でございます。

続きまして、議案第66号は、現在垂水市教育委員会委員であります平野利孝氏が平成19年9月30日をもって任期満了となりますことから、同氏を再任しようとするものでございます。

再任しようとする平野利孝氏の住所は、垂水市牛根麓1921番地で、生年月日は、昭和7年1月30日でございます。

なお、両議案とも、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

御同意いただきますようよろしく願いをいたします。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時3分休憩

午前11時20分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

これから、議案第64号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

お諮りします。

最初に、議案第64号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第65号について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第65号は同意することに決定しました。

次に、議案第66号について、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第66号は同意することに決定しました。

△議案第67号上程

○議長（徳留邦治） 日程第13、議案第67号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を議題とします。

説明を求めます。

○財政課長（岩元 明） 議案第67号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案を御説明申し上げます。

今回の補正は、台風4号による災害復旧関連経費や住民要望の強い道路維持、排水対策関連経費及び老朽化による各施設の修繕、並びに法改正に伴う児童手当の増加分などの経費へ追加措置しようとするのが主な理由でございます。

今回歳入歳出とも1億2,581万3,000円を追加しますので、これによる補正後の歳入歳出予算総額は81億5,775万2,000円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから3ページまでの第1表歳入歳出予算補正に掲げ

てあるとおりでございます。

地方債にも補正がありましたので、6ページの第2表地方債の補正をごらんください。

当初予算で承認いただいております現年発生補助災害復旧事業と臨時財政対策債の借り入れ限度額を、それぞれ右欄に示す限度額に変更し、あわせて借り入れ総額を7億1,290万円から2,200万円引き上げて、7億3,490万円に変更しようとするものでございます。

次に、事項別明細をかつまんで説明いたします。

金額はお示ししてありますので、読み上げないことを御了解願います。また、人件費や事務経費も省略させていただきます。

14ページからの歳出のうち、一般管理費の補助金は、中央病院開設20周年、コスモス苑開設10周年の記念式典の同時開催に係る経費の一部を助成しようとするものでございます。

18ページの児童措置費は、法改正による児童手当の支給額拡大に伴う扶助費を追加しようとするものでございます。

同ページの母子衛生費は、乳幼児の歯の健康づくりを県口腔保健協会からの負担金で新規に実施しようとする経費でございます。

19ページの環境衛生費は、台風災害をこうむった集落の簡易水道施設と共同墓地の復旧経費に助成しようとするものでございます。

同ページと20ページの農業振興費の旅費から原材料費までの経費は、環境にやさしい農業総合推進事業を2分の1の県補助を得て新規に実施をしようとするものでございます。

同ページの畜産業費は、資源リサイクル畜産環境整備の事業費の確定に伴い、減額しようとするものでございます。

22ページの水産業振興費は、台風時の漁船の避難場所である桜島身代湾のしゅんせつ工事を行おうとするものでございます。

それから24ページの道路維持費は、振興会要望

に応じて市道の舗装、側溝敷設を行おうとする経費でございます。

同ページの住宅管理費は、上馬場、脇田市営住宅の床張りかえと海潟市営住宅の給水管取りかえを行おうとする経費でございます。

それから25ページの非常時消防費の消耗品費は、消防団員等公務災害補償基金からの助成を得て、全消防団員に安全手袋を配布しようとするものでございます。

それから教育費のうち28ページの図書館費は、国庫支出金を得て子供の読書活動を推進しようとする事業経費と、図書館のガラス壁面の防水等を行おうとする維持管理経費でございます。

30ページの道路橋梁河川補助災害復旧費は、台風4号により被災した市道内ノ野5号線、高峠線、狐ヶ丘線、元垂水原田線の災害復旧をしようとする経費でございます。

これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの歳入総括表と9ページからの事項別明細書でお示ししてありますように、児童手当、災害復旧費への国庫負担金と子供の読書活動推進への委託金を含む国庫支出金を5,118万2,000円、児童手当への県負担金及び乳幼児医療費、それから農林水産業費への県補助金を含む県支出金を145万3,000円、介護保険特別会計からの前年度事業精算繰入金金を2,891万2,000円、それから前年度からの繰越金を2,137万5,000円、諸収入を92万円、それから市債を2,200万円それぞれ増額し、それと同時に、分担金・負担金と県委託金を161万6,000円減額して予算の均衡を図っております。

なお、寄附金は株式会社玄海様から本年度も瀬戸口藤吉翁記念行進曲コンクールに賜ったものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議方よろしくお願い申し上げます。

○議長（徳留邦治） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○持留良一議員 1点だけ。24ページの項目道路橋梁費、目の道路維持費の関係で、先ほど住民要望、災害との関係も含めてそういう住民要望にということがあったと思うんですが、今回災害との、台風それから豪雨との関係で市民の皆さんからいろんな要望出たかというふうに思うんですが、2点お聞きしたんですけれども、1つは、そういう中でどういう基準でそのあたりのことを今回の予算で取り上げられたのかということと、全体との、今、中央地区の特に排水問題の対策との絡みで、そのあたりの進行状況含めて教えていただければと思うんですけど。

○土木課長（川畑信一） 道路維持費の工事請負費でございますが、振興連からの要望に基づいて6月の補正でも一部もらいましたけれども、それで残っていた分の補てんを今回したものでございます。箇所数としまして7カ所ぐらい、それと新しく災害の起きるようになったところなんかの維持費もこれには含まれております。

それからもう1つ、排水対策でございますけれども、市道25号線、スーパー「ママ」の裏の側溝の改修等を若干これに見込んでございます。

全体の排水対策としてはなかなか工事費が大きくなることから、まずできるところからやっていくということで計画するようにしていきたいと考えております。

以上です。

○持留良一議員 先ほど市長も、台風シーズンを迎える、そういう時期になってきているということになってきたときに、やはり当然、住民の要望にこたえていくという点では、緊急性の高いところからやっていくという1つの一定の基準というか判断があるかと思うんですが、そのあたりはどうだったのかと、今回のその予算との関係ではそのあたりはきちっと反映されたものだったのかということをお聞きをしたかったんですけど。

○財政課長（岩元 明） 当然主管課としては

そういうことは検討しているわけでございますけれども、まず財政課の観点からは、緊急性ということ優先順位の最上位に持ってきているということでございます。

○議長（徳留邦治） よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、各所管常任委員会に付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第67号は各所管常任委員会に付託することに決定しました。

△議案第68号～議案第73号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第14、議案第68号から日程第19、議案第73号までの議案6件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第68号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第69号 平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第70号 平成19年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第71号 平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第72号 平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案

議案第73号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

○議長（徳留邦治） 説明を求めます。

○市民課長（太崎 勤君） 議案第68号平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案について、御説明を申し上げます。

補正の主な理由でございますが、平成18年度に国保一般分の対象者を退職者医療分へ振り替えたことに伴い、退職被保険者分の療養給付費交付金が社会保険診療報酬支払基金から追加交付されることによる同交付金の増額、これに関連して、国保一般分の国の負担金である療養給付費等負担金の超過交付による返還金の計上、及び高額医療費の負担軽減を図る共同事業のうち保険財政共同安定化事業の負担金及び交付金の年間概算分がこのたび国保連合会から提示されたことにより、同負担金と交付金それぞれにおいて所要額の補正をしようとするものでございます。

まず、6ページの歳出事項別明細書から御説明を申し上げます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費及び5項医療費適正化特別対策事業費につきましては、いずれも平成20年度から始まります特定健診等医療制度改革に向けた準備説明会等の出会旅費に不足を生じることから、普通旅費をそれぞれ1万6,000円増額補正するものでございます。

次に、7ページの2款保険給付費、1項療養諸費、2目退職被保険者等療養給付費につきましては、先ほど冒頭で説明させていただきました療養給付費交付金が追加交付されることによる一般財源から特定財源への財源更正を行うものでございます。

次に、5款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、3目保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、昨年の10月から始まりました事業で、平成19年度の当初予算では年間分の実績が未確定でありましたが、このたび国保連合会から年間概算額の提示がありましたので、1億6,579万円を増額補正するものでございます。

次に、8ページの9款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金についてでございますが、過年度におきまして、転出や国保から社会保険への切り替えなどに伴い、国保税の還付を行うものでございますが、年間所要額に不足が見込まれるために400万円増額補正するものでございます。

次に、5目国庫支出金還付金でございますが、冒頭で説明をいたしました、国保一般分の国の負担金であります療養給付費等負担金は概算交付でありまして、平成18年度における医療費実績に基づく精算を行った結果、超過交付となりましたので、国への返還金として2,408万5,000円を増額補正するものでございます。

次に、10款予備費でございますが、医療費等の増嵩に対処するために1,730万3,000円を増額補正するものでございます。

以上、歳出合計で2億1,121万円を増額補正しようとするものでございます。

これに対しまして、歳入について御説明申し上げますと、5ページでございます。

5款療養給付費交付金でございますが、歳出で説明をいたしました退職医療分として振り替えたことに伴い、療養給付費交付金が過年度分として追加交付されることにより、2,390万2,000円を増額補正するものでございます。

次に、8款共同事業交付金の2目保険財政共同安定化事業交付金でございますが、歳出でも説明をいたしました、このたび国保連合会から年間概算額の提示がございましたので、1億6,063万1,000円を増額補正をするものでございます。

次に、11款繰越金、2目その他繰越金でございますが、歳出で説明いたしました国への返還金や予備費等への財源として2,667万7,000円増額補正するものでございます。

以上、歳入は合計2億1,121万円を計上いたしまして、収支の均衡を図っております。

1 ページにお示ししてございますが、今回の補正の額は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,121万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ29億948万円にしようとするものでございます。

以上で説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○保健福祉課長（村山満寛） 議案第69号平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案について、御説明を申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、平成18年度決算に伴いまして、関係機関への返還金、それから基金積み立て等を補正しようとするものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ1億3,912万5,000円を追加し、補正後の予算総額はそれぞれ19億4,502万4,000円とするものでございます。

歳出から御説明申し上げます。

4 ページでございますが、1 款の総務費でございます。

平成18年度の介護給付費等の確定に伴いまして基金への積み立てが主なもので、その他につきましては、不足見込み額を補正しようとするものでございます。

5 款の地域支援事業費でございますが、今回の補正は、臨時職員の雇用保険の確定及び概算払いにより予算の組み替えや、臨時職員の雇用時間を延長したことによる追加補正でございます。

あけていただきまして、6 ページでございますが、6 款の諸支出金でございます。

平成18年度決算によって超過交付をしております国・県・支払基金、それに一般会計への返還金を計上しております。

次に、歳入について、3 ページの歳入歳出予算事項別明細書で説明をいたします。

繰越金で、繰越金1億3,912万5,000円で歳入歳出の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、議案第70号平成19年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案について、御説明いたします。

今回の補正の理由は、医療機器の購入による建設改良費の追加補正が主なものでございます。

補正内容につきましては、6 ページ、7 ページで御説明申し上げます。

まず、6 ページでございますが、収益的支出でございますが、賃金、共済費は職員代替に伴う経費で一般会計で処理すべき経費でありますため、減額し、委託料に予算組み替えをするものでございます。

7 ページは、資本的収入及び支出でございますが、支出から説明いたします。

新規購入医療機器は、角膜内皮細胞撮影装置、それからベッセルシーリングシステム、人工呼吸器、自動採血管準備装置システムでありまして、あとが老朽化に伴う更新を行うものでございます。8 種類の医療機器を購入しようとするものでございます。

今回の機器購入は、開院時に購入の20年を経過したものや、耐用年数が経過した医療機器を購入しようとするものでございまして、予算額につきましては7,200万円計上しております。財源は企業債を充てております。

以上で説明を終わりますが、御審議方よろしくお願いいたします。

○生活環境課長（三浦敬志） 続きまして、議案第71号平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、今回排水処理施設の整備が必要になったことに伴い、補正しようとするものでございます。

4 ページをお開きください。

歳出から御説明をいたします。

総務費の一般管理費の補正になりますが、排水処理施設内の浄化槽内のポンプの耐用年数によるものと思われる修繕が必要になったことに伴い、補正しようとするものであります。

歳入につきましては、同じく4ページであります。前年度繰越金202万1,000円を充てて収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ928万円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、議案第72号平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

補正の理由でございますが、前年度繰越金が不確定であったため、当初予算に計上を見送ってございました維持管理及び運営経費等を追加補正しようとするものでございます。

5ページをお開きください。

歳出から御説明いたします。

総務費の一般管理費の補正になりますが、需用費につきましては、当初予算作成時において保留した予算額を計上しております。

そのうち今回修繕料に、雨漏りがひどいため修繕工事費分として800万円の補正を行っております。

委託料は、屋根の修繕工事に伴う設計管理委託料であります。

備品購入費は、洗浄器とエアナイフを購入しようとする追加補正でございます。

歳入につきましては4ページをごらんください。

と畜場使用料、基金繰入金、それに前年度繰越金を充て、収支の均衡を図っております。

なお、補正後の歳入歳出予算の総額はそれぞれ1億3,304万9,000円になります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○水道課長（橋口正徳） 議案第73号平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について、御説明申し上げます。

今回の補正理由でございますが、牛根境浄水場施設の加圧ポンプ用モーターに故障が発生し修繕を必要とするため、補正を行うものでございます。

今回の補正の額は、歳入歳出にそれぞれ26万2,000円を追加し、補正後の予算総額はそれぞれ3,042万4,000円とするものです。

歳出から御説明申し上げます。

4ページをお開きください。

1款総務費、1項一般管理費、1目一般管理費、8報償費、謝金等でございますが、個人情報保護等や受益者との対応の観点から、現在委託しております検針員に対する研修の報償として2,000円を増額補正するものです。

11需用費、修繕料でございますが、牛根浄水場施設の加圧ポンプ用のモーターの故障に伴う修繕として26万円を増額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、同じく4ページの歳入、3款繰越金、1項繰越金、1目繰越金でございますが、18年度小谷・段地区簡易水道事業特別会計の繰越金確定に伴います繰越金26万2,000円を増額補正するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（徳留邦治） これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第68号から議案第73号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第68号から議案第73号までの議案6件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

△陳情第3号～陳情第7号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第20、陳情第3号から日程第24、陳情第7号までの陳情5件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

陳情第3号 治山事業及び本城川緊急改修に係る陳情について

陳情第4号 垂水南中学校の存続を求める陳情について

陳情第5号 牛根中学校の存続をもとめる陳情について

陳情第6号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ(NSG)での慎重な議論を求めることについて

陳情第7号 J R不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について

○議長（徳留邦治） お諮りします。

陳情第3号から陳情第7号までの陳情5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託の上、審査したいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号から陳情第7号までの陳情5件については、いずれも所管の各常任委員会にそれぞれ付託することに決定しました。

本日の日程は、以上で全部終了しました。

△日程報告

○議長（徳留邦治） 明6日から11日までは議事の都合により休会とします。

次の本会議は、12日及び13日の午前9時30分か

ら開き、一般質問を行います。

質問者は、会議規則第62条第2項の規定により、7日の正午までに質問事項を具体的に文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（徳留邦治） 本日は、これにて散会します。

午前11時48分散会

平成19年第3回定例会

会議録

第2日 平成19年9月12日

本会議第2号(9月12日)(水曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	橋 口 正 徳
税 務 課 長	川井田 志 郎	監査事務局長	島 児 典 生
市 民 課 長	太 崎 勤	消 防 長	町 田 昭 典
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	谷 口 敏 徳	教委総務課長	松 浦 俊 秀
保健福祉課長	村 山 満 寛	学校教育課長	押 川 和 成
生活環境課長	三 浦 敬 志	社会教育課長	梅 木 勇
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	馬 籠 義 人	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成19年9月12日午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（徳留邦治） 日程第1、これより一般質問を行います。

質問者は、1回目は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、本日の質問時間は答弁時間を含めて1時間以内とします。また、質問回数については3回までとし、初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、2番大藪藤幸議員の質問を許可します。

[大藪藤幸議員登壇]

○大藪藤幸議員 おはようございます。

質問の許可をいただきましたので、早速質問に入りたいと思います。

1番目に、垂水市公設地方卸売市場、以下公設市場と言わせていただきますけれども、この公設市場は、農産物を市外へ供給する拠点として農家のニーズにこたえ、特に夏場は垂水市民の台所の一端を担う農産物の供給ができる唯一の施設であります。しかしながら、公設市場の取扱量は平成8年、9年と年間売り上げが10億円に迫る勢いでありましたが、現在では半減しそうな状態でございます。

今回、売上高市場使用料減免の要望書が提出されておりますが、垂水市にとって必要不可欠な公設市場の経営安定のために要望書の検討を

すべきものであると思います。お答えください。

次に、垂水市立中学校統廃合についてお聞きします。

この質問は、あくまで統廃合を仮定することを前提といたします。

平成22年4月に統合がなされた場合、残る3校の跡地利用計画をお伺いいたします。

3番目、平成17年12月6日付の垂水市土地開発公社と垂水共同店舗有限会社との潮彩町商業用地の賃貸契約書についてお伺いいたします。

去る8月30日に、私も含めまして数人の議員が垂水共同店舗有限会社代表取締役木場清敏氏から、来週には2丁目1番2の土地に店舗を誘致する契約をするつもりであると説明を受けました。そして、その店舗の駐車場は公社と賃貸契約を結んでいる2丁目1番3の一部を使用することでした。当然公社の承諾が必要なことは当人も十分御承知でしょうが、公社との交渉事を無視した発言としか思えません。

そこで、前述の契約書の内容で第11条権利の譲渡等の禁止の条文でございますが、「使用权を第三者に譲渡し、貸し付けするときは、その承認を受けなければならない」と記されております。一般的に民間では考えられない条文でございます。土地を借りの方が契約の時点で貸し主の承認を経て第三者に又貸しができる。又貸しの可能性をうかがわせる契約でございます。このことについてお答えをいただきたいと思っております。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 垂水市公設地方卸売市場の市場使用料の減免の要望について、大藪議員の質問にお答えいたします。

垂水市公設卸売市場特別会計の運営については、垂水市地方卸売市場条例に基づき、卸売業者の市場使用料、いわゆる売上高割使用料と施設使用料とで運営をしております。

議員が言われました状況の中で、県内のどの

市場も厳しい運営状況にあります。垂水市公設地方卸売市場では特産のインゲン、キヌサヤを中心に農作物を取り扱っておりますが、地産地消、直接買い付け等の流通の変化、また、たび重なる2年間の災害等で入荷量が減少し、厳しい運営状況にあるため、卸売業者垂水市大同青果株式会社より売上高割使用料の減免要望が出されております。

減免についてですが、減免については、ちょうど2年前の平成17年8月にも要望書が提出されて、市場運営審議会に諮問し、12月議会で条例変更の承認をいただきまして、鹿児島県より平成18年1月17日で承認決定をいただきまして、1000分の3から1000分の2に現在は減免しているところです。

議員言われましたとおり、公設地方卸売市場は農家の皆様の出荷先の1つとして、公設市場を考える中では垂水大同青果株式会社の経営安定の維持は不可欠であるかと思っておりますので、前向きに市場運営審議会に諮問していきたいと思っております。

以上です。

○教委総務課長（松浦俊秀） 学校統合の跡地利用についてお答えします。

統合後の跡地計画につきましては、今後できるだけ早い時期に垂水市中学校統合地区別協議会を開催し、今後の学校跡地利用については、地区の方々の意見をお聞きし、地元が衰退しないように財政課とも協議して計画していきたいと思っております。

以上です。

○企画課長（迫田裕司） 平成17年12月6日垂水市土地開発公社と垂水共同店舗有限会社との間で交わした潮彩町商業用地の賃貸契約書の中で、第11条は又貸しを前提とした契約ではないかという御質問にお答えします。

この条項は、「権利の譲渡等の禁止」とありますように、又貸しを前提としたものではござ

いません。しかしながら、「垂水共同店舗有限会社が借りた土地を第三者に譲渡し、貸し付けるときは、事前にその理由を記載した書面によって垂水市土地開発公社に申請し、その承認を受けなければならない」とありますように、その申請書を垂水市土地開発公社理事会が承認した場合は認めることができることとなっております。

他市を調査しましたところ、川崎市土地開発公社や埼玉県蕨市の賃貸契約書に同様の条項がありました。

以上でございます。

○大園藤幸議員 中学校統廃合につきましては、もちろん前提でございますが、22年4月に統合をなされる可能性があるとするならば、先ほどもお答えいただきましたが、地域の方々、保護者の方々と連絡を密に、協議を密にして、残る3校の跡地を同じく22年4月までには利用計画を決定し、同時にスタートをされることが望ましいのではないかと思います。

日本財団が推進する改修事業の中で、使われなくなった学校、役場などを改修して新たな福祉拠点として再利用する計画もございます。物を直してもう一度大切に使う、そんな昔ながらの日本人の知恵が今、福祉の現場でも脚光を浴びております。

流動人口をふやすためにスポーツ等の合宿所に利用する考え方もいかなものでしょうか。地域のコミュニティセンターとして利用する手だてもあろうかと思います。

次に、公社と垂水共同店舗有限会社さんとの賃貸契約書の中で、先ほども第11条を取り上げましたけれども、今、共同店舗さんの方で福祉施設等を建設したいという意向も聞いております。非常に高齢化社会に入って我々垂水市民はこぞって賛成をすべきものだと思います。

しかしながら、当初申し上げたとおり、垂水共同店舗有限会社さんと木場商店有限会社さん

は法人格でありまして、全く別個なものでございます。事業計画によりますと、事業主体が木場商店有限会社さんということで説明を受けておりますので、これは第三者の利用ということになります。共同店舗の代表取締役が木場清敏氏でございますので、しかし、木場商店有限会社とはこれは全く別個なものでございます。

公社は共同店舗さんと契約をなされているわけでございますので、ここに、公社の理事長を含め、理事さんもおいででしょうが、熟慮の上、公社の理事会では議論を重ねていただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（徳留邦治） 次に、1番感王寺耕造議員の質問を許可します。

〔感王寺耕造議員登壇〕

○感王寺耕造議員 皆さん、おはようございます。

第2次安倍内閣が発足いたしました。相も変わらず政治と金の問題が次から次へと続出してあります。

重要省庁であります農水省に至っては1年間で5名、直近の3カ月で3名も農水大臣が交代をいたしております。たった8日間で辞任された遠藤元農水相に至っては、最近まで経営に携わっておられた自動車教習所の国有地不正取得の疑惑、また自身が組合長を務めておられた置賜農業共済組合が国からの補助金115万円分を不正取得し、会計検査院の指摘を受けながら3年間もこれを放置されておりました。

農業共済制度は、47年制定の農業災害補償法に基づくもので、30アール以上の水稻農家は強制的にこれに入らなければなりません。極めて公的性格のそういうものでございます。国と生産者が半額ずつ拠出金を出し合い、災害があった場合、また大家畜の診療、死亡事故等が発生した場合など、共済金の支払いが行われます。災害時の農家の所得補償を担う大事な農業共済制度

が、国民の皆様は農業への補助金の垂れ流しだと誤解されはしないかと危惧いたしております。

また、日本の一次産業は、貿易の自由化という荒波に飲み込まれようとしております。関税の削減・撤廃についてのWTOの多角的貿易交渉、オーストラリアなどとの経済連携協定（EPA）も本格化してまいります。農水省は農政の大事な指令塔でございます。外国との交渉で堂々と日本の農業を語ってほしいのに、これでは貿易交渉相手国になめられてしまうのではないかと心配しております。

幸い地元5区選出の森山先生が財務副大臣に就任されました。農林水産問題にも非常に造詣が深く、地方の痛みを一番理解しておられる先生でございます。日本の農林水産業を、地方を守っていただくようお願いする次第です。

まだまだ怒りはおさまりませんが、議長の許可をいただきましたので、通告に従い、一般質問を行います。

まず1番目に、今回の台風4号災害を振り返って、早期避難対策について伺います。

今回、指定避難所へ市職員が派遣されました。新城支所へも6～7名の市職員が昼夜を問わず常駐し、避難者の誘導、人員確認、関係機関との調整等、活躍いただきました。このことは評価するのですが、これは対価を伴ったものなのか、また、その報酬額の内訳、時間当たりの単価についてお伺いいたします。

次に、避難勧告の時期と対象地域について伺います。

今回、二川地区で全壊6棟、半壊1棟、一部損壊1棟などあったわけですが、市民の皆様の防災意識の向上、また災害対策本部の適切な対策のおかげで人的災害が出なかったことは、まことに不幸中の幸いと思っております。今回は評価したいと思います。

しかしながら、過去においては、市内全域、全戸に対して避難勧告が出された経緯がござい

ます。全市民が避難できる場所などございませんし、これはいたずらに市民の不安をあおるだけで、災害対策本部の責任逃れと言われてもいたし方ないものと思われまます。避難勧告の時期と対象地域について、どのようなプロセスで決定されるのか伺います。

次に、危険区域の名簿、要介護支援マップ、これについては準備してあるのか伺います。

次に、自主防災組織の充実について伺います。

市木地区の自主防災組織については、コミュニティ助成事業を活用され、装備、備品などのハード面の充実、また役割分担と話し合い活動などソフト面でも積極的な活動を行っております。その他の市内全域の自主防災組織についても、コミュニティ助成事業を活用し、備品の充実を図っていけないのか伺います。

また、すべての避難所にソフトシートなどの敷物等、備品として用意していただきたいと思ひます。場所によってはコンクリートの床にブルーシートを敷いただけのところもあるようでございませす。前回は避難したけれども、コンクリートの上に寝かされた。あんな窮屈な思いをするのなら、今度の台風はちった小めごっあつて避難は見合わせようと、そういったことがあつてはならないのでございませす。最低限、ソフトシート、タオルケット、毛布等、市民の皆様は必要だと思われませす。また、タオルケット、毛布等については、市民の皆様の不用品の寄附等も期待できるのではと思ひませす。

また、女性と男性との部屋割をするなど、きめ細かい対応が必要と思ひませす。今回これはなされておひませせんでした。

また、指定避難所が満杯になった場合の対策についてもあわせて伺ひませす。

次に、給食問題、民営化問題についてお伺ひいたしませす。

6月議会でも取り上げましたが、再度のお伺ひになります。

民間委託につきましては、職労との合意が大前提となるわけですが、その後の進展について伺ひませす。

2点目につきましては、6月議会で学校教育課長の答弁をいただきましたので削除して、2回目で市長の答弁をいただきたいと思ひませす。

3点目に、8月4日だったですか、市民館において開催されました自治労大隅総支部給食部会主催の「たるみず食のフォーラム」に参加された副市長の感想をお伺ひいたしませす。

3番目、中学校統合についてお伺ひいたしませす。

まず1番目、耐震性や老朽化の問題を統合問題にリンクすること、また、財政問題として統合を考へることはおかしいのではないかと考へませす。

確かに、平成15年7月の文部科学省の学校施設耐震化方針により、新耐震基準施行昭和56年以前の学校施設については早急に耐震化を推進することになっておひませすし、学校の建てかえにつきませすは財政的な問題があることは理解いたしおひませす、行政は子供や教育にお金をかけなくてどうするのでしょうか。市町村合併を選択しない道を選んだ垂水市にとって一層の人材育成が必要だと思われませす、どのように考へるのか伺ひませす。

また、あわせて各校の耐用年数を示していただきたいと思ひませす。

2点目、各地域での6月説明会の出席者数と出された意見について、集約してお答えいただきたいと思ひませす。

3点目、今議会で新城地区351名、牛根地区から343名の方々の統合反対の陳情書が出されたということは、地域住民への説明がまだまだ不十分だということではないのでしょうか。平成22年4月1日を目標とした早急な取り組みではなく、腰を落ちつけてさまざまな角度から市民の声を拾ひ上げる必要があると思ひませす、この

点について伺います。

4点目、市内各校のPTA会長で市職員は何名いらっしゃるのか、お答えいただきます。

5点目の統合跡地利用については、先ほどの大園議員の質問の中にありましたので削除いたします。

6点目でございます。今まで、まず統合ありきということで進められてきたように思われます。まず統合というのではなくて、既存の小・中学校の生徒をふやす、この対策が今までなされてきたのか、私はこのことについて疑問に思われます。小規模小・中学校の児童生徒数を確保する対策、これについては何ら行われてこなかったのではないかと思います。

御承知のとおり、新城は鹿屋市の、牛根は霧島市の通勤圏内でございます。現に新城の大浜団地、麓団地につきましては多くの児童生徒がおります。新城、牛根地区での新たな市営住宅建設、また山村留学の実施等により児童数はふえていくのではないかと、確保していけるのではないかと、今のままの小・中学校の体制でやっていけるのではないかと考えます。この点についてお伺いいたします。

7点目、スクールバスの運行方法はどのように考えておられるのか。また、その財政コストを示していただきたいと思えます。

4番目の質問に入ります。

振興会の統合について。

1点目、振興会長の手当の内訳を。

2点目、振興会の数と組織率は。また、単位振興会の最大・最小世帯数をお示しいたできません。

3点目、世帯数の減少と高齢化により、振興会の運営が困難となり、振興会統合を図るべきとの市民の声も出ておりますが、市長はどのように考えておられるのか伺います。

5番目、選挙公報の配布についてでございます。

1点目でございます。全戸配布が前提の選挙公報が、7月29日執行の参院選で県内3町で配布漏れがございました。市内ではなかったのか伺います。

2点目、振興会未加入世帯の選挙公報の扱い、配布についてはどうなっているのか、あわせて伺います。

6番目の質問になります。

土地開発公社について。

潮彩町の土地開発公社所有の土地に有料老人ホーム等を含む建設計画があると聞いております。市の福祉政策との絡みでどのように考えておられるのかお示しいたきたいと思えます。

7番目、三和センターの食改善施設の存続についてでございます。

内ノ野辺地にかかわる総合整備計画との絡みで、三和センターの食改施設が廃止をされるという話が出ておりますが、生活改善グループと関係機関への説明会を行ったのか伺います。

○総務課長（今井文弘） それでは、感王寺議員の自然災害による早期避難対策についての御質問にお答えいたします。

最初の、指定避難所へ市職員が派遣されているのが対価を伴っているのかということですが、17時15分から翌日の8時30分までの勤務分につきましては、超過勤務手当を支給する取り扱いとしております。

ただし、管理職を除くすべての職員一律に高校卒初任給の平日時間単価1,064円で支給をすることとしております。

また、土・日の昼間の勤務分につきましては、超過勤務手当の支給は行わず、振りかえ休暇の取り扱いとしていただいております。このことは、職員の皆さんにも市の財政状況を理解してもらい、このような取り扱いをさせてもらったところであります。

次の、避難勧告の時期が適切であったかということでもありますけれども、避難勧告は、気象

情報、県の土砂災害警戒情報、土砂災害警戒監視情報等の情報を含め、災害対策本部で十分な協議を行いまして、災害の発生が予想され、生命、身体の危険が迫ってきたときと判断をした際に発令をすることにしております。

今回の台風の4号の場合は、その前の大雨により山間部において土壌雨量が飽和状態で、そこに台風が来ますとかなりの土砂災害が予想されたこと、また、避難をしようとする場合、夜間よりも昼間の方が避難行動がしやすいということもありまして、今回は午後2時に市内の急傾斜地危険箇所80振興会、3,905世帯に早目の避難勧告を出したところであります。

次に、危険区域の名簿はできているのか、また要介護支援マップはあるのかということをございますけれども、前回避難勧告を発令した振興会を一部見直しをしまして、現在、土砂災害危険箇所、急傾斜危険箇所と土石流危険渓流を有する箇所でございますが、82振興会となっております。

また、災害時の要援護者にかかわるマップは現在作成してはおりませんが、これから秋ごろにかけまして、該当の振興会をお伺いしまして、振興会長、それから民生委員等に協力をいただきながら、要援護者とその方々を介助する避難支援者の把握をすることにしております。この作業が終わり次第、マップへの掲載をしていきたいと考えております。

次に、自主防災組織の充実を図る必要性があるのではということではありますが、現在、本市の7月末の自主防災組織率は、世帯割で51.95%であります。

自主防災組織は、御存じのとおり自分たちの地域は自分たちで守るという地域住民の自衛意識と連帯感に基づいて結成され、地域内で自主的に活動する組織のことです。垂水市は特に災害の発生しやすいところでもありますし、災害が市内に同時多発的に発生した場合等は、

行政職員で対応できることは限界があるわけで、そのようなときに自主防災組織の果たす役割が重要になってくるわけであります。

今後、さらに自主防災組織の設立のために、まだ未設置である地域へお願いをしてみたいと考えております。

それから、下市木の自主防災組織が今回コミュニティ助成事業を利用しての助成金を受けて備品等の購入計画がある。このことについての質問がございましたので、この事業について少し説明させていただきますが、このコミュニティ助成事業でありますけれども、これは、財団法人自治総合センターが宝くじの普及広報事業として受け入れる受託事業収入を財源としまして、コミュニティ活動を行う団体等に助成をする事業でありまして、今回、下市木地区の自主防災組織が申請をして、助成金を受けることになっているものであります。

これまでは、事業主体が市として申請して、コミュニティ活動に関するところの助成金を受けてきていたわけでありまして、地域にある団体が申請したのは今回が初めてでありまして、下市木地区の自主防災組織は、結成して以来、地域住民の防災意識の普及及び啓発、避難路の整備、危険箇所の点検、防災訓練の実施や周辺集落の災害要援護者の避難介助などをされて、そのような活動の実績があるということから、今回、災害時必要な機材等を購入するための助成の申請をされ、採択をされたところでございます。

最後になりますが、指定避難者が満杯になった場合の対策は。また、ソフトシート、備品の充実が必要ではということではありますが、現在は、トイレなどの整備がされております17の施設を指定避難所として開設しております。そして、避難所が満杯になった場合の対策としましては、予備避難所として老人憩の家や、これまで指定がされていないところの学校の体育

館や福祉施設などを開設できるように検討していきたいと考えております。

また、ソフトシートなどの備品の充実につきましては、議員の言われますとおり避難所からの要望も出ております。そういうことで今回、厚さ8ミリ、縦横2メートル・1メートルのマットレスをとりあえず200枚購入し、各避難所へ配布をしているところでございますが、不足する分につきましては、今後、予算措置をお願いして配布をしてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○感王寺耕造議員 答弁漏れ、時間単価についてお示しいただきたい。時間単価、答弁漏れです。（「時間単価1,064円」と呼ぶ者あり）

1,064円。済みません、聞き漏らしでした。失礼しました。

○総務課長（今井文弘） それでは引き続きまして、給食問題についてでございますが、民間委託に向けてのその後の進捗状況についてでございますが、給食センターの調理員の皆さんには団体交渉を通じて既に市の方針をお伝えをして、職種変更については、一般職等の研修の用意をすることなどの提案をしております。しかし、調理員の皆さんの調理業務に対する意識が高く、職種変更の同意を得られるに至っていない状況でございます。今後も地道に解決に向けた交渉を重ねていく必要があると考えております。

以上でございます。

○副市長（水迫恒美） 同じく給食問題のうち、8月4日本市で開催されました大隅総支部給食部会主催、垂水市給食センター給食部会の後援により「たるみず食のフォーラム」に参加した感想という質問にお答えを申し上げます。

このフォーラムには市長の代理として出席をいたしました。1時間半程度の時間しかとれませんでしたので、全体を把握できない中での感

想として申し上げます。

垂水で初めての行事と聞いておりましたが、市民、保護者、教師、そして栄養士、生産者など約210名と多くの方が参加されたことにまず驚きました。本市の学校給食は、これまで地元産の食材を積極的に取り入れ、行事食あるいは郷土料理など子供たちのためにさまざまな取り組みを行ってきております。

しかしながら、今日の子供たちの様子を見ますと、朝食をとらなかったり、あるいは1人で食べると、あるいは肥満など、学校給食だけの取り組みではまだ多くの問題が指摘されていることから、今後、学校、家庭、地域が連携して子供たちの食育の推進を図る必要があると、このことを改めて認識するところに、このフォーラムの目的があったのではないかと、そういうものを感じました。これからの食について考えさせられるいい機会でもございました。

以上でございます。

○教育長（肥後昌幸） 感王寺議員の質問にお答えをいたします。

耐震性、老朽化、あるいは財政問題を統合問題として考えるのはおかしいのではないかとこの御指摘でございます。

財政問題もありますけれども、教育委員会といたしましては、現在の子供たちあるいはこれからの子供たちのよりよい教育環境を整えるためには、中学校の統合というのはやむを得ないというふうに考えております。

また、8月に行われました鹿児島大学公開講座で、鹿児島大学の神田先生も「統合は、子供たちのために教育的面から統合すべきである」とおっしゃっていたようでございます。

また、将来の垂水を担う子供たちの命を守るために、今問題になっております耐震診断など、早急に計画的に行いたいというふうに思っております。

ほかにつきましては、後でまた各課長から説

明をいたさせます。

○教委総務課長（松浦俊秀） では、まず耐用年数からお答えいたします。

文科省では財産処分制限期間となっております。その残り年数ですが、棟ごとに申し上げますと、牛根中学校校舎が23～24年と13年、体育館が22年、協和中学校校舎が15～16年と33年、体育館が23年、垂水南中学校校舎が12年～13年と、木造、鉄骨造につきましては耐用年数を過ぎております。垂水中学校校舎が14年と19年～24年、46年、体育館が20年となっております。

それと、6月に行いました中学校統合地区別説明会では、制服に関する問題、スクールバスの運行方法、中学校はなくなれば過疎化が進む、大きな学校で切磋琢磨して頑張りたいなど、統合賛成、反対などたくさんの意見が出ましたが、統合やむなし、統合賛成の意見の方が多かったと思います。

出席者数は、延べ206名でした。

また、地区別説明会の詳しい報告につきましては、8月中旬に振興会を通して市民の皆さんに報告しております。

P T A会長の市職員ですが、小学校は2名、中学校が2名となっております。

スクールバスの運行につきましては、現在同様、業者委託を考えております。牛根・海潟方面で2台、新城・柘原方面で2台、大野方面で1台、合計5台とし、運行回数につきましては、基本的には朝1便、夕方は授業終了後1便、部活終了後1便、計2便を考えております。

財政コストにつきましては、地方交付税で賄えると思っております。

以上です。

○学校教育課長（押川和成） 6番目の山村留学の実施についてお答えをいたします。

山村留学は、親元を離れて自然豊かな農山漁村で里親宅から地域の小・中学校へ通う制度でございます。

里親など受け入れる側の問題だろうと思われませんが、垂水市ではこれまでこのことに取り組まれた地域はございません。今後、地域が児童生徒数の確保のためにこのことに取り組むをされるということになれば、教育委員会としましてもできるだけの応援はしたいと考えます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 感王寺議員の私に振られました3番、中学校統合の今議会に新城地区、牛根地区から統合反対の陳情が出ていることに対しての質問がございました。それにお答えをしたいと思います。

中学校統合問題については、6月議会で統合の必要性なども十分お話を、回答をさせていただきました。

それから、今回8回にわたって、小学校校区で振興会長さんをお願いしまして、全戸に連絡をとって下さいという形での各小学校区の説明会をしたわけです。このことは、やはり説明が足りなかったんじゃないかというようなお話をもとに、平成21年4月からの統合を1年延期して22年4月にしたということがもとでございました。その辺の説明を全戸連絡が行く形でさせていただきましたので、ある程度説明はさせていただいたというふうに思っております。

教育的立場、それから財政的なものも絡んで、学校統合については、6月議会でも申しましたように、どうしてもやはり統合必要なんだという考え方へ変わりはございません。

この10年間のスパンで考えてみましても、垂水市民の全人口の中で2割が減ってきておるんです、ちょうど。子供たちはそれが4割減ってきております。いずれにしてもいつの時点かやはり、教育的な配慮、それからまた財政的な配慮も伴った中で統合をいつかやらなければいけないというふうに思っております。

その時期が、やはり今回8回説明会をさせていただいた中で、今現在子供をお持ちの方、こ

れから中学校へ子供を出されるような方々の意見というのは、早く統合してほしいんだという考え方が大方の考え方だというふうに思っております。一方また、統合に反対される方は、今までの長い歴史の中で中学校が果たしてきた役割、この辺を考えると、本当に地域がすきむんじゃないかと、疲弊していくよというような意見でございます。なるほど両方意見はあると思えますし、この地域が寂れていくよと、疲弊していくよというのがこの陳情につながったというふうにも思っております。

このことを、できるだけそういう寂れない方法を考えなければいけないというふうに思っております。先ほど教育委員会の方から説明しましたように、地区ごとの説明会を急いでやっていきたい。残り3カ所の中学校にはそれぞれの地域性がありますから、それぞれの地域性に合った、そしてその地域の方々の意見を大事にした、跡地を利用した振興対策というものを考えていかなければいけないと思っております。

1つの例が、18年3月に小・中学校の統合をしました大野小・中学校、垂水中学校と水之上小学校に統合したわけですが、子供たちは非常に統合の当初心配しておりました。大きい学校になじめるだろうか。ところが、現状は非常にうまくいっているという報告を受けておりますし、そしてまた、大野地区を活性化しようということで、鹿児島大学のお力もいただきながら、大野E S D自然学校を立ち上げて、あと今年度中にこの学校をしっかりと立ち上げます。去年18年度にこの学校を訪れて、この学校行事の中で来てくれた生徒を初め、いろんな方々が651名おります。そしてことしはまた9月までで450名を超しておると。非常にまだ開校しない前にそのような状況も見られるわけで、地区に合った振興対策を考えていけば、地区の振興には必ず何か見出すものが出てくるというふうに思っております。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 感王寺議員の質問にお答えいたします。

最初に、振興会長手当の内訳につきましては、均等割1万円と戸数割200円掛ける世帯数、また高塚、大野原などの9つの特別地区には1,500円がプラスされ、1カ月分の委託料としてお願いしております。

次に、振興会の数は、148振興会で組織率は約95%となっています。単位振興会としては、城山団地の253世帯が最大で、高峠の5世帯が最少となっております。

次に、振興会統合再編につきましては、17、18、19年度の行政連絡会において、各振興会で世帯数が年々少なくなったり、高齢化等で振興会の役員になる人がいないなど、振興会活動に支障を来し、運営に大変苦慮されているところがありましたら、今後は隣接振興会との合併統合も視野に入れた検討も必要ではないかと考えますので、心配されていることがありましたら行政としてできる範囲で協力しますと事務連絡をしているところであります。役員になる人がいないので継続しなければならないという話は聞きますが、正式な相談としては1件もないのが現状でございます。

続きまして、選挙管理委員会の質問についてお答えいたします。

選挙公報の配布漏れはなかったかの質問ですが、通常市からの配布物等は振興会からの世帯数で配布しています。しかし、選挙公報の配布の場合は、振興会長さんあてに特別に「貴振興会区域の全有権者に配布くださるようお願いいたします」と、全世対数での配布をお願いしております。

3振興会から選挙公報の枚数の不足の電話がありまして、即対応しましたほかには、選挙公報が来ていない等の苦情はありませんでした。

未加入世帯の取り扱いですが、まず、転入さ

れますと、市民課窓口で転入手続と同時に「転入者の方へ」とチラシに振興会名、振興会長名、電話番号を記入し、加入促進のための文書チラシを転入者に渡しています。また、生活環境課でも、ごみの分別を指導し、生ごみバケツを支給し、振興会加入を促進しているところでもあります。

振興会長さんからお聞きします未加入世帯は、アパート等に居住されている単身者世帯が多いと聞いております。振興会加入は強制でなく任意加入のため、県内の17市の会議等でも未加入世帯への手段、方法に苦慮しているのが現状でございます。

○企画課長（迫田裕司） 潮彩町の土地開発公社所有土地に有料老人ホーム等の建設計画があるがという御質問にお答えします。

先般、共同店舗有限会社の木場社長とコンサルタントの方が有料老人ホーム等の建設計画を持参されましたので、その内容をお聞きしました。しかし、垂水市土地開発公社にはまだ正式な建設計画書は届いておりません。

もし建設計画が出された場合は、潮彩町商業用地賃貸契約書第10条、共同店舗有限会社は、貸付物件について第2条に規定する商業用地を変更する場合には、事前に変更する理由及び変更後の事業計画書を書面によって申し出、垂水市土地開発公社理事長の承認を得なければならない。また、共同店舗有限会社が直営でない場合は、同第11条により、使用権の譲渡、貸し付けの申請ということに基づき、土地開発公社理事会を開催し、協議していただくことになると考えているところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 関連しまして、有料老人ホーム等の建設計画についてお答えいたします。

本市介護保険の立場で申しますと、療養病床の再編問題が最優先すべき事項であると思っ

ております。この病床が約100床でございますので、この再編によっては入院中の方々の行き先がなくなる可能性がございますので、必要な施設ではあると思っておりますが、療養病床について国の状況は確定とはいえず、不安定であるため、療養病床の転換の行方を見きわめる必要があります。

計画されている施設は、施設での介護サービスの提供がない住宅型有料老人ホームということですので、介護保険法に基づく指定は必要がなく、老人福祉法に基づく県への届け出だけでよいこととなりますが、計画が市の保健福祉行政に大きな影響を与えることと、予定地が土地開発公社用地ということで、市へ相談されているものと思っております。

今回の計画の概要は、住宅型有料老人ホームや高齢者専用賃貸マンションを開設したいということでございますが、保健福祉課としましては、この問題につきまして、次の3点について検討を加える必要があると認識いたしているところでございます。

まず1点目でございますが、垂水市民のニーズがあるかという点であります。

入居費用が介護施設等よりもかなり高額になると思われ、低所得者層の多い垂水市民にどの程度のニーズがあるかということと、特別養護老人ホーム、養護老人ホームの待機者の緩和にどの程度につながるかということの現状では疑問が残ります。

2点目は、介護保険料や介護保険財政に与える影響であります。

新たな施設ができますと、即介護保険料の値上げや市の一般会計の負担増につながりますが、負担と給付のバランスについては詳細な検討が必要となります。先ほども申しましたが、平成23年度までに予定されている療養病床の転換の行方も関連づけて検討していく必要があります。

3点目は、計画されている施設の問題であり

ます。

住宅型の有料老人ホームでは、外部の訪問介護などを利用し、施設自体の介護サービスが行われないので、重度者の介護に難点があるのではと。また、このような施設には医療や他の介護施設のグループ力が必要になりますが、その点で入院のできる医療機関などとの連携に不安があるということなどが問題点ではというふうに思っております。

保健福祉課では、平成19年度から着手する第4期介護保険事業計画の策定作業の中で、市民の意向調査などを実施した上で対処してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○農林課長（山口親志） 最後の質問ですが、三和センターの廃止等に関して、各関係機関へ説明をしたかということの感王寺議員の質問についてお答えいたします。

猿ヶ城の活性化施設の経緯については、6月議会で質問等ありましたので省略させていただきますが、活性化施設の建設後の三和センター施設の利用については、関係機関への説明はまだ行っておりません。不安視されておられるとの声をお聞きしましたので、早々猿ヶ城の加工施設を利用されるか、三和センターをそのまま利用されるか等のアンケートを周知を兼ねて実施しております。その結果次第では当分の間2カ所を利用することになるかとは思いますが。

ただし、猿ヶ城に建設します加工施設利用について不安視されておられることは、交通関係だと思いますが、平成21年度に建設するまでには内ノ野線は十分整備されてきますので、心配されておられることは解決できるかとは思いますが。

活性化施設については、本年度実施設計を協議・作成しまして、平成20度に更衣室、シャワー等を完備し、利用しやすい加工室を建設する予定でございます。

以上でございます。

○感王寺耕造議員 2回目の質問に入らせていただきます。

まず、早期避難対策についてですが、土・日の昼間については、休日の振りかえとして取り扱おうと、夜間については、夜17時15分から8時30分ですか、明けて。これは高卒初任給並みの超過勤務手当を支給されているということでございます。そうしますと、15時間15分の時間数があるわけですから、1,064円の単価と15時間15分を掛けますと1万5,960円と、そういう解釈でよろしいわけでしょうか。

そうすると、消防団の出動手当については、1回につき4,500円、日付が変わると2回とカウントされるとのことでございます。消防団の出動手当と比較しても余りにも高いのではないかと思います。

また、公民館長・主事、振興会の会長さんと手弁当でボランティアをなさっている方等、これとどう考えるのか。確かに労働力に対しては対価を要求することは労働者の当然の権利でございますが、消防団の出動手当との整合性、また住民感情に照らした場合いかなるものかと考えます。せめて消防団の出動手当に基準を合わせるべきだと思いますが、市長の見解を伺います。

避難勧告の時期と対象地域につきましては、さらなる研究・研さんを重ねられ、適切な業務の執行をお願いいたします。

今回、残りの問題についてでございますが、一括して2回目の質問とさせていただきます。

自主防災組織でございますけれども、これについては、ただいま説明があったとおり、十分に指導また育成いただき、魂の入ったものとなるように願っております。

わかりやすいように、今回、台風4号の新城地区の例を挙げて検証してまいりますと、80名ぐらいの方が今回避難されたわけですが、まず第1に、新城地区につきましては新城公民

館が避難場所となっております。まず1階の和室、会議室から埋まっていきました。満杯となったため2階大講堂を使用したところ、2階は使用させない旨の公民館支所長の発言があったようです。この発言を聞いた方は市役所へ抗議の電話をなされたということでございます。

公民館の和室が埋まると同時に、隣接する憩の家にも避難者が詰めかけました。かたいコンクリートの上よりも和室の方が過ごしやすい。また先ほど質問しましたように、ソフトシートなどの備品もないというようなことも関連していたと思われまゝ。隣接しているとはいえ、これは重大な問題を含んでおります。

避難所については、その建物の堅牢性、安全な建物であるかどうか、また先ほども答弁にもございましたとおり、飲料水、トイレなどのインフラ、情報が確保できるか、避難者を一元的に把握するため、二次災害をまた防ぐために、原則的に1カ所の避難所で対応するのがこれは鉄則でございます。

今回、公民館1カ所で集められなかった。このことは重大な問題であると思えます。公民館2階へ避難を迎えるべく新城郵便局長が段ボールを持ってきていただき、その上に公民館所有のブルーシートを敷き、以前用意してあってござについては、カビが発生し使用できないため、近隣の畳屋さんにお申し、表がえのござをもらって急場をしのいだ次第でございます。

消防団については、消防団の指揮のもとに避難勧告の広報、被災箇所の確認等を分団車で巡回し、また避難誘導の任に当たっているわけですが、一次配備の場合、班長以上の配備のため人員が不足しているのが実情でございます。常日ごろ地域の独居老人、危険箇所の把握等は消防団では行っている、直近の旅行、入院による不在、また垂水市内近隣の鹿屋市への近親者宅への避難もでございます。消防団のみでは避難者のすべてを把握することはできません。住所、

指名、電話番号、避難勧告が出た場合の避難先、また要介護支援の方の受入先の名簿を一括管理すること、また一元的に管理することが必要になってくると思われまゝ。

今回も避難の情報が交錯したため、6分団は3回も危険地域を徒歩で巡回した次第です。まだまだいろんな問題点がございませぬが、時間の都合でこれで終わりたいと思ひます。関係機関の役割を明確にすることが急務だと考えまゝが、あわせて、受け入れ態勢について市民からほかに苦情はなかつたか伺ひます。

また、給食問題についてでございます。

副市長も申されたとおり、「たるみず食のフォーラム」につきましては垂水市での初めての取り組みでございました。各地の栄養士、保育士、また学童保育の先生、調理技師、生産者、父兄、保健師さんがコメンテーターとなり、西日本新聞社の佐藤弘氏のコーディネートのもと、それぞれの立場から、また入場者を巻き込みながら、現在の食のあり方を考える非常に有意義なシンポジウムであったと思われまゝ。教育委員会が共催し、広く学校の先生、父兄の方々を初め、市民の皆さん方にも知っていただきかけた内容でした。

現在、給食センターは、12名の正職員の調理技師さん、うち1名は事務担当ということでございます。4名の非常勤の調理師さんで運営をされております。採用条件にはなかつた調理師の資格を皆さん全員取られております。単なる栄養補給のための調理ではなく、食育についても、6月議会で申しましたとおり実行されておりますし、広く市民へ食の情報発信も行っておられます。

また、6月の答弁にもあったように、市内の地産地消は県内でもトップの平成18年度で31%ということでございます。どうしても減農薬、減化学肥料、無農薬の農産物を使用するため、時期によっては虫がつきます。私も納入していた

ことがあるためわかるのですが、1つ1つ虫を取りながら、機械で切るところを手で切っておられます。また、湯通しをして虫を取るなど、一手間も二手間も手をかけ調理されております。まさに母親が実の子に調理をつくっているようなものです。民営化した場合、委託業者に地産地消を引き継いでもらうということですが、これだけの調理の手間を民間業者がかけられるのか疑問でございます。

2005年7月には食育基本法も施行されました。子供たちの健全な育成を図るため、また食育という教育の一端を担う大事な学校給食については、市で運営することが大事だと思われまます。そうでないと給食の安全・安心は担保されないと考えます。

また、民営化される最大のメリットは、職員の一般職、用務員への任用がえによる人件費のみでございます。任用がえしても人件費は支払わなければならないのですから、当分の間、退職者不補充で給食センターを維持すべきではないかと考えます。

6月の施政方針演説の中で市長は、「あれもこれもでなく、あれかこれかの市政運営へ」と述べられました。私もこれについては同感でございます。ただ、事給食問題につきましては、これだけは守られなくてはならないと思うのですが、市長の見解を求めます。

また、6月議会の押川学校教育課長の答弁では、「調理及び配送業務を民間委託しましても、これまでどおり県費職員の栄養士が献立を作成し、食材を検収した上で」とございます。ただし、実情は調理師さんの勤務時間は特例で8時からの勤務でございます。8時から5時15分ですか。それで、――何分までですか。

○議長（徳留邦治） あと5分です。

○感王寺耕造議員 申しわけございません。

それで、実情は調理師さんが7時50分に、給食の配送には7時50分からつくらないと間に合わな

いということでございます。県費の栄養士さんは8時15分からの出勤でございます。民営化した場合、委託業者の調理員が検収することとなり、これでは食の安全・安心は担保できません。管轄外の県費の栄養士さんを7時50分から出勤させることはできるのでしょうか。

また、続いて、「栄養士の指示が調理員に正確に伝わり、給食の質を低下させず」とございました。そうしますと、発注者が教育長か市長になるわけですが、請負業者と請負契約を結びます。請負業者は労働者に対して雇用関係、指揮命令関係がございます。これを栄養士さんが調理員に対して指導する。このことは偽装請負の典型だとも考えられます。この点について伺いたします。

私の配慮が足りないためすべての質問を終えることができませんでした。時間のある限り今の部分について御答弁いただきたいと思ひます。

まだまだ2回目の質問をしたかったんですが、また後日に回させていただきたいと思ひます。
○市長（水迫順一） 2回目の質問の中で、台風4号におきます職員の時間外手当についての質問にお答えをしたいと思います。

実はこの間の台風4号の職員の配置につきましては、係長以上すべてのみなでこの台風の避難体制をつくろうということで、係長以上に命令を出したところでございます。そしていつも申し上げておるのは、市の職員も今260名、この2年間で30名減って260名になっていますが、その職員全体で台風その他に、災害にも対処していこうという雰囲気づくりをしておりました。職員もそれにしっかりとこたえてくれているやさきでございます。

ただ、この間みたいに夜に、台風4号みたいに夜にずっと避難体制を組まなければいけない。市民の皆さんがどのような状況かを把握しながら、職員全体で当たっていく中で、せめて係長は夜泊まってそれに対応をしていこうとい

うのが、今回初めてのケースでございました。

ですから、背景には、市役所職員が全員でこういう災害に対処していくんだよという思いがあるということをもまず知っていただきたい。

そして手当問題なんです、今、時間外手当につきましてもいろいろカットしていただいておりますし、安いほうへ安いほうへ了解をいただいておりますという状況でございます。消防団との違いがあるというのはわかるんですが、高卒の初任給の時間外手当にまずしてくれと、お願いしますということで、このことも了解を得たわけでございます。ですから、このことは、いつも高い正規の時間外で対応していくんじゃないで、市民にも行財政改革で非常に苦しみを味わっていただいております、我々もそういうことに対応していこう、こたえていこうあらわれだというふうに思って、私はこのことは喜んでおります。このことは今後また研究はしていかなければならないとは思っておりますが、そういう背景があるということだけをお知りおきいただきたいと思っております。

以上でございます。

○学校教育課長（押川和成） 給食センターの調理員並びに県費職員の栄養士の勤務実態については、今後、調査をしてまいりたいと思っております。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時から再開いたします。

午前10時45分休憩

午前10時58分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、13番葛迫猛議員の質問を許可します。

[葛迫 猛議員登壇]

○葛迫 猛議員 お疲れさまでございます。

ことしも7月に台風による災害が発生してお

ります。牛根二川で郵便局と民家の計5棟が全壊しましたが、住民の方々は避難されていたために、傷者も出なかったわけでございます。一昨年、昨年と続いた台風災害、豪雨災害など、これまでの教訓が生かされた結果でございます。今後も、市民の生命、財産を守るため防災に取り組んでいただきたいと思っております。

災害対策について数点質問いたしますので、市長並びに関係課長の御答弁よろしく願いいたします。

まず最初に、災害応急対策協定について伺います。

災害時の応急対策に関する協定書が垂水市と垂水市建設業組合の間で6月に締結されております。この協定書は、災害時の応急対策に係る業務を迅速かつ的確に行うために締結されたものですが、これまでも、災害が発生しますと、現場近くの建設業者さんなどが駆けつけていただいておりますが、この協定を結ぶことによるメリットはどのような点があるのか。また、作業中の災害、事故等による負傷などについての対応はどうなっているのかお伺いします。

防護壁内の土砂についてでございますが、急傾斜地など山腹崩壊の危険性の高い地域に防護壁が設置されております。今回の牛根二川の裏山が崩れたところにも、鉄道跡地の部分に防護壁が設置されておりましたが、土砂崩れの規模が余りにも大きく、防護壁も跡形もなく崩れておりました。しかし、これまで、防護壁設置場所においては、土砂崩れがあっても道路や人家などへの土砂の流出等を防いでおります。この防護壁内に土砂がたまっていると、その効果もなくなってしまう。このような防護壁内の土砂除去などについて、どのように対応されているのか伺います。

避難所での健康診断についてでございますが、7月14日の台風4号上陸の際にも避難勧告が出さ

れ、多くの市民の方々が避難されておりました。避難される方々は老人も方も多いのではないのでしょうか。また、持病があったり、心配や環境の変化などのストレスから、体調を崩したりされる方もあるかと思いますが、これまで、避難所での健康管理についてどのようなことがなされてきたのか。そしてまた、垂水中央病院を初め、市内の病院等へ避難所での簡単な健康診断等を依頼する考えはないのかどうかお伺いします。

浜平・俣江川の対策について伺います。

昨年の7月5日、垂水市は時間雨量109ミリという記録的な豪雨で、市内各地で土砂流出や道路の陥没、また住家など大きな被害を受けましたが、このとき初めて俣江川がはんらんし、集落の多くの家が床上・床下浸水などの被害を受けております。ことしに入りまして、5月5日の大雨でもはんらんしました。その後の梅雨時期も川があふれ、危険な状態がたびたび起きております。地域の方々は、台風など強い雨が予想されるたびに自宅前に土のうを積んだりして対策をとっている状況でございます。

このように強い雨が降るたびにあふれる俣江川の状況を改善するために、どのような対策がとれるのか、早急に実現できる策があるのかどうかお伺いします。

次に、旧国民年金保養センター施設について伺います。

市報の8月号に「旧国民年金保養センターのその後」という記事が掲載されておりますが、この保養センターは昨年3月に閉館されて1年半が経過いたしております。垂水市にとってなくてはならない施設であり、施設が再開されることを市民は非常に期待しているところでございます。

昨年10月に競争入札で株式会社エステート922という会社が落札しておりましたが、ことしの8月号の市報に、このエステート922から、社名

は伏せてありますが、A社というところへ転売されたという記事が掲載されております。このA社に対しまして、「ホテル業者への転売なども含めて検討してもらえよう相談をしております」とありますが、その後、状況に変化はないのかどうかお伺いします。

これで、1回目の質問を終わります。

○土木課長（川畑信一） 葛迫議員の災害対策についての質問の中で、土木関係についてお答えいたします。

最初の災害応急対策協定は、17年、18年と2年続きの災害を経験しまして、災害発生時の早い時点からの建設業者等の協力の必要性がありますことから、これまでも建設業者の協力をお願いしておりましたが、このことを文書化することにいたしまして、平成19年6月21日に垂水市建設協同組合と協定書を締結いたしております。

協定の内容は、災害発生時に市の職員だけでは被災状況の調査がおくれることがあります。そのため、被害情報の収集、内容の報告と、そこに関しての公共土木施設等からの障害物の除去及び応急の復旧をお願いすることが基本となっております。

メリットですけれども、早期の業者さんの対応がこの協定を結ぶことによってできるということです。

それと、事故等の発生した場合は、この協定書によって業者さんは仕事をしていたということになります。

それと、2つ目の防護壁内の土砂除去についての御質問でございます。

待ち受け擁壁等の防護壁内の土砂状況は、災害調査時に確認することといたしております。

防護壁内の土砂除去につきましては、土砂が直接公共土木施設等に被害を及ぼすおそれがある場合は、土砂除去をしていく考えでおります。また、その施設が県の管理するような施設であ

る場合は、その状況を県の方に報告し、対応をお願いすることといたしております。

以上です。

○総務課長（今井文弘） 葛迫議員の避難所での健康診断についての御質問にお答えいたします。

議員言われますとおり、避難所へは高齢者の方々、それから身障者あるいはまた持病を持った方々、健康チェックを必要とする方々が避難をされておるわけですが、今回、7月の台風4号が上陸した際、垂水中央病院の院長と看護師が市民館に避難されている方々の健康状態の確認に来ていただきました。それで、早速お礼を申し上げに行ったところであります。

そのときに病院側から、避難所の情報をもらえば、避難者の皆さんの健康状態の確認につきましては協力をしたいと、そしてまたそのことはボランティアでやらせていただきたいといった大変ありがたいお言葉をいただいたところであります。避難者の中には、避難が長期化しますと、どうしても体調が悪くなったりする方々が出てまいります。その際はぜひ協力をいただきたいということで病院側へお願いをしたところでございます。

そのようなことから、その後の台風5号からの対応につきましては、避難所の避難者数、あわせて道路情報、被害情報も随時病院側へ情報提供をするようにしたところであります。今後も、医療機関と連携をとりながら、避難者の健康のチェックに努めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 避難所の関係ですが、保健福祉課が行っている内容についてお答えいたします。

保健福祉課では、台風等が接近いたしますと、介護を必要とする方々の避難場所確保や、避難所待機職員との連携を密に行い、関係機関に輸

送等をお願いするなどの業務に当たります。

健康管理につきましては、まずは被災地を最優先に訪問することといたしておりますが、避難所には介護を要する方や障害のある方、乳幼児を抱えた避難者への配慮、これはトイレ、おむつ等の交換などがございますが、プライバシーの確保にも十分気をつけております。

また、室内温度の調整、水分摂取による熱中症予防、食中毒、感染症の予防等について、避難所待機職員とも打ち合わせを行い、周知に努めております。

全部の避難所に保健師が行ければいいのですが、多くの業務を抱えておりますので、市民館を中心に、要請に応じて避難所へ出向くということに努めております。その他の避難所へは電話で連絡し、何かあったら電話をと申し入れているところでございます。

今回の二川の災害では、通行どめ解除とともに被災地を訪問し、生活面や健康面の困り事を聞き、被災者が何でも相談できる保健福祉課の存在を伝え、保健師、看護師等が訪問し、対応することを伝え、孤立しないよう配慮いたしました。

さらに、薬のない方の分を桜島病院に連絡、支所の待機職員が取りに行くなどの対応ができたことは、訪問の成果であった思っておりますが、市民の方々も自分のことは自分で守るという認識をと願っております。

保険証、薬、お金、食料などの持参については周知徹底の必要性を再認識いたしましたところでございますが、今後も、継続的な訪問、相談により、被災者の生活面、健康面の状態を経過観察しながら、必要に応じて受診勧奨等を支援してまいりたいというふうに思っております。

○農林課長（山口親志） 4番目の浜平の俣江川対策について、議員が俣江川の河川の災害の状況の報告がありましたことについてお答えいたします。

ことし5月23日、葛迫地区住民の方々との話し合いで、俣江川の河川の災害防止について協議してきました。河川のはんらん防止について、農林課と土木課で検討、実施しましたことを報告いたします。

上野台地については、畑作中心地としてシラス対策事業で排水路整備、道路整備を行ってきたところですが、まず、上野台地の雨水を牧、港、浜平地区公民館への水路へ分水できないかということを検討しました。このことは、分水をする地区住民への同意の問題で非常に厳しいようです。

次に、畑作地帯、特にハウスに被覆してあるこの時期、畑に自家用の貯水池の確保ができないかということも検討してまいりました。いろいろ調査しましたが、ハウスが面積いっぱい建設してあるため、貯水池のスペースがないようでありました。

それと、俣江川上流の砂防の建設も検討しました。

最後に、俣江川自体の改修も検討してまいりました。河川の市道への拡幅及びバイパス、河川のかさ上げ、河川の掘削、深く掘り下げることです。それから河川にかかる、人家へ橋がかかっておりますから、人家への橋の撤去及びかけかえ等も検討してまいりましたが、俣江川へかかる満潮時の海水の流入等を考慮し、効果面で非常に検討の余地があるようであります。

しかしながら、住民の安心・安全のためにできることからという認識で、一部橋の撤去と土木課による市道から河川への暗渠の改修、それから農道の排水対策等はできることから行っております。上野台地の関係で、土地改良区とも大規模な貯水池の検討も行っておりますが、適地に大規模な遊休地がないのが現状であります。

以上で、土木課と農林課で検討してまいりましたことを報告いたします。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 御質問の2点目の、旧国民保養センター施設についての御質問にお答えいたします。

御質問にありましたとおり、現在の所有者は、鹿児島市内の不動産関係の業者さんであります。

当初の落札者エステートさんから、現在の建物は市からの強い要望もあるので、宿泊施設としての機能を存続させてほしいという条件を受けて購入されましたことから、これまで、自身で営業するために職員の手配までされたこともありましたが、経営的な判断から最終的には自主営業を断念され、委託やホテル関係者への譲渡の道など検討してこられたようであります。

市としましても、そのような状況をお聞きしておりましたので、委託先を探したり、ホテル関係者への打診をしてきたりもしているところですが、現時点で、委託先やホテル関係者への譲渡について具体的に話が進んだというふうには聞いておりません。

現在までの状況を簡単に御説明いたしました。年末をめどに何らかの方向性を見出せるよう、これからも引き続き努力してまいりたいと考えております。

○葛迫 猛議員 2回目ですが、災害応急対策協定につきましては、今、各自治体でいろんな業種の方々と対策協定が結ばれているようでございます。今後は、災害の復旧はもちろんなんですけれども、災害の予防にも役立つような取り組みをしていただければと思います。これはもう要望です。

防護壁内の土砂についてなんですが、大雨や台風の後とか、市民から土砂流出などの情報があったときとか、やはりしっかり調査をして対応していただきたいと思っております。

今、答弁のありました防護壁を越えて流出した場合らしいことを言われましたので、県のほうが対応をするというのは、たしかそうじゃなかったですか。防護壁を越えた、災害が発

生して、土砂が道路とかに流出した場合に防護壁内の土砂を撤去するということですか。それとも、ちょっとたまっとけば、ある程度の間隔で撤去していくということなんですかね。そこをもう1回また、済みません。

やはり防護壁内に土砂がたまっていたら、地域住民としてはやはりとってもらいたいわけですね、災害が起きてからはどうしようもないわけですので。その点をちょっともう1回お願いします。

避難所での健康診断、健康管理についてですが、介護が必要な方などへの配慮とか、保健福祉課のほうでは一生懸命取り組んでいただいているようでございます。今後もお一層そこら辺は取り組んでいただきたいと思います。

この問題は、7月に病院関係の方とちょっと話す機会がございまして、そのときに、市のほうから依頼があればいつでも避難所のほうへは駆けつけると、そういうことを言われた方がいらっしやいまして、本当にありがたい限りでございます。

今のを聞きますと、7月14日の台風のときに中央病院の先生が来られたということで、これもたしか中央病院の院長がみずから進んで来られたと思うんですが、やはりどこの避難所に何名の方がいらっしやるとか、そういう情報を病院などにも伝えていただいて、協力を依頼できるように、今後ぜひ取り組んでいていただきたいと思います。これも要望でいいです。

俣江川の改修なんですが、ことしの5月に大雨の後、市長にお願いしまして、副市長初め土木課、農林課、そしてまた県の耕地事務所ですか、そういう方々交えまして、地域の皆さんと座談会を開いていただきました。そのとき住民の声を聞いてもらったわけですが、そのとき出た要望、それ以上に、すぐできる案件についてはすぐ対応していただきました。本当にありがとうございます。

しかし、それは1軒、2軒ごとの排水が川から逆流する分をとめたりとかですね、単なる——単なると言っちゃ悪いですけども、そういう案件なんですね。上野台地の雨水を分水できないとか、貯水池をできないとか、いろいろ検討していただいているようでございますけれども、そこら辺は何か全然進んでないというようなことです。

根本は、俣江川への雨水の、雨が降ったときの流入量の多さなんですね。上野台地は、上ノ原地区ですね、通称上野台地で言っておりますけれども、シラス対策事業で排水口の整備はほとんど終わっております。畑の排水は非常によくなっておりまして、ほとんど川に流れてしまうんですね。

ここに地図を持ってきているんですが、ここから見ますと上野台地、よく見えます。本城川の向こうなんですが、水之上の馬込地区の上からですね、果樹試験場、上野台地の半分ぐらいがこの小さな俣江川に全部流れ込んでいるわけです。かなりの面積を有しているわけですが、これだけの量をあの小さな川に今、流れ込んでいるわけですが、これを何とか分水するなり、抜本的な対策をやはりとってもらわないと、この問題は解決しないと思うんです。

座談会などでも検討してもらったように、先ほど農林課長からありました、分水するとか貯水池をつくるとか検討したということでございますが、検討して、できないということなんですね。それでは何ら解決しないと思うんです。そこを何とか、検討してからもう4カ月がたとうとしているわけですが、長期計画でも何とかそこをどういう対策をとるといのがないと、俣江川の流域の方々は、大雨が降るたびに危険な危ない思いされるわけでございますので、その点を済みません、もう1回お願いしたいと思います。

それとですね、旧国民年金保養センターの施設についての件なんです、市長初め、担当課の課長初め皆さん一生懸命努力していただいております。所有者、会社名は書いてないですけども、A社というふうに市報には書いてありました。このA社に対しまして、これまでの宿泊施設の機能を存続するように要望され、譲渡先を探したり、ホテル関係者への打診もされているとのことですが、この委託先に、市長、垂水市がなるという可能性は全然ないですかね、そこら辺を。私は、以前も垂水市で何とかできないものでしょうかという質問をしたことがあるんですが、全く可能性はないんでしょうか。その点をお伺いします。

以上で、2回目を終わります。

○土木課長（川畑信一） 待ち受け擁壁等の土砂の除去でございますが、待ち受け擁壁は、コンクリート部分と通常、上のほうの金網の部分とから成っております。待ち受け擁壁のコンクリート部分の裏で上から落ちてくる土砂を一たん受けとめると、そしてそのことが待ち受け擁壁のまず目的でございます。それを越えて金網の部分から落ちてくるようであれば、どうしてもこれ撤去して除去する必要があると思っております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 私のほうでちょっとまた補足をさせていただきますが、俣江川のほうですね。去年の7月5日の豪雨災害、それから5月5日のことしの豪雨、これで本当に、議員おっしゃるように、密集した地域でございますので、川のはんらんというのが非常に大きな影響を与えるということはもう承知しておりますし、これは何とかやらなければいけないというふうに思っております。

ただですね、背景としまして、議員もおっしゃったように、山の排水対策は非常にどの山もしっかりできてきたんですね。ところが、下へ

おろした途端にですね、下の対策がどこもうまくつながってないと。この中央地区もそうなんです。ママセンターを初め、タイヨーの向こう側ですね、この辺も本当に城山からもどんどん排水が来て、ところが、おりた途端に小さな排水口になってつながっていると。

ですから、その辺の整備がおくれているのは全体的にそういうことだと思いますし、これは垂水市だけの問題じゃございません。もういろんな市町村でこのことは問題になっておりますが、ただですね、非常に厳しい場所は早くやはり処置しなければいけないと。この中央地区の今言いました2カ所も非常にもう深刻ですし、この下のほう、錦江町を初めこの辺の排水、それから今おっしゃる俣江川、この辺は急を要する事案だと、事業化していかなければいけないというふうに思いますので、対策はとっていきたい。

今二、三しか、具体的にちょっとしかさわっていませんが、いろんな相談をしながら、何があそこがいいのか。俣江川のまた特性は、満潮時に本当に上のほうまで潮が上がってくるというのが特徴がございますので、その対策がほかのところとちょっと違うところがあるんですね。ですから、その辺もひっくるめて前向きに検討していきたいというふうに思います。

それから、保養センターを市で買ったかどうかというような御意見だろうと思いますが、確かに市民がこれだけですね、なくてはならない施設だという思いで7,000名を超える署名が集まって、それで整理機構にも何回も東京に行って陳情しました。結果として宮崎の業者が受け、今、鹿児島島の業者が受けております。

引き続いてそのことはお願いをしておるわけなんです、両業者とも、そういう垂水の市民の思いがあるから、何とかその方向でという最初の思いは通じておったと思うんです。いざ自分で経営しようとしたら、なかなか専門家がい

ないとできないというようなことを両方ともおっしゃっていますので、何とかそこにそれを受けて、前のホテル機能を果たしていただく会社を今、見つけたり、照会したり、あるいは自分自身で不動産屋のほうも探していただいておりますが、そういうようなことを一生懸命取り組んでおります。

ただですね、自分で経営したらというのも1つの方法なんですけど、入札時に、宮崎が入札したときに4億円を超す金額なんです。あそこは建物のほかに4,800坪土地がございますので、時価で評価をしますと、やはり7億円を超すぐらいの物件だということも実は聞いております。

ですから次回、今度、今、鹿児島県の業者が手放すときにどのような金額になるのか非常に興味があるところなんですけど、市としましては、非常に厳しい財政を今、一生懸命、市民の皆さんの協力をいただきながら立て直すところでございますので、そのような余裕がないということと、できるだけああいう施設は、市が直営あるいはかかわることより、民間に本当にしていただくというような方向で世の中が動いておりますので、そのようなことを考えますと、やはり市で経営することはちょっと難しいと思っております。

○葛迫 猛議員 市長の丁寧な答弁ありがとうございます。

土木課の防護壁内の土砂の分、結局、今の答弁を聞いても、あふれ出したらその中を撤去しましょうかというふうにしかな聞こえないわけですね、そう言われたと思うんですけども。やはりあふれ出す前に、調査をしたら崩れたところというのは大体わかるわけですよ。だから、ぜひ崩れる前にそこら辺、撤去をお願いできればと。その近くに住んでいる地域の方々というのは、やはりそこに不安を持っているわけですから、ぜひ県のほうとも検討していただいて、そこら辺を、土砂の除去はぜひ早急にお願

いたしたいと思います。これも要望です。よろしくお願いいたします。

それと、俣江川ですね。なかなか改修は大変だということで、長期的に見ていかんといかんと。確かに垂水の場合は、俣江川だけでなく、危ないところいっぱいあるのはもう十分わかっております。そこを1つでも、いつときでも早く改修するために、やはり市長、長期的に、3年かかる、5年かかるという計画でですね、ぜひそこら辺は取り組んでいただきたいと思

います。地域の皆さん、やはり大雨や台風などのたびに、俣江川の流域の皆さんですけれども、土のうを積んだり、止水板を自分で設置したりして対策をとっております。一日も早くそこら辺が改善されまして、安心した生活ができるようにぜひよろしくお願いいたします。

保養センター跡地については、もう本当に丁寧な答弁いただきました。もうできたらぜひ垂水市が買うなり、委託先になるなり、やってもらえればありがたいと思

います。もう閉鎖されて1年半が経過して、市民の皆さんもほとんどが忘れてしまっている施設になっているんじゃないかと思

います。盆、正月だけ、泊まるところがねなあとか、宴会したいんだけどなというときに、あればなあと、もう最近はその程度にしか思い出さないと

思うんです。だから、一日も早くやっぱりあの施設が再開されるように、今後もぜひ課長初め、市長一緒になって取り組んでいただきたいと思

います。よろしくお願いいたします。

きょうは本当ありがとうございました。終わります。

○議長（徳留邦治） 次に、田平輝也議員の質問を許可します。

[田平輝也議員登壇]

○田平輝也議員 お疲れさまです。

9月議会になりますと2年前を思い出します。

9月議会中に台風14号が来て、垂水市で5名の方々のとうとい命が奪われました。そして大きな被害を受け、2年が過ぎました。改めて5名の方々の御冥福をお祈りいたします。二度とあのような災害のないことを願っております。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、さきの通告に従い、一般質問いたします。

さきの国会で、地方公共団体の財政の健全化に関する法律ということで、財政健全化法が成立しました。今まで私どもは、経常収支比率、実質公債費比率などでいろいろ説明を受けておりましたが、財政健全化法はどのような法案なのか、その内容をお聞きいたします。

次に、今後の災害対策について伺います。

私ども垂水市はシラス台地であり、災害が発生しやすい地域であります。17年度の台風14号、昨年の7月5日の豪雨、そしてことしは牛根の土砂崩れによる災害と、毎年大きな災害が発生しております。本市は、災害危険箇所が百数カ所あるとのことですが、これらのうち大きな改修、改善工事は、どうしても県・国に頼るしかありません。

そのような中、新城地区においても、大雨のたびに山腹から幾分か土砂などが水田に流れ、そのたびに市に除去作業をお願いいたしております。そしてことし、市の耕地担当のほうで、何とか県に要望するので所有者の承諾書をとってくれとのこと、非常に喜んでいるところであります。大きな災害が発生する前に対策を打つことは大事なことです。県などに、現在着工されていない場所を画面で何カ所ぐらい要望されておられるのか伺います。

次に、国民年金について伺います。

今、国会でも国民年金問題などでいろいろと討論されております。社会保険庁のことですが、市も収納業務をしておりました。垂水市民の方から、市に対して何か相談などはなかったのか、あればその内容をお聞きします。

また、以前、婦人会などで集落の集金業務をしておりましたが、それらの記録台帳など、市に何か関係書類が保管されておられるのか伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 田平議員の財政健全化法について、私のほうからお答えをしたいと思います。

この法律は、財政的に困っている自治体に国や県が財政支援をするような期待の持てるものではなくて、その名のおり、自治体みずからの財政健全化が目的でございます。自治体の財政再建法律が抜本的に見直されたのは約50年ぶりだそうでございます。これまでの地方財政再建促進特別措置法では、一般会計の赤字比率だけがチェック対象だった現行制度を改めまして、水道や病院など公営企業会計や特別会計を含めた連結ベースの財政状況と、第三セクター、土地開発公社などの将来負担する可能性のある負債などがチェック対象になります。

現在、全国的には、経営難の第三セクターなどの隠れ借金に悩む自治体が少なくなく、また、一時借入金などで赤字を穴埋めし、財政破綻の発覚がおくれた夕張市のような例は、現行制度の構造的欠陥とされてまいりました。その反省を踏まえまして、自治体財政の早期の健全化を促すことがねらいで策定された制度でございます。

新たに示される4つの判断指標が一定水準を超えれば、イエローカードと言うべき財政健全化団体に指定され、さらに悪化した場合には、レッドカードと言うべき財政再生団体になります。財政健全化団体のうちはまだ自主再建という形がとれますが、再生団体になりますと、その自治体の自由裁量は事実上なくなり、国の厳しい監督下に置かれることになります。

以上でございます。

あと関係課長から答弁させます。

○土木課長（川畑信一） 災害対策についてお答えいたします。

議員も御承知のように、垂水市の災害危険箇所は、土石流災害危険箇所や急傾斜地などの多くの場所を有しております。これらの箇所は、防災工事を行うとなりますと事業費が大きなことから、その大部分を県へお願いすることになります。

垂水市は17年、18年と甚大な被害を受けております。それらの災害箇所の復旧も県にお願いしているところでございます。その関係で、県営事業として市内で災害復旧工事や防災工事など、現在26カ所もの場所で砂防工事、急傾斜地対策工事が行われております。

議員お尋ねの国・県への要望でございますが、17年度は災害箇所の早期復旧の工事をお願いしておりましたので、この災害対策としての防災工事の要望はいたしておりません。18年度は4カ所ほど防災事業の要望書を提出いたしております。

○農林課長（山口親志） 田平議員の質問にお答えいたします。

議員指摘のとおり、垂水市で実施します耕地関係の農道、水路、林道、田んぼ、畑等の災害復旧は2カ年で復旧してまいりましたが、国や県に頼らざるを得ない山腹崩壊については、地域住民の安心・安全のため要望してまいりました。

新規と継続を含めまして、平成17年度で緊急治山事業としまして5件、復旧治山としまして1件、林地荒廃防止事業としまして1件、平成18年度で復旧治山で4件、林地荒廃防止事業で1件、県営治山事業等で4件実施してまいりました。

要望箇所ですが、平成19年度からの要望箇所としましては、現在、復旧治山、林地荒廃防止事業、県営治山事業等で16カ所を要望しております。

以上です。

○市民課長（太崎 勤） 3番目の国民年金についての御質問にお答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、年金記録問題は7月の参議院選に向けた与野党の最大の争点に発展し、連日、新聞やテレビ等で報道されておりました。当然に、ことしの5月から7月までの間、本市市民の方々の国民年金係への相談も急激に増加し、昨年度まで通常の年金相談業務は、電話での相談や届出書等の通常業務を除いて月に70件程度でございましたが、ことしの3月ごろから次第に増加し、ピーク時の6月で183件、7月で225件ほどの相談件数で市役所へ訪れておられます。

相談内容は、国民年金の納付記録確認や厚生年金記録の社会保険事務所等への相談方法はどうするのかなどが特に多い相談内容でございます。

また、本市で保管しております関係書類は、国民年金の保険料収納事務が市町村から国に移管されるまでの間の国民年金被保険者名簿で、裏面は納付記録台帳となっておりますが、各振興会ごと個人別に保管をし、現在も市民の方々の年金相談業務に利用いたしております。

以上です。

○田平輝也議員 それでは、2回目の質問に移ります。

今、私ども垂水市は行財政改革を進めております。以前の質問で私ども、経常収支比率、実質公債費比率などでいろいろとお聞きいたしました。現在、本市の財政状況などは前年に比べてどのように変わっているのか。また、変わったとすれば何が大きな原因だったのか伺います。

また、今回の財政健全化法によって評価がどのようになるのか。厳しくなるのか伺います。

次に、災害対策についてですけれども、現在、危険箇所などの中でも早急な工事を県などに要望されていると思いますが、そのうち何カ所ぐらいが採択されているのか。また、今後も要望

するところが何カ所ぐらいあるのか。そして、採択された場合の工事は何年度ぐらいに実行されるのか。それらの見通しを伺います。

また、山林でありますけれども、今、後継者不足などで山林が荒廃していると思います。そして垂水市の災害原因の大きな一因でもあると思いますが、今後の対策をどのように考えておられるのかお伺いいたします。

次に、年金問題についてですが、年金問題についてはいろいろのところで話が出ます。垂水市に鹿屋の社会保険庁より来て、相談窓口があったようですけれども、市民の方々が何名ぐらい相談に来られたのか。そしてまた、その相談内容とその結果などどうだったのか。回答できる範囲でお伺いいたします。そして、今後も社会保険庁にお願いして相談窓口をされる計画があるのか、お伺いいたします。

以上で、2回目の質問を終わります。

○財政課長（岩元 明） 財政状況の推移と効果についてのお尋ねにお答えいたします。

一般的、代表的な財政指標あるいは数値を昨年度と一昨年度の比較で申し上げてみたいと思います。

財政構造の弾力性を示すと言われる経常収支比率でございますが、これは低いほど財政状況に余裕があるということになります。この数値は97.4から3.2ポイント下がって94.2になりました。それから実質公債費比率は、収入のうち借金返済に充てている割合でございますので、これも低いほど返済による負担が少ないことを意味しておりますが、17.2から1.6ポイント下がって15.6になりました。あわせて、これまでも有利な起債活用を図った目安とされておりました起債制限比率も12.7からさらに0.3ポイント下がって12.4になりました。

また、16年度には126億円までふえ続けてまいりました本市の地方債の残高は、17年度より減少傾向に転じ、昨年度は4億4,000万円減らすこと

ができて119億円余りとなっております。これらのことは、行財政改革を通じて我慢や不自由を強いられております市民を初め、議員の皆様や職員の理解と協力、また辛抱による成果と感謝申し上げているところでございます。

それからもう1つのお尋ねでございました、自治体財政健全化法による財政状況の判断・評価の方法でございますが、先ほど市長が言いましたように4つの指標でチェックすることになっております。

1つは、毎年度の収入に占める一般会計の赤字の割合を示す実質赤字比率、それから毎年度の収入に占める全会計の赤字総額の割合を示す連結実質赤字比率、それから毎年度の収入などに占める地方債償還の割合を示す実質公債費比率、それから最後に、毎年度の収入などに占める将来負担する可能性のある債務の割合を示す将来負担比率、この4つのうち連結実質赤字比率と将来負担比率の2つが新しく設けられた指標でございます。

この4つの指標すべてに早期健全化基準が設けられて、1つでも基準を超えた場合は健全化団体とされ、健全化計画の策定と公認会計士による外部監査が義務づけられることになっております。また、財政状況がさらに悪化した場合は再生団体として、先ほど市長が申し上げましたように、国の監督下に置かれることとなります。

各自治体におきましては、戦々恐々となるこれらの指標による判断基準づくりは、現在、総務省のほうで行われており、この秋までに政令などで定められて通知されることになっております。

○土木課長（川畑信一） 防災対策工事の要望についてお答えいたします。

18年度は4カ所でございますが、その内訳は、砂防工事のお願いが牛根小中野、牛根境川下の2カ所でございます。急傾斜対策事業としまし

て、新城横間、牛根中浜の2カ所でございます。要望いたしました4カ所とも本年度は事業採択され、測量設計や用地交渉がされることになっております。

19年度は今のところ3カ所の要望書を提出したく、地区振興会との協議をし、準備を進めているところでございます。場所は、内ノ野、上の宮の砂防事業、下市木地区の急傾斜地対策事業でございます。19年度の要望の実施時期は、これからの要望でございますので採択される時期はわかりませんが、早期着工の要望は続けていきたいと考えております。

○農林課長（山口親志） 田平議員の2回目の質問にお答えします。

耕地のほうで16カ所要望しておりますが、16カ所のうち平成19年度で7カ所を実施及び実施計画をしております。箇所としましては、市木が1カ所、新城2カ所、海潟1カ所、柗原3カ所です。平成20年度で2カ所、市木の花子と牛根麓、上ノ村地区のほの谷川上流を実施予定です。平成21年度については、新城地区の小房迫の実施予定であります。

なお、16件のうち要望しております残り6件は、残り6カ所の県営治山等ですが、本年度災害を受けました南大隅町の復旧状況次第で実施することですので、報告いたします。これからも、地域住民から要望を考慮しまして、現地調査を行い、県等へ随時要望してまいりたいと思います。

それと、山林の管理についてであります。現在も森林組合の協力をいただきまして間伐等の整備に努めておりますが、地主さんの市外居住者やら地主の不明の不在村地主なんですが、不在村地主等で連絡がとれない状況があります。今後も、さらに森林組合と連携しまして、森林行政の推進を行い、災害防止と山林の荒廃防止に努めてまいりたいと思います。

○市民課長（太崎 勤） 国民年金についての

2回目の御質問にお答えいたします。

6月、7月に各1回、鹿屋社会保険事務所の出張相談所の開設をお願いし、垂水市市民館で実施されました。相談件数は、6月が57件、7月が30件でございます。相談内容は、過去の加入履歴の記録確認が主な相談であるようです。個々の結果につきましては、個人情報保護の観点から公表は控えているとのことでございます。

今後の本市での相談窓口の計画であります。年内に開設が予定されているようでありますが、今後も、本市での出張相談所開設について社会保険事務所をお願いをしてまいりたいと思いません。

○田平輝也議員 それでは、最後の3回目になりましたので、質問、要望をしたいと思います。

財政健全化法によって、行政の財政状況の評価などがますます厳しくなるということでございます。先ほどの回答で、経常収支比率や地方債など大分改善されていると思いません。

先週9月8日の新聞で、県内の市町村の実質公債費比率が公表されました。県内49の市町村のうち30市町村が昨年度より悪化しております。垂水市も、この新聞で見ますと、昨年16.1%が16.5%になっておりました。先ほど回答で15.6%と言われたようですが、その違い、その原因、そしてまた10月決算ではさらに改善されるのか。そして、今後もさらに行財政改革を進めなければならないと思っておりますが、今後の行財政改革はどのようなことを考えておられるのかお伺いいたします。

災害対策については、今、大きな災害が発生してからではなく、早目の対策を県などへ、そしてまた計画されたところは早目に工事をされるように、さらに要望を強くされるようお願いいたします。

年金問題については、報道などで、社会保険庁だけでなく市町村の職員の不正が発覚しております。本市に限ってはそのようなことはな

いと強く信じておりますが、聞いていいのかどうか。どうでしょうか、伺います。

以上で、私の質問を終わります。

○財政課長（岩元 明） 公表されました新聞の記事も私も持っておりますけれども、確かに16.5と16.1という数値が並んでいるようでございます。この公表された数値は、16年度、17年度、18年度の3カ年平均値でございます。先ほど私が申し上げましたのは単年度ごとの数値でございます。まして、単年度ごとに申し上げますと、18年度は15.6に間違いございません。

なお、全国的に数値が上がった原因と申すのは、この実質公債費比率は一昨年から設けられた制度でございまして、まだ制度的には完成されているものではございませんで、昨年度は、事業会計等への繰出金なんかもこれに加えるべきだということで計算式が変更されたことによりまして、全国的にどの市町村も恐らく上がったんだろうと言われております。

それから、今後の行財政改革の方向性でございますけれども、このように財政指数が改善されているということは、現在実施している行財政改革の方向性に誤りがないというふうに感じておりますので、特別、今の行財政改革を厳しくするというようなことは今のところ考えておりません。

○市民課長（太崎 勤） 3回目の市職員による国民年金保険料の着服についての御質問にお答えいたします。

8月に鹿児島社会保険事務局からの調査依頼を受けまして、人事担当課である総務課にも調査を依頼をいたしました。調査の結果、本市においては年金保険料の着服事案はありませんでした。

以上でございます。（田平輝也議員「以上で終わります」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、1時10分から再開いたします。

午前11時57分休憩

午後1時8分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番川畑三郎議員の質問を許可します。

〔川畑三郎議員登壇〕

○川畑三郎議員 鹿児島県内では7月、鹿児島市で22日から31日に観測史上最長となる10日連続の猛暑日を観測、志布志や肝付町など5地点で最高気温の観測史上1位を記録、8月も鹿児島市で観測史上最多となる今年13日の猛暑日を観測、また8月3日からおとといの9月10日まで連続39日間の真夏日も続き、鹿児島地方気象台の発表によると、6月から8月の3カ月間の平均気温は、観測地点7カ所すべてで毎年例年より高くなっているということで、この夏の異常な暑さを感じているところであります。

垂水の特産でありますキヌサヤ、インゲンの植えつけも始まっておりますが、雨不足で植えつけがおくれたりして、今後の成育が心配されるところであります。

それでは、先日通告いたしておりました案件について質問いたしますので、市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願いいたします。

まず最初に、国道整備について。

市長並びに特別委員会において、毎年、国道220号の道路整備の促進について国土交通省に陳情をしている状況の中、19年度においては、早崎防災に6億3,500万円、二川歩道拡幅に1億5,000万円、辺田歩道拡幅に1億2,000万円、新城道路改良に4億5,500万円、海潟道路改良に2億6,000万円の事業費が決定しており、大きな成果が上がっていると考えます。8月17日、待望の牛根大橋も取りつけられ、来年4月には供用開始される計画で、急ピッチで作業が進んでいくと考えます。牛根大橋完成後、国道220号の整備につい

て、今後どういった方向で要望されていくお考えでしょうか。

また、海潟地区の改良工事もあとわずかとなっております。残された部分の測量を今年度行い、来年度土地買収とお聞きいたしました。鶴田川から早咲大橋までは歩道もなく、改良が必要と考えます、市長のお考えをお示してください。

次に、桜島架橋について。

6月議会で森正勝議員、尾脇雅弥議員が桜島架橋の実現に向けて熱く質問されておりました。答弁された市長も、垂水の将来のために、子供たちのために、実現のため頑張っていくと答弁されております。垂水市民は、桜島架橋については大方の方が賛成であると思っております。垂水の将来のために架橋実現に向け、みんなが一致団結して取り組むべきと私は考えます。6月議会でも答弁されましたが、市長の心意気を語っていただきたいと思っております。

次に、梅雨、台風の災害状況について。

6月22日の梅雨前線の豪雨から台風4号の災害対策におかれましては、市長を初め、職員の皆様には夜遅くまで対策をとっていただき、本当に御苦労さまでした。早期の避難勧告等で1人の犠牲者も出なかったことは本当によかったと考えます。災害件数、被害額をお知らせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○市長（水迫順一） 川畑議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、国道220号の拡幅促進でございますが、今回も冒頭で御説明を申し上げましたように、議員の特別委員会の皆さんと陳情に行っていました。かねがね申し上げますことは、我々は、この国道220号線1本にすべてを頼っとるんですよと。本当に産業道路であり、生活道路であり、そしてまた子供たちの通学道路であり、そしてまた最近、去年から噴火を始めました桜島が58年ぶりと言われる南岳の新しい火口から

の噴火、この防災道路であると。そして、迂回路がない中でこの1本にすべて頼っとるのが垂水の現状ですということを常々申し上げ、議員の皆さんも熱い思いで陳情をされました。このことにつきましては、国交省、官庁の上層部初め、垂水の現状は十分伝わっていると私は思っております。

そういう意味では、本当に柘原がまだちょっと残っております。そして、議員おっしゃる海潟も鶴田川までの計画でございますので、鶴田川からあのトンネルを超えて小浜までの件が、陳情も残されております。この件についても今回から触れさせていただきまし、しっかりと、ここもやはり要望していかなければいけない。

もう1つ大事なことは、やはり牛根大橋、これは仮の名前ですが、これが来年4月から供用開始になりますと、150ミリ規制が解けます。そうなりますと、牛根方面へ本当に今まで非常に雨のとき不便をかこっておった150ミリ規制がなくなるということは、利用価値がさらに牛根方面がふえてくると、そしてまた牛根方面の各集落が拡幅もかなりおこなわれておりますので、このことをやはり境までしっかりと拡幅工事が終わって、我々の220号線に対する思いはそれが完成したときに終わるんだという気持ちでございます。

辺田までの両サイドの歩道計画がなされました。これも早期にやっていただかなければなりません。そして問題は、二川から境までの問題でございます。特に境地区は本当に国道に人家が密集して、お年寄りが本当に大型自動車をやっと思って通ると、離合する大型がありますと、なかなか歩道を歩くのにもままならない状況が現状でございます。この辺はしっかりと訴えていって、二川まで早く完成すること、このことに一生懸命取り組みたいと思っております。

つい最近、二川のほうで振興会長さん方がお

そろいになって、歩道の拡幅についての要望が出ました。境地区の振興会長さん方の要望書が出ました。二川までと同じような歩道の拡幅を要望しておられます。このことは、また国交省の高山初め福岡整備局、それから本庁のほうにしっかりと訴えて、早期に実施していただかなきゃならないと思っております。

今、新城の拡幅、それから海潟の拡幅が昭和60年代から始まっておりますので、約20年かかっておるんですね。この20年というのは本当に長過ぎると思います。ですから、これを何とか、本当に3分の1ぐらいの期間でできないのか。あるいは4分の1ぐらいでできないのか。そういうようなこともひっくめて強い要望につなげていかなければいけないと、そのように思っております。

次に、桜島架橋でございますが、この件につきましては、議員からもありましたように、森議員と尾脇議員に6月議会で私の思いのすべてをお話をさせていただきました。非常にこのことが将来の垂水にとって大事であり、我々が本当に政治家としてやらなければならない大きな仕事の1つだろうというふうに思っております。

現実のもろもろの生活に関連することを解決しながら、将来の夢をやはり語っていくということは、政治家として非常に大事だろうと思っておりますし、議員の皆様のご賛同をいただきますならば、さらにこのことが大きく進展していかせよう。まず垂水が一番要望が強いんだと、その要望の火が鹿屋にもついたらよと、そして鹿児島市にも点火したよ、そして桜島架橋が、地域が燃え上がっていく中で早く実現していくということが非常に大事だというふうに思っております。

早咲大橋ができて、国道の224号線、これは桜島から袴腰を通っておる国道ですが、これの整備も、我々の土地ではございませんが、関連する国道として、鹿児島市へのアクセス道路

として、架橋をひっくめて今後は224号線の要望もしていかなければいけないだろうというふうにも思っております。

桜島架橋につきましては、6月議会で話したことを、全然気持ちは変わっていないということをお知らせして、私の桜島架橋についての答えとさせていただきます。

○土木課長（川畑信一） 3番目の議員質問の6月22日の豪雨から台風4号までの災害状況について、土木課の関係分についてお答えいたします。

土木課の施設災害は、国の補助対象となる道路災害が4件、被災額は、見込み額でございますが、6,861万円でございます。重機借り上げ等で対応しました単独災害が51件、見込み額で1,510万円となっております。

○農林課長（山口親志） 川畑議員の質問にお答えいたします。

耕地関係の災害状況についてですが、農道・水路等、34カ所の900万円、農地12カ所の70万円、林道6カ所で370万円、水路の頭首工1件の25万円、合計53カ所の1,365万円の見込みになると思います。ほとんどが土砂除去等ですので、工法及び金額等では補助対象になりませんでしたので、単独で処理させていただいております。

また、農作物の被害が農林課のほうでありましたので、農業用ハウスで13万9,000円、農作物で、飼料と水稻の減収見込みで318万6,000円計上しております。

以上です。

○川畑三郎議員 国道の整備については、今、市長のほうからもお話がありました新城、海潟が継続で続いているわけですけれども、海潟のほうで測量に入って買収と、そして事業となりますと、あと一、二年ぐらいで終わるのかなと感じもいたします。

そういった中で、最初計画されておったのは海潟の小浜の拡幅からだったんですけれども、

途中でですね、それが早咲大橋ができて、そのままになっておるわけですので、どうかこの分も、今回この事業が終わればここに集中してまた市長も、そして議会の特別委員会も、また陳情をしていくということで、みんな頑張っていかなければならないと思いますので、どうか市長、その辺もよろしくこれからお願いしたいと思います。

それと、今、特別委員会でも4つの項目を挙げて陳情しております。桜島口一牛根麓間の整備促進と新城地区、海潟地区の拡幅整備、牛根境地区拡幅整備の早期事業化、牛根麓、辺田地区及び二川地区の歩道整備促進ということで、それぞれの事業が少しずつ進んでいるわけですが、今さっきお話がありましたように、牛根境地区が要望書が出ているという話をお聞きいたしました。

境地区の方にもお話を聞いたところですね、どうしても歩道をつけた拡幅工事をやっていただきたいということですので、これから、ここに境地区内の拡幅整備の早期事業化ということをお願いしておりますけれども、さらに力をつけてこれに市長も、議会もまた応援をしていくという方向がいいのではないかと思いますので、どうか市長、その方面も地区の皆さんの要望にこたえるように、先頭に立って頑張りたいということをお願いしておきます。

国道整備については、それぞれの毎年事業費をもらって進んでおりますので、今後の経過を見て、またさらに陳情活動を続けていってほしいと思います。

それと、桜島架橋についてでございます。

さっき言いましたように、尾脇議員と森議員が一生懸命6月議会で質問されておりました。なるほどだなということで、我々この16名の議員の中でも、全協の中でも、特別委員会をつくるか、推進委員会をつくるかということでいろいろ議論もされたようです。市長もこの件につい

ては、森議員の質問に答えて、議会がやっていたら、特別委員会をつくっていただければ予算化もするというような答弁をされたようです。

これは経済同友クラブが先頭に立ってやっているわけですが、やっぱり垂水市のためには、長い時間はかかるでしょうけれども、やっぱりそれにこたえて我々も進んで協力していくということでなければ、実現も遠のくような気がしますので、今後、私も議員の1人として、そういうことでみんなの議員と一緒に委員会をつくったりして、いろんな方々とタイアップしながら、実現へ道筋をつけるということでやっていかなければならないと思っております。

そういうことで今後も、市長も先頭に立って、議員を引っ張っていくという気持ちを持ちながら、ひとつこの実現に向けて頑張っていこうではないでしょうか。

それと、台風災害と梅雨の件ですけれども、ことしの災害が少なかったということで大変喜んでいるわけですが、特に、大きながけ崩れもありましたけれども、早目の避難勧告のおかげで人命に損失がなかったということで、大変よかったという気がいたしております。

しかしながら、今、台風シーズンでございます。先般首都圏を襲いました台風9号では大きな被害が出ているようです。ですから、今後、まだまだ台風シーズンで、台風の通り道になるというこの南九州のほう、まだまだこれから来るのではないかと予想がされますので、そのときにはまた早期に対応をみんなでとって、災害のないように進めていくべきではないかと考えております。

2回目の質問ということではなくて、そんな対応をしていただいて、今後も垂水市が発展するようにみんなで協力して頑張っていきたいと思いますという要望をいたしまして、私の質問を終わ

ります。

○議長（徳留邦治） 次に、8番池山節夫議員の質問を許可します。

[池山節夫議員登壇]

○池山節夫議員 議長に発言の許可をいただきましたので、さきに通告しておきました順に従いまして、質問をしてみたいです。市長並びに関係課長の御答弁をよろしくお願い申し上げます。

既に故人となられました上村和博元議員が、平成12年3月議会の一般質問におきまして、福祉行政について質問をされました。その中で、自助・公助・共助という3つの助け合いの考え方を述べられました。この考えが、お隣宮崎県の日向高鍋藩、そこの藩主秋月種美の次男として生まれ、10歳で第8代米沢藩主上杉重定の養子になり、17歳で第9代米沢藩主となった上杉鷹山思想が原点であると取り上げながら、質問を展開されました。

行政改革、財政再建、地場産業の育成、そして福祉政策の実践など、上杉鷹山の実績は数多くありますが、特に今回、地場産業の育成という観点から見てみますと、寒冷地に適した漆や楮、桑、紅花などの栽培を奨励し、漆の実からは塗料をとり、漆器をつくる。楮からは紙をすき出す。紅花の紅は染料として売る。桑で蚕を飼い、生糸をつむいで絹織物に仕上げるなど、米策以外の殖産興業を積極的に進めております。農業政策の改善に全力を尽くし、地場産業を育成し、その成果を上げることで、農民の生活安定と向上を成し遂げました。

我が垂水市でも農業公社の設立などで農業の活性化に役立てようとされておりますが、道の駅たるみずは、市内の農水産物の地産地消についてその一翼を担うと期待をされて、2005年4月17日のオープン以来、先月8月18日で200万人を突破いたしました。道の駅たるみずは、桜島を望むすばらしい眺望や温泉の泉質のよさ、ある

いは足湯の長さ日本一などのPR効果もあり、「全国道の駅50」にも選ばれました。今では垂水の観光の拠点となっており、大切に育てていくべき市民の財産だと考えます。

質問です。

初年度2005年4月からの来客数の推移と今後の運営の方針をお示しください。また、現時点での問題点があれば教えてください。

また、物産館においては、農水省の補助金が入った施設として適合しているものと思いますが、市内の農産物を直売する地産地消について問題はないのか伺います。

指定管理者制度についてですが、垂水市道の駅交流施設の管理運営に関する協定書によれば、指定期間は平成17年4月1日から平成20年3月31日までとなっています。あと半年を残してはいますが、指定管理者制度を続けるのか、直営にするのか、それともその他の方法を検討されているのか伺います。

中ノ平市営墓地について。

進入路が途中で蛇行したり、狭くなったり、墓参りされる市民からは苦情が寄せられます。財政面の問題もありますが、拡幅などについて検討はできないか。また、駐車場についても、墓石の数に比較して駐車スペースが狭く、不便を強いられておりますが、現状認識と改善策について伺います。

生ごみ収集所の閉鎖をしたときに問題になりました花などの生ごみの状況についてお教えください。

市道の整備について。

星原線については以前から質問をしておりますが、昨年も本年度中には着工できるという答弁をいただいておりますが、3月まで始まりませんでした。今年度中にはできるのか伺います。

市道敷根町・原田線の一部と市道原田3号線の整備についても以前質問をいたしまして、一

部の区間を側溝と同時に整備をしていただきました。同路面の傷みがひどく、未整備区間がまだ残っているわけですが、考えをお聞かせください。

以上で、1回目の質問を終わります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅についての御質問にお答えいたします。

まず、1点目の初年度からの来客数についての御質問であります。先ほどお話しいただきましたように、平成17年4月17日に開駅して2年5カ月が経過し、この8月18日には200万人目の来場者を迎えることができました。年度別の来場者数は、平成17年度で78万4,000人余り、18年度は84万3,000人余りでございます。19年度については、4月から8月までの累計で申し上げますと40万8,000人余りとなっており、対前々年比、対前年比ともそれぞれ103%、107%と伸びております。道の駅も3年目を迎え、オープン効果もそろそろ薄れる時期と思われ、今後の推移が大変気になるところでございますが、以上のような状況でございます。

なお、売り上げにつきましては、4月から8月までの累計で、対前々年比、対前年比で109%、102%でありまして、対前年比の伸びが若干低く推移しておりますが、これは5月に水産部門に欠員が生じ、仕入れの力が落ち、販売が伸びなかったのが主因であろうと思われまます。なお、現在は新たに職員配置がなされ、回復してきております。

しかしながら、来場者の増加に比べ、対前年比は売り上げの伸びがやや低く、若干ではありますが、購買の客単価が落ちているようにも思います。要因の分析は複雑で難しい面もあるようですが、今後につきましては、この点を研究し、改善が図られますよう、道の駅とも協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の物産館の地産地消についてお答えいたします。

このことにつきましては、さきの平成18年12議会でお答えしておりますとおりの現状でございますが、販売の主力を地元の農畜水産物や加工品などに置いていることに変わりはなく、今後もその考え方は変わりません。

ただ、道の駅のお客様の大半が市外の方でありますことから、お客様の購入品目はお土産品などの需要が多くありますので、そのニーズにこたえる商品の品ぞろえは、道の駅を運営する観点から必要なことと考えております。

なお、加工品などにおいて地元商品がふえてきており、今後の商品開発がもっと進んでいきますことを期待しているところであります。

今後は、出荷者協議会において、農畜水産物の品質の向上、品ぞろえ、量の確保などに努めていただきながら、道の駅としても、出荷者の皆さんに期待にこたえられますよう、販売、情報の発信に努め、よりお客様に喜んでいただけるような施設に育てていきたいと考えております。

次に、3点目の指定管理に関する御質問でございますが、道の駅の運営形態につきましては、開設前に直営方式や三セク方式などいろいろと議論し、当時の社会情勢等を考慮して、現在の指定管理者制度を用いることとした経緯がございます。

平成17年3月に、現在の垂水市道の駅交流施設管理組合に3年間の期限で指定管理を行って、本年度で3年目を迎えますが、この間、現在の組合の法人化や市による直営方式についても検討してまいりましたが、細かな改善点はございますが、現在の方式により比較的スムーズに運営が行われておりますので、今後につきましても、この方式で指定管理を行うことを前提に協議してまいりたいと考えております。

○土木課長（川畑信一） 池山議員の2つ目の中ノ平市営墓地に関する質問の中に、市道であります進入路の改良に係る質問がありましたの

で、お答えいたします。

議員の問題提起のとおり、現場は道幅がなく、離合もままならないことは承知しておりますが、道路を改良・拡幅するとなりますと、用地費、建物移転補償費等、多額の費用が必要と見込まれることから、現在の市の財政事情では改良事業の取り組みは難しいと思われれます。

○生活環境課長（三浦敬志） 池山議員の中ノ平市営墓地に関するお尋ねについてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、中ノ平市営墓地への進入路、駐車場は狭く、離合が難しいことは認識いたしております。先ほどの土木課長の御答弁と内容的には同じです。

離合がスムーズにいくためには進入路の拡幅が必要となります。進入路は、市道部分と墓地の通路部分に分かれております。市道部分については、ただいま土木課長が御答弁されたとおりであります。

墓地の通路部分の拡幅につきましては、垂水市営墓地の設置及び管理に関する条例第12条に「使用地の変更又は返還」という条文がございます。その第1項では、「市営墓地の経営若しくは管理上その他特に正当な理由がある場合、市長は使用者に対し使用地の全部又は一部について当該使用地の変更又は返還を命ずることができる。」とうたっておりますが、第2項で、「変更又は返還するときは、これを補償する。」ともうたっております。

市道、それから墓地の通路、いずれにしても費用を伴います。住宅にしても同じですが、墓地の変更となりますと、昔からの墓地の使用者は、昔からの墓地であるのになぜとの相当の反対があると思われれます。

次に、生ごみの状況であります。墓参りのたびに気をつけながら見ているところであります。質問通告書をいただいた時点でも見についてまいりましたが、見受けられませんでした。

また、私が生活環境課に異動してきましてから今まで苦情はいただいておりませんが、もし不適切な状況がありましたら、すぐ対応していきたいと思っております。

○農林課長（山口親志） 3番目の道路の整備について、星原線については農林課のほうで事業を推進しておりますので、農林課のほうで池山議員の質問にお答えいたします。

星原線については、指摘のとおり、中山間地域総合整備事業によりまして集落道の整備を平成18年度に行う予定でありました。しかしながら、関係者の用地交渉等に手間取りまして実施することはできませんでした。

本年度、平成19年度当初、すべての関係者より同意をいただきまして、6月に所有権移転登記の手続も完了しまして、関係者に説明会を開催しました。

説明会で関係者より、ちょっと昨年度の計画からおくれたものですから、水稲を作付し、稲刈り終了後の工事着工をお願いしたいという要望がありましたので、県のほうに要望をしまして、9月の発注事業推進で今まで計画してきておりました。

池山議員の質問によりまして、県のほうに執行状況をお聞きしましたところ、9月6日に入札契約を行ったとのこと。工期は、9月13日から翌年の2月29日までとなっております。しかしながら、先ほど地域住民から要望がありました稲刈り終了後ということですので、10月の下旬を工事着工としまして、いろいろ要望も出ております避難道路の役割もありますので、本年度中に集落道の整備を行ってまいります。

以上です。

○土木課長（川畑信一） 市道敷根町・原田線と市道原田3号線の整備についてお答えいたします。

議員御指摘のように、市道敷根町・原田線と市道原田3号線につきましても、確かに道路舗

装面の老朽化が進み、でこぼこがあることは承知しております。今年度は、同じように地元振興会から要望のありました市道原田・下本城線を整備したことから、少ない予算での市全体の要望を考慮した場合、同地区内での同年度施行は難しいものがあります。土木課としましては、御指摘の路線の改修の必要性は感じておりますので、来年度の予算獲得に向けて努力していきたいと考えております。

○池山節夫議員 さっき安倍総理が辞任すると。余り厳しく追及すると市長も嫌気が差すんじゃないかと、優しくしてやれという言葉も相当あったもんですからね、2回目の質問、ちょっとだけさせていただきます。

今回の質問は、道の駅に関して、私のほうにいろいろ市民の方から情報がありまして、とにかく最近道の駅に観光バスが入らなくなっていると、そのせいでお客さんも大分減っているんだと、そういうのがあったんですよ。私は、この前、商工観光課長と打ち合わせのところでも言いましたが、そのことが事実だったら、観光バスが入らなくなっているのが事実だったら、当然来客数も減っているだろうと、来客数が減ると、当然売り上げも減っているだろうということで今回の質問をしているんです。

今のところ、さっき聞いたら、前々年比103、前年比107、来客数が。それで売り上げのほうもそんなに減ってないと。そういうことであれば、私が聞いた話のほうが間違いかなと、私はだから今回ですね、例えばいろいろ情報というか、うわさが流れているんです、道の駅のほうですね。垂水の道の駅をインターネットで検索すると、リンクしてブログが出てくるんですけど、そのブログなんかでも、道の駅がどうのこうのという書き込みがあるわけですよ。

そういうことがあると、先ほど言いましたように、道の駅、せっかく垂水の観光の拠点となっている。足湯が一番長いとか、そういうのは

本当に宣伝とか、企画とか、そういうことでいい企画だったと思います。道の駅がここまでされた。そのことは先ほど感王寺議員が何かほかのことで、今回は評価しますということを言われて、市長はちょこっとにこっとされましたけど、私はそのことに関しては全面的に評価するんです。

ですから、道の駅をみんなの垂水市民の財産としてとらえて、それを垂水の観光、交流人口の拠点にするには、やっぱりそういううわさ自体が流れるのもよくないし、インターネットというのはやっぱり全国の人が見ますから、そういうものがやっぱり広がって見られるということで、お客さんが減ること自体が、我々も議員としてもしのびないわけです。

ですから、できるだけそういうことの話のないように、商工観光課長にも言いましたように、今回のこの質問で、もしそういう話がうそならば売り上げは減ってないだろうと、そのことで私の質問でそういううわさも立ち消してあげましょうと、そういう趣旨の質問ですので、売り上げが減ってないということになればそういうこともないんでしょう。もしちょっとでも減っているということがあったらですね、また営業努力をして、ほかの観光バス、今まで来ていた観光バス、そういうものもいっぱい寄せてもらうように、努力してもらうように、そういうことでお願いをいたします。

それから地産地消についても、このブログに、マスクメロンというのは垂水にはないはずだが、垂水産として売ってあったとかですね、そういうのが書き込まれているんですよ。9月3日のブログから印刷したのにですね。だから、そういうのも、垂水産のものでなければ垂水産と表示しなければいいわけで、もしそういうのが現にあったら、それはもう垂水産じゃないんだから、だったらもう垂水産と書くな、売ってもいいんじゃないか、みんなの合意だったらという

ことですね。

それから、ピワソフトについても書き込みがあるんですよ。ピワソフトには垂水のピワは入っとらんと、垂水のピワは入っちゃらんと何かそんなふうに宣伝していると、そういうようなことが書いてあるんですよ。だったら、垂水のピワの汁でもちょっとでも入れると、そういう話ですよ。そうしたら垂水のピワが入っているんだから。果肉でもちょっとでも入れると、そうしたら垂水産のピワが入っているということになりますから。やっぱり表示したものと、今、厳しいですからね、商品は。（発言する者あり）そうです。もう本当に、どっちが質問しているのかわからんけど、そういうことです。

だから、ちょっとでも果肉を入れると、そのことで垂水産のピワという、ピワが入っているという表示にうそはないと、そういうことになりますから、その辺のことも、今回は本当にこれいろいろ材料あって、質問して、その答弁によってはまた3回目は厳しくいこうかなと思っていたんですけど、もう本当に安倍総理の辞任で、私は本当に心が優くなりました。（発言する者あり）本当です。それはわかるんだけど。そういうことで要望をしておきますね。

指定管理者制度についても、もう1つ、指定管理者のことをなぜ質問したかという、これは外で例えば何か売ると。垂水市の人が出荷者組合に入って中で物を売ると、道の駅に13%利益をやらなきゃいけない。市外の人だと15%ですかね、そうなっているみたい。外、物産館の中じゃなくて外で売ると、市内の人は15%、市外の人だと18%になる。

例えば外で売ったものに関して、例えば売った個数を把握ができない。例えば屋台みたいなものですね、売った個数に関して把握ができない。それはどうするんだという、何か自己申告だという話なんですよ。恐らくそうでしょう、私が聞いたところ間違いのないみたいだから。

例えばお客さんがすごく多くて300個売れたと、大体皆さん正直にされているだろうけど、例えばそれを200個だったと言ってもわからんわけですよ。そうすると、その18%のうちがやっぱり道の駅に余り入らないわけですから、その辺のことは、私は商売をしていますから、例えばスーパーなんかで、お店の前で何か場所を借りて何かを売ると、そうしたらスーパーなんかきっちりしますよ。とにかくきっちり、大体予想として年間どのくらい売れるだろうかというのでまず地料をはじき出すか、それでなければ、その売れる分の個数をきっちり把握する算段をしますね、当然。

だから、例えば道の駅からその入れ物を買った時点で、何とは言いませんよ、道の駅で例えば入れ物をつくってしまう。それを100個単位なり50個単位なりで売った時点で、必ず18%のその製造経費が収益できるような、そういう契約の仕方というかな、そうでないと、やっぱり垂水市民というか、道の駅に損害を与えることになりますね。うその売り上げを報告したらですよ、ちゃんとしていけばいいんですけど。人間というのはやっぱり誘惑に負けるから、1個でも2個でもということはありませんからね。

その辺のことを、器を自分でつくって、この器を使えと、道の駅のこれを使え、そして18%と、この器をつかった原価分を乗けて売ってしまえば、もうその買った時点で18%、道の駅は取れるわけですよ。そういうやり方をしないとやっぱり合理性に欠けると思うんですよ。これは答弁要りませんが、そういうこともぜひ不満が言ってきていますから、そういうことを努力してほしいということでおきます。

あと、道の駅は特別会計になっているんですけど、私はちょっと質問として、この特別会計が必要なのかなという質問を通告の時点でちょっと、後でするからということでおっしゃるんですけど、ポストシステムという、レジですかね、

その分の賃貸料を特別会計では取っておるだけで、あと何もありませんよ、だから、これがどうしても必要なのかというのを1点聞いておきましょうかね。

それと、これも聞いたところでは、例えば外で、本来道の駅の中で売るときに道の駅のバーコードをつけて売ると。時々外で道の駅のバーコードをつけられたものが売ってあったりすると。これは聞いた話で確認していませんから、これはもう答弁要りませんけど。

その外で売ったものを、その金銭の授受は、バーコードをレジを通さないで金銭の授受があったと、私は見たというのがあるんです。そうすると、バーコードはついているけど、道の駅のレジは通っていないという話ですね。そうすると、13%だろうが、15%だろうが、道の駅には落ちていないと。ここで金銭授受を行った、この人の収益になっているんじゃないかと。そういうことがあったということが来ているんですよ。

それも、あった、なかったはもう今回いいですけど、そういうことももし今後、例えば市民のほうから今度あったぞという、またそれも問題ですから。やっぱり道の駅自体がみんなのもの、垂水市の交流の拠点として、観光の拠点として育てていくんだということであれば、あれだけの、2年とちょっとで200万人来る施設、そこにはやっぱり利益が生まれるわけですよ。そうすると、やっぱり商売をしている方は自分のものを売りたい。お年寄りが何か持ってきて並べた。それがやっぱり売れなかったり、その同じものがどっかのほかから、市外から来て、そっちのほう売れたりすると、やっぱり不満も出るんですよ。こういうことをやっぱりきちり把握して、そういうものを改善していただきたい、今回。

今回の質問はそういう質問ですので、今回市長には質問はしませんけど、私が今言ったこの

ことをやっぱり把握して、もし幾つか私が言ったことで事実があれば直すようにしていただきたいということで、お願いをいたします。

それから、中ノ平の市営墓地について。

これは本当に不便なんです。今の答弁で、大体そういう答弁でしょうけど。何とか拡幅ができれば、これはもう今度はかえって非難を受けるかもしれないんだけど、こっちから一方通行に回せないとかですね、そういうことはできんもんか。そうでないと、駐車場は狭いわ、道路は狭いわ、一遍入ったらもう100メートルぐらいバックせんないかんわという、車と車があったらですね。

だから、市営住宅の一番上のほうがあるんだけど、あそこにも住んでおられるから迷惑な話になるかもしれんけど、あっちのほうへ迂回できないかなというのが1つ要望なんですけど、この辺についても検討してください。

あと、理喜ニット前の星原線については、去年質問したら年度いっぱいにはという答弁だったのに、もう全然動かないから質問したんです。これはこれでいいということで、いいです。

あと、市道敷根町・原田線。

これは本当に、理容ボンのところへ出る道路、あそこすっごく悪いんですよ。それで、この前見たら、こっちのほうが、原田・下本城線ですか、きれいになっているし、私は去年もお願いをしたんだけどというので質問をしました。ぜひ頑張ってやっていただきたいと思います。

副市長、前回中央地区の排水を質問したんですけど、この前、土木課長と県に要望に行ってくれましたね、ですね。この前聞いたんだけど、そのことにお礼を言おうと思って。ありがとうございました。ちょっとびっくりしましたか。その話の後で、今度は土木課長が市長にもお願いしたいと言ったんですよ。これ市長に言ってくれるかどうかをお聞きして、私の質問を終えたいと思います。よろしくお願いします。

さっきの質問と、市長の今の、行く気があるかどうか。（発言する者あり）そうです、南之郷線のあそこ。県道南之郷線、そうです。

○市長（水迫順一） それは私ももう行ってきております。（「ああそうですか」と呼ぶ者あり）はい。（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

ですから、さっきちょっとどなたか議員にお答えしましたが、2つ重要な場所があるから。ただ、この上のほうだけ直しても下が今度はやられるものですから、下から上へ直していくことを考えていかなければいけないということで、そういうような要望をしてあります。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 道の駅に関して参考になる御意見、また御指摘いただきましてありがとうございました。参考になる御意見はまた参考にさせていただきたいと思います。また、御指摘のありました件につきましては、早速実態把握をして、改善すべきところは改善いたしたいと思います。

次に、道の駅の特別会計についての御質問でございますが、当初道の駅の特別会計は、開設当時に管理組合と交わした指定管理料を支払うための会計として重きが置かれており、これは、独立した会計にすることで会計の状況をより明確化する目的がございました。現時点で会計上の特段の支障はございませんが、予算費目も少なく、今のところ今後ふえる見込みもございませんので、事務の簡素化の観点から一般会計への整理を検討してみたいと考えておるところでございます。（池山節夫議員「終わります。どうも」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 次に、森正勝議員の質問を許可します。

〔森 正勝議員登壇〕

○森 正勝議員 皆さん、お疲れさんです。

先ほど川畑議員のほうからもあったんですが、記録的な猛暑となったこの夏、連日各地で35度を

超える猛暑が記録されました。8月16日には岐阜県多治見市と埼玉県熊谷市で40.9度を記録、日本の観測史上最高気温が74年ぶりに更新されました。暑さの中、たくさんの方が熱中症で倒れております。救急車で運ばれた患者数が全国で3,000人を超えております。8月16日は全国で13人が熱中症により死亡しました。19日には東京目黒区のアパートで84歳と83歳の老夫婦が熱中症の疑いで死亡という痛ましい事件が起きております。先日は日向市で体育祭の練習中に中学生が亡くなっております。垂水市も9月16日は中学校の体育祭があるようでございますけれども、十分注意をしていただきたいというふうに思っております。

なぜお年寄りが熱中症にかかりやすいのかと言えば、体温調節の役割を果たしている発汗と血液循環が老化により低下することとでございます。このことが、お年寄りが暑さに弱い原因だそうでございます。熱中症を防ぐには、暑いときには外出を避け、小まめに水を飲むなど十分に水分を補給することが必要とでございます。なお、高齢者の方は、寝る前に水分を十分取るとか、枕元に水分を置く、入浴時は胸から下ぐらいまでぬるめのお湯につかると、そういったことを注意すればいいとでございます。老人の方は十分注意されてください。

早速、質問に入ります。

まず、コミュニティFM放送についてお尋ねします。

災害時に防災無線が聞き取りにくい難点がございりますが、コミュニティ放送であればこの問題は解決できるのではないかと思うんですが、導入の考えはないか。

次に、牛根二川港の整備についてお聞きします。

先日行われました鹿大の公開講座で、牛根地区は港湾整備を急ぐべきだと指摘されました。これについての見解をお願いします。

3つ目は、二川集落水道についてでございますけれども、集落水道は、取水口ががけ下にあり、非常に管理するのに危険な状況になっております。ボーリング等で取水できればというふうに思っておりますが、これも関係課の見解をお聞かせください。

関連ということで、もう1点お聞きします。

災害についての垂水市の備蓄の状況はどうなっているか、教えていただきたいというふうに思います。

これで、1回目の質問を終わります。

○総務課長（今井文弘） 森議員の御質問にお答えします。

1番目のFMコミュニティ放送導入の考えはないかということですが、委員が言われますとおり、台風や集中豪雨などの災害時に防災無線は雨風の音で聞き取りにくい難点があるわけでありまして、このことは行政連絡会でも指摘を受けていることでもあります。

そこで、総務課でもこのことを解消するための協議をする中で、FMコミュニティ放送導入についても検討したことがございます。

その結果から申し上げますと、FMコミュニティ放送は、自治体が直接運営することができずに、民間との共同出資による第三セクター方式の放送局やNPO法人が運営する放送局など形態はさまざまですが、全国的にも経営状態がよい放送局は多くないようであります。このような観点からしまして、導入につきましては慎重に判断すべきと考えております。

次に、2番目の二川港の整備についてでございますが、二川港は、市が管理する商港として整備されたものでありまして、現在そのような船が港を利用することがない、そういうようなことから、整備につきましては、現在の状況からいたしますと厳しいと思われれます。

また、がけ崩れ等によりまして国道が遮断された場合の物資の搬入につきましては、自衛隊

ヘリによりまして空輸も計画しておりまして、去る6月には牛根小学校校庭で陸上自衛隊の大型ヘリの避難着陸訓練も実施し、災害時の交通途絶に対応できるよう関係機関との調整も行っているところであります。

次に、災害時における物資の備蓄の状況についてということですが、今のところ市のほうでは災害時の物資の備蓄はされておられません。本市では風水害による被害の長期化は経験しておりまして、対応も可能であります。地震等によりまして大規模災害を想定するとなりますと、1自治体での物資の備蓄には限界があります。そして、またそのような状況になりますと、県・国の支援を受けることを考えていく必要があるのかというふうに思われます。

以上でございます。

○生活環境課長（三浦敬志） 森議員の二川の集落水道に関するお尋ねにお答えいたします。

現在、二川地区の水道は湧水及び表流水を取水されており、議員の言われる地下水への変換については、安全性や安定性の観点から推進すべき方向であるということは理解しております。しかしながら、ボーリングとなりますと、表流水の取水に比べ相当量の費用が必要となります。ボーリング掘削そのものの費用もですが、それ以前に、良質な水、要求される水量、また地形に伴う掘削の深さなどの分析調査が必要となります。

費用の点から申し上げますと、平成18年度まで県の事業で水源開発診断調査事業がありましたが、現在はそれにかわる補助的な事業もない状況です。また、この事業において二川地区の集落水道を対象事業として要望しましたが、近くの民営工場にボーリングの取水の事例があることから、対象地区として除外された経緯もあるようです。

市としましては、集落水道施設改良事業等に対する補助金交付要綱として工事費の助成はあ

りますが、受益者の負担も非常に大きくなることから、既にボーリング実績のある民営工場の詳細な調査や負担金計画など事前に調査を入念に行い、慎重に進めるべきかと考えます。

○森 正勝議員 コミュニティ放送については、今全国で198局、県内では4局が開局されているようでございます。今回の中越沖地震でも、地元のFM「ピッカラ」という地元のコミュニティ放送が被災者の方々の最も必要とする炊き出しの情報や仮設ぶろの場所などの生活情報を流して、非常に役立ったようでございます。本市の場合は、費用の問題とかランニングコスト等を考えれば開局というのは無理ということでございますけれども、災害のときに実際聞き取りにくいというのは事実でございますので、これにかわる何か方法はないのか、あれば教えていただきたいというふうに思います。

それから、二川港につきましては、鹿大の防災の公開講座の中で出てきた話であるんですけども、非常に難しいとは思いますが、桜島町あたりが全集落が避難港というのができているんですけども、これは大爆発のときに避難するために整備しているんだらうというふうには推測できるんですけども。やはり二川港の場合も、ヘリで運ぶとかそういうものもありますけれども、どうしてもやっぱり牛根地区に、私は支所がございましてところの港の整備は必要ではないかというふうに思っておりますので、これは私もいろいろ各方面にアンテナを伸ばして、そしてこれからどういうふうにすればいいか、ちょっと考えていきたいと思っておりますので、答えは要りません。

それから、二川の集落水道についてでございますけれども、以前、水源開発診断調査事業というのがあって、それで調べようとした形跡はあるんですが、うちのタンクの前に、今、天野屋さんが工場をつくっておられまして、そこがボーリングしております。そして今、災害のた

めに操業を停止しておられますので、そこら辺の情報をいただいたりして、今後いろいろ検討していきたいと思うんですが、補助率が今、大体垂水市の場合は3分の1になっているようですが、これをもう少しこう、これは市長にお伺いします、何とか補助率を高くしてもらえないだろうかということをお聞きします。

それから、備蓄の関係ですけれども、やはり消防分団が9分団ございますけれども、ここにある程度の、最低限の備蓄は必要ではないかと思っておりますので、今後、総務課のほうで備蓄についても、先ほど感王寺さんのほうからもシートの件がございましたけれども、最低限必要なものを各消防分団あたりに備えておくというのは必要なことではないだろうかというふうに思いますので、その辺のことについてお答えをいただきたいと思っております。

これで、2回目の質問を終わります。

○総務課長（今井文弘） 森議員の2回目の質問にお答えいたします。

FMコミュニティ放送の導入が困難であれば災害時の住民への情報伝達手段としてほかに何か考えられないのかということですが、一番確実に情報伝達ができるのは、これまで土砂災害の危険箇所の世帯のみに設置をしております戸別受信機であります。現在、市内で約1,800台を市が貸与する形での設置をしておりますが、この戸別受信機は1台5万円からするもので、これを全世帯に設置するとなりますと莫大な費用が必要となってまいりますことから、これも今の実情からしますと実施することは困難であると思っております。

そこで、もう1つ考えておりますのが、防災ラジオの導入であります。このラジオは、電源を入れておきますと、通常の番組の途中でこちらから流す防災行政無線を受信し、強制的に割り込む形で出力されるものであります。このラジオの場合は、戸別受信機からしますと約10分の

1程度で購入できることもありますので、これから運用上の問題がないか十分調査をして、よければ早いうちに設置する方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

それから、備蓄に関しましては、議員言われますとおりに、最大限必要な備品関係、そういうものについてはやはり必要なものだろうと私も考えますので、これもまた予算を伴うことでもあります。できる範囲でそういう方向で備えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 森議員の、その二川の集落水道、私も2回ほど現地を見に行かせていただきました。どこの集落水道、表流水を取っておるところはここだけに限りませんが、非常に高齢化が進んで、非常に管理が難しくなってきたという大きな問題を抱えております。そういう問題がありますがゆえに、やはりボーリングというのは、1つのいい方法だろうと思うんですね。ですから、これは、民間のその施設とのかかわり合いをしっかりとまた検証していただいて、そしてボーリングをする方向で決まりましたら、私どもとしましても、集落水道施設改良事業等に対する補助金交付要綱というのがございますので、それに沿って協力をさせていただきたい。それと、水道課が持っておりますいろんな取水に関するノウハウもあると思いますので、その辺の協力はさせていただきたいと、そのように思います。

○森 正勝議員 3回目の質問をいたします。

防災ラジオについては、5,000円ぐらいで1個購入できるということでございますので、ぜひ早目にこのことについては、垂水市全体に配布できるように早急にしていただきたいというふうに思います。

集落水道については、いろいろ検討いたしまして、ボーリングするということになりましたら、市のほうも3分の1と言わずに100%と言

たいんですけれども、50%でも40%でも上乘せしていただければというふうに思っております。よろしく願いいたします。

最後に、関連ということで、県のほうで土地災害防止法に基づいて、土地災害警戒区域とそれから土地災害特別警戒区域というのが指定されております。牛根境、牛根二川、それから市内のほうもことしされるということでございますけれども。前いただいたこの防災マップというんですか、これがちょっとこう、避難場所はわかるんですけれども、何かわかりにくいんですね。ですから、もう少しこう、もうちょっと工夫を加えた防災マップというのが要るんじゃないかというふうに思いますので。年寄りあたりはちょっとわかりにくいと思うんですよ、これ。恐らく皆さん見られたら、ちょっとわかりにくいと思いますので、再度検討されて、そして早急にこれも改善していただいて配布していただけるようお願いしておきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（徳留邦治） 次に、10番持留良一議員の質問を許可します。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 それでは、お疲れさまです。

許可を得ましたので、質問させていただきます。

まず最初に、2年前の災害でとうとい命が奪われました。改めて心から追悼の意をあらわしたいというふうに思います。

それでは、質問に入っていきます。

中央政治が大きな転機を迎える中、行政と議会の責任、役割は厳しく問われています。今回の質問は、行政や議会が役割と責任をどう果たしていくのか、その問いかけと、市民の利益を守る立場からの建設的な提案もし、質問を行っていきます。

最初の質問は、市長の政治姿勢について、2

点伺います。

1点目は、災害復旧での事故繰越問題です。

この問題では、私は、県の指導・援助のあり方に問題があると追及し、県当局とも交渉してまいりました。さらに、国会議員団とも連携して、国に対しては災害復旧事業として認めてほしい要望もしてまいりました。取り組みの結果、返ってきた回答が、事故繰越に当たるかどうかという問題でなく、公共事業施設災害事業非国庫負担法等の法令に違反するという報告でした。

そこでお聞きしますが、市長は法令違反であることを認識されていたのか、お聞かせください。そのことを市民にどのように説明されたのか。法令違反であれば責任問題があると考えますが、どのような見解をお持ちなのかお聞かせください。

2点目に、今回提案されている水道料金の値上げ問題についてです。

5日の本会議でも質疑しましたが、平成15年の基本計画書で示されていたのは、市民の同意を得ること、その上で適正な料金を設定するという方針です。市長が施政方針で主張されてきた「参加と協働の精神」とも大きくかけ離れているのではないのでしょうか。どう説明をされるのかお聞かせください。

次に、学校統合問題について伺います。

今議会に学校設置条例改正案の提案の動きがあったのではないのでしょうか。この動きは、さきの説明会の結果を総括し、市長として結論を出したということになると考えます。私は各地域の説明会にも参加し、内容説明や参加者の意見も聞きました。資料の内容も、例えば耐震化の対策でも、耐震診断がなされていない中での説明であり、資料としても不十分な点がありました。また、統合の大きな理由になっている適正規模でも、教育学的な根拠は示されず、行政効率からの訴えであり、教育行政のあり方が改めて問われた説明会だったと考えます。

私は、これまで、行政と住民が教育的観点に立って統廃合を決めるように主張してきました。そして、財政的理由による統廃合はあってはならない。小規模であっても教員の増員など教育行政の充実を果たし、住民の賛成のもとでも、通学の安全性を初め、健康を守ることへの措置を求めてきました。こういう観点からも、今回の説明会は課題もまだまだ多く、もっと議論を重ねていく必要があると考えました。

このような経過の中、2つの地域の住民の方々が、地域に根づいた学校づくりの観点から、中学校の存続を求める陳情を議会に提出されました。

そこで、4点について見解を伺います。

1つは、説明会はどう評価されたのか、お聞きします。

2つは、2つの地域からの陳情への見解をお聞かせください。

3点目には、旧文部省は、昭和48年に公立小・中学校の統合についての通達を出しました。統廃合の情勢は違いますが、学校統合が推進されている中、住民との間にトラブルが起り、学校統合の行政は3つの原則を踏まえるべきだと明記、通達しました。1つは、無理な統合はしない、十分話し合うこと。多くの賛成が必要である。紛争は起こしてはならないというような考え方です。2点目は、小規模学校の利点を生かし、充実することも留意すること。3点目は、学校の持つ地域的影響も考え、地域住民の理解を得て行うようにというものです。学校の地域的な意義も考えなければいけないという内容があります。統合の議論の到達を踏まえながら、通達についての見解をお聞かせください。

これらのことから考えると、中学校統合の見直しの必要性があると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、少子化対策について伺います。

全国では、なぜ妊産婦や生まれてくる赤ちゃん

んの命が救えないのか、悲劇が起きるたびに問題になっています。安心して産みたいという願いにこたえる市政の一層の役割が求められています。今回は、少子化対策の一環としての妊婦健診助成拡大について伺います。

母子ともに安全であるためには、妊婦健診は欠かせない健診です。全国で唯一出生率がプラスに転じている福井県では、第3子以降について、健診が14回相当額が無料化されています。経済的理由だけが少子化の原因ではありませんが、子育て支援の出発点である妊婦出産時の経済的不安が少しでも解消されることが切望されています。

妊婦健康診査は自費診療のため負担感が大きく、うれしいはずの妊婦出産に経済的不安がついて回る悲しいことです。そんな中、ことし1月、厚生労働省から妊婦健康診査の公費負担の望ましいあり方についての通知が出されています。内容としては、健診の重要性と公費負担の必要性、公費負担について必要な回数も示されています。国の本年度予算では少子化対策の地方財政措置が増額になっています。公費で助成拡大する環境は整備されたのではないのでしょうか。

そこで伺います。

健診の1回の費用と健診の意義と重要性について、お聞かせください。

2点目に、望ましい健診の回数、最低でも求められている回数について、お聞かせください。

通知の立場からも、少子化対策のために助成の拡大が求められていると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、生活保護行政について伺います。

先般北九州市では、生活保護問題に関して福祉事務所長が刑事告発されました。生活保護行政で申請拒否問題や辞退届問題で餓死するという事件が発生し、その内容が法律違反であり、公務員の職権乱用罪に当たるということで告発

されたものです。

本市では、憲法や法律の立場で適切に相談、面接、申請等が運用されているか、伺います。それは、今、貧困問題が社会的問題になり、生活保護を求める人が急増しているのに、最後のセーフティネットである生活保護制度が機能しているかという問題からです。また、生活保護行政を適正に運営するために手引が基準になり、生活保護への締めつけが法律等を無視して強められているのではないかという思いからであります。

以下、4点の質問をいたします。

寄せられた相談の中で、「事前審査的な指導があり、審査の意思があるのに申請できなかった」という声もありました。申請は無条件に受理されているか、お聞かせください。

2点目は、厚生労働省は、必要事項が記載されていれば独自用紙も可能と述べていますが、見解をお聞かせください。

3点目には、申請援助者の同席について、厚生労働省は、同席を拒む理由なしと見解を示していますが、見解をお聞かせください。

4点目に、保護の申請、開始、廃止に数値目標を設定することは問題とありますが、生活保護係のマニフェストはあるのか、お聞かせください。

最後に、水道料金の値上げ問題について伺います。

今回、安全な水を安定的に供給するということでの施設の整備と、さらに、安定給水と災害に強い配水管網の構築など、城山配水系の更新等を目的として、これらに係る経費が増加するという理由で値上げ案が提案されました。

私の質問は、値上げ幅は妥当か。料金設定において、仕組みの見直し等により料金は抑えられないか。また、水道は市民にとって社会的、必需的、公共的なサービス提供の基礎である資産形成と、その資金調達に租税など一般財源に

求める提案と、問題点のある繰り入れ資本金や工事負担金の見直しで料金は抑えられないかという観点で、質問を行います。

1つ目は、以下の2点で料金原価の見直しで、基本料金の値下げの可能性があると考えますが、見解をお聞かせください。

1点目は、原価計算で需要家費の集金事務費は、口座引き落とし等でその妥当性がなくなってきたのではないのでしょうか。

2点目は、総括原価の資産維持費は、資産に関して減価償却費でも負担していると考えますが、これは同一原価の二重負担になるのではないのでしょうか。

3点目は、料金設定の問題で、5トン以下の世帯数が全体の3割を占めています。結果、10トン世帯との同額の水道料金を支払うことになるのではないのでしょうか。設定見直しの可能性についてお聞かせください。

3番目は、市民生活は、これまで市民税等の負担が生活に大きな影響を与えています。格差の広がり等で生活困窮者もふえています。今回の水道料金の値上げは多少なりとも生活に影響を与えます。

そこで、値上げをするのであれば、生活の救済対策として減免制度がより実態に合った形で改善、充実されることが望まれます。

そこで、以下の2点について提案しますので、見解をお聞かせください。

1点目は、他の減免制度との整合性と、公共的扶助を受けている場合の減免の対策を求めます。

2点目は、利用水量の関係からも、ひとり暮らし65歳以上の方の減免対策を私は強く考える必要があると思います。

以上で、1回目の質問を終わります。2回目の質問は、保留をいたします。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩をいたします。

次は、2時45分から再開いたします。

午後2時28分休憩

午後2時45分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

持留議員の質問に対する答弁を求めます。

○市長（水迫順一） 持留議員にお答えをしたいと思います。

事故繰越問題の認識と見解について、お答えをしたいと思います。

今回の件で、県が根拠としております公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第11条に次のような条文がございます。「国の負担金の交付を受ける地方公共団体が、負担金に係る災害復旧事業を施行せず、または負担金をその目的に反して使用したときは、交付の目的に反して使用した部分の負担金を返還させることができる」とあります。ここで言う「施行せず」とは、交付金を得ていながら工事を発注しなかったということであり、今回のケースは、工事が期間内に完了しなかったものであり、法令違反ではないと考えております。

法令解釈を法廷でも争うことも考えられますが、市としましては、さまざまな事業で国・県に理解を求めながら事業を進めていくことも数多くあります。そのような現在の国・県・市の行政の仕組みからも、この問題については、長として私の判断で、市の一般財源で対処した経費の補てんにつきまして、今後、特別交付税などで要望してお願いをしていくというものであります。

これまでの災害復旧工事でも、本市の場合は繰越明許で翌年度までに全事業が完成しておりました。それを超えるような事例もなく、今回は、同一路線で工事が多数あったことや、保安林解除等の手続に時間を要するなど特殊な事情が重なったことにより、期間内に完了できな

ったものであり、国の説明でも、災害の事故繰越は補助のないような旨の説明がなされております。

これらを踏まえまして、8月に開催されました鹿児島県下の市長会でも、保安林解除の事務手続についての要望を行い、これに対しまして全市の賛同をいただいているところがございます。事故繰越につきましても、弾力性のある制度がとれないものか、要望を行ってまいりる所存でございます。

市民への説明につきましては、市報でも御報告をしたところでございます。

○水道課長（橋口正徳） 2番目の住民の理解・同意と参加・協働の認識として、水道料金の値上げの提案と基本計画書の示した方向と実際との乖離について、住民の同意を得ること、その上で適正な料金を設定するというところについてでございますが、平成15年度策定いたしました垂水市上水道事業基本計画書で、市町村合併に伴うほかの水道事業との料金格差、経営方針も考慮しつつ、少なくとも平成19年度までには料金改定を検討する必要がある。改定に当たっては、必要に応じて広報活動などを行い、住民の同意を得ることが大切である。その上で適正な料金を設定し、経営の合理化に努めるとともに、事業の健全経営を図る必要があると記載してあります。

その当時におきましては、合併協議の最中でありまして、水道料金も含め、各種料金等の調整に入りつつあるころではなかったかと思いますが、中でも水道料金につきましては、各市町、地理的背景、財政的背景がそれぞれある中で、その事情を調整しつつ、近い将来に同一水道料金へ向けて協議をする必要があったのではと思います。そのために、必要に応じた形での広報活動や住民の同意を得る機会を創出しなければならなかったと思います。

今回の改定につきましては、顕在化する課題

への対応、健全な事業経営の継続を図るため、上水道事業の変更の認可を取得して早急に対応する必要があったことと、料金の改定に当たりましては、料金算定期間中における適正な原価に基づいて算定、経営の安全性、安定性を図り、市が過大な利益、損失を与えず、公正な報酬が、消費者にも過大な料金負担を負うことがないというメリットがあり、我が国の公益事業で広く採用されております総括原価方式を採用しておりますので、市民の皆様には十分な御理解と同意をいただけるものと考えております。

また、施行より6カ月前の議案提案でございますが、この6カ月間を市民の皆様への徹底した周知・広報の期間ととらえ、市民の皆様にも市の上水道事業への参加・協働していただくという姿勢で、安全な水を安定して供給できるよう努力・継続していかねばならないと考えているところでございます。

○市長（水迫順一） 持留議員の学校統合問題について、私のほうからお答えをいたします。午前中の感王寺議員へお答えをした部分と重複する部分がありますが、御了解をいただきたいと思っております。

中学校統合は、財政的、教育的から、子供たちのために避けて通れないことだと思っております。陳情につきましては、地域住民の感情も理解できます。ただ、統合が即地域衰退につながるとは考えておりませんが、今後も地域振興策について努力していかねばならないことだというふうに思っております。

説明会では、地域振興会を通じて市民の皆さんに呼びかけ、統合につきましては、児童生徒の著しい減少による部活動、学校行事が満足にできない、専門教員の配置ができない、学校施設の老朽化が進んでいるなどの説明、また、統合後の跡地利用問題などを今後、協議していくというような説明をしてまいりました。

今回の説明会では、保護者の方々の大方が理

解されたと感じております。また、地域住民の方々も、統合やむなしの声も多く聞かれました。しかし、依然として地域が過疎化するあるいは衰退するという強い反対意見を述べられる方がおられたのも事実でございます。今回出されました意見を協議会などで検討し、地域の方々の理解が得られるように努力をしてみたいと思います。

文部科学省の通達につきましては、第一に子供たちの教育のことを考えて、地域の皆様方に御理解をお願いしたいと思っております。統合の見直しについては6月議会でも答弁いたしましたが、見直しは考えておりません。

あと、関係課長から答弁いたします。

○保健福祉課長（村山満寛） 議員質問の少子化対策についての公費の妊婦健診助成の拡大について、お答えいたします。

まず、1点目の健診の1回の費用についてお答えします。

母子保健事業については平成9年度に市町村に権限移譲され、それから垂水市では妊婦前期に1回、妊婦後期に1回と精密健診の1回、合計3回分を公費負担いたしております。前期はB型肝炎ウイルス予防を含み6,570円、後期は妊婦一般健診で6,070円の負担でございます。

健診の意義と重要性でございますが、健診は、乳児死亡、周産期死亡の低減及び障害児の出生を未然に防止するため、妊婦の疾病異常を早期に発見し、治療することを目的といたしております。

次に、2点目の望ましい健診の回数と、最低でも求められる回数についてお答えいたします。

妊婦が受ける健康診査の回数については、厚生省の局長通知により公費負担は14回程度行われることが望ましいとされておりますが、受診者の経済的理由等も考慮し、健康な妊娠、出産を迎える上で最低限必要な妊婦健康診査の時期及び内容については、少なくとも5回とされてお

ります。

次に、3点目の少子化対策のためにも助成の拡大をということにお答えいたします。

妊婦が受ける健康診査の回数は現在3回でございますが、国の通知に基づきまして5回は実施できるよう、新年度予算に向けて努力したいと考えております。

引き続きまして、4点目の生活保護行政についてお答えいたします。

申請は無条件に受理されているかとの質問でございますが、保護を受けようとする方については、まず面接を行い、生活状況等について申し立てを聴取し、法の趣旨及び保護を受ける要件等を説明し、保護申請書を渡しておりますので、その後、申請がありましたら、無条件で受理することになります。保護開始は、預貯金調査などのプライバシーに係る諸調査後となります。

次に、申請様式は独自用紙でも可能かについてお答えします。

生活保護の申請用紙は、生活保護法施行細則準則及び垂水市生活保護法施行細則に定められており、福祉事務所に常備いたしております。

申請書の内容でございますが、申請者の住所・氏名、世帯員の状況、申請理由、申請する扶助の種類、資産、収入、預金及び保険の調査に対する同意書、市税の減免申請書ほか多岐にわたっており、保護決定の判断をするものに不可欠なものでございます。申請される方は早急に処理を必要な方もおられますので、統一した書類でできるだけ早くと考えておりますので、独自の用紙での申請は受け付けておりません。

次に、申請援助の同席は問題になるかについてお答えします。

プライバシーに係る問題を聞くため、親族、民生委員については同席される場合があります。また、親しい友人を伴い相談されたケースもございます。

次に、生活保護係でのマニフェストはないかについてお答えします。

日本国憲法生活保護法に規定されておりますので、生活保護係でのマニフェストは掲げておりません。

以上でございます。

○水道課長（橋口正徳） 水道料値上げの関連の御質問にお答えさせていただきたいと思えます。

値上げ幅の再考と考慮をとして、料金原価の見直しで基本料金の値下げの可能性はないか、原価計算で需要家費の集金事務費は減っているのではないかというお尋ねでございますが、確かに振興会への徴収委託金は減少しつつあるところでございますが、その分、口座振替が少しずつ伸びてきております。

御存じのとおり、平成17年度中途からコンビニエンスストアでの収納もできるようにしており、この手数料が消費税抜きの50円でございますが、現在、1月当たり400件前後まで伸びてきております。また、今年度より鹿児島銀行さんの手数料も1件当たり10円負担するようになりましたので、現在におきましてはまだまだふえる方向にあるということでございます。

次に、総括原価の資産維持費は、資産に関しては減価償却費で負担し、さらに資産維持費でも負担する二重の負担になる仕組みを改めるべきではないかというお尋ねでございますが、理想的な形としましては望ましいのかもしれませんが、実質、本事業会計におきましては、収益的支出におきまして減価償却費として支出の上、内部留保し、しかしながら、資本的収支におきましては、建設改良につきましては大方企業債を起債いたしますが、企業債償還金、元金ですが、これに充当する財源はありませんので、支出に対し、収入が不足する分としまして内部留保資金として充当しているのが現状でございます。ですから、二重の負担にはなっておりませ

ん。純粹に経営の安全性、安定性の観点から、資産維持費を原価に適切に繰り入れたものでございます。

次に、5トン以下の水量料金の見直し、5トン以下の世帯が3割を占めるが、結果、2倍の10トン世帯と同額の水量料金を支払うことになるのではないかというお尋ねでございますが、本市におきましては、基本料金に基本水量を付したシステムではございませんし、水量料金につきましては、1立方メートル当たり幾らという計算式で料金を算定しておりますので、2倍の世帯と同額の水量料金を支払うことにはなりません。

次に、減免制度の改善と充実を、ほかの制度との整合性と公的扶助（児童扶養手当）や制度で減免を受けている場合の検討を、また、ひとり暮らしの65歳以上の減免対策をというお尋ねですが、上水道の給水区域及び簡易水道の給水区域がそのまま本市行政区域と重なっておればいいのしょうけれども、集落の水道を利用されたり、あるいは自前の井戸を利用されている皆さんがまだたくさんいらっしゃいますので、本事業会計のみで対策云々は、不必要な格差あるいは地域的な格差を生む形になりますので、将来的にも厳しいものであると考えているところでございます。

ただし、給水条例第32条によります料金、手数料等の軽減または免除につきましては、市民の皆様一人一人の実情に応じ実施してきています。

以上です。

○持留良一議員 それでは、いろいろな問題点がありましたので再質問をさせていただきます。

1点目は、先ほどの事故繰越の問題ですけれども、確かに見解は違う部分が出てくるだろうと思うんです。しかし、問題は、国のほうとしては、そういう法令違反だという立場を私たちにも報告したというこの事実があるわけなんで

すよね。このことにおいて、どういう問題が発生してくるかということを行います。

先ほど市長が市報でも言われましたとおり、例えばここで、特別交付税で補てんできるようにしていきたいということですが、果たしてじゃ、こういう法令違反なのが特別交付税で認められるのかというのが1点あるんですよ。この点について非常に私自身も、こんな形になっていくと、そんなふうに国が認めている以上、そう対処せざるを得ない部分も出てくるのかなというふうに思うので、そういう点で、この点での認識をお聞きしましたし、私たちにこういう報告が来たということの時点で、改めてこの問題点を明らかにしていく必要があるのかなというふうに思ったところです。

特に国土交通省の言う言い分というのは、要するに明白な法令に反する措置であるという、そういう説明をしてもらったということです。そして、垂水市より平成19年度3月まで事業を完了したとの報告があってきた。そこで、法令に基づき、鹿児島県を通じて工事完了の確認を行うことにしたが、その段階で市より工事の未完成である旨が伝えられたと。いわゆるこれは報告の問題ですね。これは、仮にやむを得ない事由で工事が遅延したとしても、関係法令に明白に違反する事態を受けて交付税の取り消しをしたものだというふうになっているんですけども。じゃ市長は、なぜ取り消しになったのか、その点をどのように先ほどの関係から理解されているのか、お聞きをしたいというふうに思います。

私はこの点で、やはりこの点からしっかりと教訓を導き出すことが大事だと思うんですよ。要は何が事実なのかという点が1つあると思うんです。その点に立ってこの問題をしっかり考えないと、要するに、私たちは見解の相違はあるかもしれないけれども、市民の利益をどう守っていくのかという方向が見えてこないと思うんですよ。

1つは、やはりこの点で私も国に訴えてきましたけれども、やっぱり国のみずからの責任として国土保全をどう図っていくのかという点で、やはりじゃ2年でいいのかという問題でやっぱり専門家の間でも、3年も含めて検討をしていく必要があるんじゃないか。そこに対して、やはり議会も含めてきっちり要望していこうよという方向が1つは見えてくると思うんですよ。

2つは、やはり委任事務を受けている県の指導のあり方の問題。どう改善させていくのか、今度の教訓から。このことが2点目にあると思うんです。

3点目は、やはり地方分権の中での行政職員のあり方。いわゆる1つは危機管理問題。そして2つ目はやっぱり専門職としての資質を高めていこうという問題だろうと。

私、この3つの点が見えてくるというふうに思うんですよ。そのためには、やっぱり個々における問題点を明らかにしていきながら、その方向性を全体職員、議会も含めて改善を図っていく。そのことによって市民の利益を守るという立場をしっかりとつくっていくことが大事だというふうに思いますが、その2点についてお聞かせください。市長は、なぜ交付税が取り消しになったのかということと、法令違反であれば当然交付税は不可能だというふうに、要するに法律に違反しているわけだから、なぜじゃ交付税で認めるのかという部分が出てくると思うんですよ。その点について、見解があればお聞かせいただきたいと思います。

それから、水道料金の取り組みについての姿勢の問題ですけども、これは合併であろうがなかろうが、基本としてこの問題というのは、ことし市長がパブリックコメントという、いわゆる手続制度をつくっていこうということを主張されたんですよ。そうすると、やっぱりどっかで実践的にそのことを行っていく必要があると。

そういう点では、やはり非常にこの15年当時、たしか合併の議論のときだったですけれども、そういう方向を示したというのは非常に私はある意味では先見性があったらと思うんですよ。それだけやっぱり住民の皆さんの理解をいただきながら、そしてその後、協力をしていくんだという市政のあり方だと思いますので、もうこの点については意見は要りませんけれども、やっぱりそういう観点があったんだということをしかり私は受けとめていただいて、市長が協働と参加というふうに言われているわけですから、やっぱりどんなことであろうと色々な形で、こういう形で今後もいろいろな点については進めていっていただきたいというふうに思います。

それから、学校統合の問題なんですけど、このことは、私は1つ大きな問題があったと思うんですよ。前教育長が、反対があればこの問題は統合はしないという大きな約束を市民の皆さんともしてこられたと思うんですよ。それがあある意味ではなし崩し的に色々な形で進められてきたという、1つの大きな背景があると思うんですよ、今日のこういう混乱をもたらしているのはですね。そこに1つの要因があるということをもまず強調をしておきたいというふうに思うんですけど、私は、今までの議論の中から2つのことが明らかにすることができると思います。

1つは、いわゆる財政問題なんですけれども、耐震対策とか、先ほど統合のその後のあり方の問題としても、地域のコミュニティ的なそういう役割を担うとか、避難所とか含めてやらなきゃならないと言われました。そうすると、やはり財政出動はいやが応でも、統合しようがしまいが出てくる問題なんです。ましてや、統合してしまうと交付税は減らされる。このことはもう以前の議会でも明らかにされています。

そうなってくると、これからの議論からこの財政問題というのは大きな理由ではないという

ことが私は明らかになったらと思います。ましてや、財政問題を理由にして子供たちを私は犠牲にしてはならない、これが教育行政の最大の責任だろうというふうに思います。

そしてもう1つは、適正規模も教育学的な検証はされていないと。適正規模だというのはあくまでも国の経済的効率の上に成り立った規模だということ、もういろんなところでも言われておりますし、大隅町の統合のときにも説明の文書の中にも出されています。そういうことを考えると、この統合の適正規模論と財政問題というこの2つの理由は成り立たないんじゃないかということが出てくると思います。

それと、先ほど市長は、通達は簡単に述べられましたけれども、この通達に貫かれているのは何かということなんです。子供たちの教育の学習権を保障する、学ぶ権利を守れということだと思うんですよ。地域との粘り強い理解を得るという問題、小規模であっても必要があればちゃんと認めていけということ、この3つの立場から訴えているわけなんです。

市長も、二川の説明会のときに岳野の方が説明求められましたよね、「自分の子供が将来統合した場合どうなるんだ」ということを言われましたけれども、もし岳野から通学となると、1時間以上を要するのではないかなというふうに思います。このことでどうなるかという、在校時間の制限、家庭学習の圧迫、こういうことがどうしても出てくる。いわゆるこの通学の距離によって子供の学習権を奪ってしまうという結果が出てくるんですよ。

それでもあくまでも市長は、説得し進めていくというお考えなのか。子供のそういう学習権を奪って、未来に地域で頑張っていこうという子供たちのそういう地域での巣立ちを失わせる、そのことを本当に今問われているのに、市長はそれでも強引にやっていくという、この広域合併、広域の統合をやっていくという考えがおあ

りなのか。私は、子供の学習権を奪うからこういう広域的な統合は反対だという立場を明確にして、市長に改めてこういう立場で学習権を奪うんだということもぜひ考慮していただいて、再度この点について市長の見解を求めたいというふうに思います。

それから少子化対策の点については、ぜひとも財政課の方でも努力していただいて、交付税措置されて上積みされてきますので、その分はぜひとも、色はついていませんけれども、そういう要望で福祉事務所の要望にこたえていただき、ぜひ財政課の立場でも少子化対策としてこの点を押し進めていただきたいというふうに思います。市長の強い決意がありましたので、これについては、当面5回ということ而努力をしていただきたいというふうに思います。

生活保護の点なんですけれども、先ほど憲法・法律の立場で運用しているということをおっしゃったというふうに思います。

そこで、4点ほど確認をさせていただきたいというふうに思います。

その冒頭、手引の位置づけなんですけれども、これは、厚生労働省はあくまでも一般的事務処理基準であり、自治体を拘束するものではないというふうに明確に言っていますので、そういう立場からこの点について確認をさせていただきます。

1つ目は、関係先調査や健診命令は保護の要否判定に必要であるが、これはあくまでも保護申請を受理した後のことであることを確認できるかどうかですね。これは法28条、保護の決定または実施のために必要があるときと限定をされていますので、先ほど憲法や法律の立場で運用しているということがありましたので、この点について1つ。

それから、申請用紙です。

厚生労働省社会援護局保護課は、2005年1月、「生活と福祉」の1月号にこんなふうに書いて

います。生活保護第2条の保護請求権の記述の後に、「生活保護の開始申請は、法の規定や趣旨から、必ず定められた方法により行わなければならないというような要式の行為ではない」と言っているんです。その中には「口頭の申請の余地もある」というふうに言っています。申請に当たって提出された書類に必要事項さえ記載されていれば、定められた申請によって行われるものでなくても申請として受理できるものというふうに明確に言っているんですけれども、この点が確認できるかどうか。

それから、これはたっただけのお願いなんです、生活保護の申請書をだれもが手に取るところの場所に備えていただきたいと。先ほどの無条件に申請が受理できるということがありましたけれども、そして、受理した後にさまざまな調査や健診命令がされるということを見ると、いつでも保護申請ができるように、そういうふうに窓口を改善をしていただきたいというふうに思います。

最後に、水道料金の問題なんですけれども、先ほど口座がふえているということ、それからコンビニからもできるということ、今回銀行は10円かかるというようなことを言われましたけれども、これはあくまでも水道局の関係であり、この集金事務、当初の集金事務とは大きく性格は違うんですね。

そうすると、いわゆる方法としてこういう形に変わってきたということは、それだけ滞納をふやさずに取るということと、そのあたりの事務経費を省こうという中身があると思うんですね。明石市だったんですけれども、口座割規制との導入自治体もあるんです。逆に口座にする引きますよと、割引しますよという自治体もあるほどなんです。そうすると、この分を集金事務という形に読みかえるというのは何か不自然な感じがするんですよ。そういうことから、私は当初の性格とは大きく違うんじゃない

かということでこの点を取り上げたんですけれども、御意見があればぜひ出してください。

それから、資産維持費はもういいと思います。

それから、要は5トン問題で出したのは、使用水量に応じた負担の公平性の観点から、この現状を反映するそういう仕組みになっているのかどうかということなんです。いわゆる負担の公平性という関係から、それだけ全体的なそのあたりが幅がふえていると。そうしたら、そこに対する一定程度の原価料金が反映されるようなやっぱり仕組みに持っていくという点で、5トン以下の対応というのはできないのかということをご提案させていただいたわけなんですけれども、ぜひ回答ください。

それから、減免制度の問題です。

私は、簡易水道と上水道というのはもう市民の皆さんがちゃんと理解されているんですよ。それなりに上水道を使っているところは負担も大変だと、簡易水道は月限定の定額制だということの中で、だからそれを同じ地域にあればということじゃなくて、これはやはりそれぞれのところで独立しているわけですから、それなりにやっぱり減免制度というのはしっかりとつくっていくというのが、これは本来の行政の役割だろうというふうに思うんですが、私はそういう考えなんですけど、再度お考えをお聞かせください。

それから、料金設定と経営の観点から2点ほどお聞きをいたします。

市長にまずお聞きしたいんですけれども、先ほど質問のところで言いましたけれども、水道というのは市民にとって社会的、必需的、それから公共的なサービスの提供の基礎であるまず資産形成をすると、そして当然そのためには資金調達という形で、いろんな形で水道関係以外のところでも租税、いわゆる市民の税金でやってきましたよね。そういう点で一般会計から当然繰り入れてもこれは妥当じゃないかと。いわ

ゆる公共の福祉というのがうたわれています、水道法にもですね。そういう観点から一般会計からの繰り入れというのはできないのかということ、1点目はお聞きをいたします。

それから2点目なんですけれども、工事負担金、これは貸借対照表の中に出てきます。いわゆる資本剰余金の中に出てくる工事負担金なんですけれども、これは今、資本の一部とみなされて減価償却は加算計上され、資産原価を基礎とするそういう中身になっているというふうに思います。要するに資産原価を基礎とする料金がこれで決まってくるという方式だろうと思いますが、そうしちゃうと当然膨らんでくるということは、それだけ料金に反映されてくるというふうにつながっていくというふうに思います。

だからこそこれは企業会計原則からは、同一原価の二重負担に当たるから、それは資本ではなく利益なんだと、利益として考えなさいということで、この企業会計原則からは問題ではないかという指摘があるんですけれども、この点について、これは資本ではなく利益ではないかということで、このことが結果として料金にはね上がってくるわけですから、その点について考えをお聞かせください。

2点目は、繰入資本金の問題です。これもやはり貸借対照表に出てくる部分なんですけれども、この繰入資本金というのは、いわゆる長年の水道事業によって蓄積された利益が源泉になっているいわゆる資本金ですよ、いわゆる住民が負担して作り上げてきた資本金だと思うんですよ。このことは、やはり企業会計原則の資本取引と損益の取引のこれは区分しなさいというふうになっているんですけれども、しかし、これは資本金として計上されているわけですよ。利益として処理はされていないというふうになると、やはりこういうことでも経営状況が非常に脆弱な形になってしまうと、いわゆる利益は上がっているのに、どんどん資本の方に蓄

積されているから、経営状態は大変ですよ、厳しいですよという形になってくると。これは本来の会計、いわゆる通常の経営状態を示していないんじゃないか、やはり通常の経営状態をちゃんと示してほしいということで、この問題について、この利益に操作するのは問題じゃないかということで、回答をお聞かせください。

以上です。

○市長（水迫順一） まず、事故繰越の件の2回目の質問でございますが、これは本市にとりましても非常に大事な問題でございます。議員おっしゃるとおりなんです。ただ、先ほど申し上げましたように、基本的には私は法令違反していないというふうに思っております。ですから、このことはやはり特交あたりで求めているというのは当然だと思います。

議員言われた中で、本当に2年間でいいのかという問題、ここらは本当にまた今後、機会を得て声を上げていかなければいけないというふうに思っております。詳しく副市長、それから財政課長にその後も調べさせておりますので、その2人にもちょっとこの後、回答させます。

それから、統合問題でございます。

議員も8回の説明会にほとんど来られておられました。説明会の雰囲気は十分私と同じように感じとっておられるというふうに思います。けさ感王寺議員にも申し上げましたように、私は、基本的には統合を22年の1月にやっていくということに見解は変わりございません。

その中で言われました耐震問題はすべてどこも、これは垂水市だけじゃなくて、ほとんどの市町村が学校に対する耐震をやっていないところが多いというのが現状でございますし、例えば1校の耐震をやるとなると、私は2,000万円前後かかると、経費も非常に大きい。そしてまた耐震をやった結果で、悪かったら校舎を建てかえんといかんわけですから、校舎建てかえるとなると数十億、南大隅町ですか、あの

辺で中学校が建てかえがありました、20数億円かかっておるんですね。ですから、本当に生徒数によりまして違いますが、かなり大きな投資をすべての学校に本当にできるのかということは、やはり今から考えていかなければいけないというふうに思っております。

それから、交付税が減るという問題、これは今までもいろんなところで回答してきましたから、全体的には統合すると、学校の数が減るから交付税も減るんだというのは当然だろうというふうに思います。

最近、政府の考え方が、行革初めいろんなことを積極的にやる地方自治体には支援をしようという考え方が、特に最近出てきております。その中に、やはり学校統合も私は入っていくものだというふうに思っておりますし、これは文科省だけじゃなくて、財務省あたりの見解も、やはり統合して効率的な学校運営をしていくというのがこれから必要だということも言っております。

全体的には生徒数が4割減ってきている。だけど、小学校で9%しか学校が減っていない。中学校で3%しか学校が減っていない、その現状にあります。ですから、教育的な配慮が非常に大事だということを考えておりますし、この教育的な配慮については、今までも何回も教育長を初め説明をしましたので省きますが、そういう教育的な配慮をまず第一に考え、それから財政の面もあるんだということを御認識をいただきたい。

それから、1つだけ言わせていただきますと、学習権を奪うじゃないかと、他県の例を挙げられました。確かにそういう事例もあるんです。だけど、いい、メリットもあるんです。ですからその辺と、メリットとデメリットの比較も大事だし、そしてまたデメリットをメリットに変えられる方法はないのか、そういうことも今後考えていかなければいけないというふうに思っ

ておるところでございます。

あと水道料金について、一般会計からの持ち出しはどうかというような質問を私にされたと思います。

水道特別会計については、もう御承知のように今まで独立採算でやってきたわけでございますが、今までそのような事例はございません。そしてまた財政法上も、災害時とか特別な事例のときにはそういう対応をしていかなければいけないというふうには思いますが、そういうようなこと等から、それからまた先ほど水道課長が理由の1つを述べたと思いますが、そのような観点から、一般財源からの振りかえということとは考えておりません。

○財政課長（岩元 明君） 災害復旧工事の見解を補足せよという市長の指示でございましたので、補足させていただきたいと思いますが、法令違反という言い方は非常に穏やかでないと思っておりますけれども、正式な市への回答には、交付決定の取り消しは確かにされておりますけれども、その理由というのも明記されておられません。要するに、年度内に完成できなかったことで取り消したと、これが法令違反と言えれば法令違反（「法令違反ですよ」と呼ぶ者あり）ということですよ。そういう見解だと思います。ですから、持留議員の属される党に対して、国土交通省の一職員が述べられた見解だというふうに私どもは受けとめております。

この問題を整理させていただきますと、要するに18年度中に工事が完成しそうにないことから、土木課の方では、19年度に補助事業として事故繰越の扱いをすることで補助金を得ようと県に打診したわけですね。ところが、県がこれを認めてくれなかったと、事故繰越させなかったということ。ですから、どうしてもなお補助金を得るためには年度内に完成できるように事務処理して、会計制度の許容の範囲内での早期の完成を目指したということでございます。

結果として、1件は4月12日に完成して、1件は6月までずれ込んだということでございますが、この補助金を得ようとしたこの事務処理方法が、財政課の立場から言わせてもらえば決して褒められることではないと思うんですが、こういうことは全国の自治体で結構数多く行われていることございまして、責められることでもないんじゃないかというふうに私は感じております。

逆に言えば、会計制度の許容の範囲と思われまして4月12日に完成したことを、3月31日には完成できなかったと正直に事務処理して補助金を返上するようなことは、褒められることでもない上に融通のきかないことだと責められることのように私は感じております。これは私の私見です。

ですから、「簡単をお願いします」と呼ぶ者あり）全国的にこういう事例は多いものですから、会計検査でもこれまで余り問題視されてこなかったのが事実でございますが、たまたま18年度からより厳しくしようとしたやさきであっただけに、垂水市としては不幸なことだったというふうに理解しております。

それから、事故繰越の制度上の問題でございますが、これは議員がおっしゃるように識者の間でも、2年という事故繰越期間では非常に厳しいものがある。垂水市のように翌年度に繰越ししても、また同じようなところが災害を受けるのであれば、自主的にできないわけでございますから、これをスムーズに事故繰越に移行させるような制度の要望は必要だというふうに考えております。

それから、もう1点ございました。

特別交付税の取り扱いの問題でございますけれども、これは国土交通省の一職員の見解だと私は思っておりますので、特別交付税は総務省にお願いするものでございます。こういった2,000万円程度の事例を、どこにでもあるような事

例を総務省、国土交通省がお互いに情報を提供し合うというようなことはまずないと考えております。

それとは別に、これはもちろん災害復旧には国が進んで経費を負担する国庫負担金が用いられておりますので、その国庫負担金を垂水市は受けなかったわけでございますから、国土保全上垂水市が負担した二千数万円は、当然、国にかわって垂水市が負担したものですよと要求してまいりたいと思っております。

○副市長（水迫恒美） 危機管理のその対策を今後どうしていくかという質問だったと思いますが、まず、工期を遵守できなかったこのことに対しましては、すべての工事の発注を早める。また、工期の設定を原則2月までに設定する。そして、現場確認を徹底する。復旧工事を疎外するあるいは遅延させる要因の的確な把握と早期の対処を図る。それと、業者への指導監督を徹底するとともに協力を依頼すると。そして、再発防止対策につきましては、次のようなことを内部で協議したところでございます。

まず、適正な事業執行について、職員の意識改革のための学習会への参加、それには独自の研修を2日間やったところでございます。それと、工事管理の能力を高めるための研修会及び学習会への参加、災害発生後の職員の適正配置、請負者への契約事項遵守の指導、報告・連絡・相談の徹底、こういったものを徹底しながら再発防止に努めていきたいと、そういったことを協議したところでございます。

以上でございます。

○保健福祉課長（村山満寛） 生活保護行政についての2回目についてお答えいたします。

1点目が、調査は申請受理後かということではございました。お尋ねのとおりでございます。

2点目、3点目が、用紙は口頭でもいいはずだ、それから無条件で申請書は受け取るようにせよという質問でございましたが、相談窓口には

来られる方は、経済的問題だけでなく生活上のさまざまな問題を抱えており、生活保護以外の相談も含めて、来所されることが多いのが現状でございます。

そのために本市では、まず面接を行い、相談のお話をよく伺い、相談者の生活状況を把握した上で諸問題を解決するための方策について助言することが重要なことと思っております。よって、今後も面接後に申請書はお渡ししたいというふうに考えております。

ただ、生活保護要件を欠く場合であっても、申請の意思のある方につきましては、現在でも申請書を交付し、申請を受け付けているという状況でございます。

○水道課長（橋口正徳） まず、集金徴収事務に係る経費のことではございますが、現在私どもは、振興会の徴収委託、口座振替、それとコンビニ収納、それと鹿銀窓口収納をいわゆる徴収事務に係る経費として計上しているわけではございます。いろいろな考えがございまして、私どもはこれを経費として積み上げているというようなことで御理解いただきたいというふうに思います。

それと、5トン以下の水量のことではございますが、長年水道事業を行いまして、昭和30年代からやっておりますが、10トン刻みで料金徴収をお願いしておりますので、現在のところそのような考えは持っておりませんし、今回も今までどおりの料金徴収体系でお願いしたいと思っております。

それと、減免制度の改善と充実というようなことではございますが、これについても先ほど申しましたように、ほかの市町村の事例等もどうも、調べてはみますけど、現在のところそのような、採用するかというようなことについては、今のところ考えていないというようなことで御理解をいただきたいと思っております。

それと、あと工事負担金の問題ですが、これ

については、これは例えば市道あるいは県道、農道等を改修した場合の、いわゆる県あるいは市町村からの補償金を積み重ねた金額で、いわゆる資本剰余金というような形で積み上げている金額でございます、いわゆる借り入れ資本の方との関連はないというようなふうに思っております。

以上です。

○持留良一議員 あともう数秒もないというふうに思いますが、最初のこの文書というのは、口頭について国土交通省から来たんです。一個人がどうのこうのという問題じゃないので、その点については私は厳しく謝罪を求めます。

いろいろ今回もそういうことを言ってきましたけれども、やはり大事なのはやっぱり市民の立場に立って、市民の利益を守っていくんだという立場に立って、今回も統合問題やそれから今の事故繰越の問題、それから生活保護の問題等々言ってまいりましたが、やはりそういう点で改めて指摘できるのは、もう少し本当に市民のそういう利益をどう守っていくのかとなったときに、じゃどういうことを行政はすればいいのか、そのことを本当に私たちはじっくり議会も含めて考えていく必要あるなというふうに思います。拙速に結論を出すのでなくて、やっぱりそういう思いを市民や子供たちの立場に立ってしっかりとやっていく、そのことを改めて確認をして、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○財政課長（岩元 明） 私もこの文書をいただいているわけですが、これはあくまでも垂水市がいただいている公文書ではなくて、共産党さんの求めに対して出された文書だと、いわゆる第三者に対して、当事者ではない第三者に対しての見解だというふうに私は受けとめております。

○議長（徳留邦治） 次に、15番篠原静則議員の質問を許可します。

〔篠原静則議員登壇〕

○篠原静則議員 安全・安心な日本、美しい日本の建設のために頑張ってもらった安倍総理総裁が退陣をされるようでございますけれども、我が垂水市は、市長、課長そして職員の皆様方へ安心・安全な垂水、そして美しい垂水の建設に頑張っていたきたいと思います。

それでは、鹿児島5区選出の森山裕衆議院議員が8月29日に安倍改造内閣の財務副大臣に就任されました。日本銀行の金融政策を決定する会合の出席や金融庁関係業務の大臣補佐などを通じて、国や地方の財政再建を支えるポストだそうでございます。記者会見の中で森山先生は、「地方財源の確立については、地方の自主財源をふやすというのはきれいな言葉だが、現実的ではない。だから地方交付税という制度がある。交付税の車の両輪である財源保障機能と調整機能を果たすことが大事だ」と述べられております。私どもにとって、森山先生が財務副大臣に就任されたということはまことに頼もしい限りでございます。

さて、先ほど市長答弁の中にもございましたが、総務省は7月14日、独自の地域活性化に取り組む市町村を支援する「頑張る地方応援プログラム」について、出生率などの成果が全国平均以上だった場合に、地方交付税の上乗せ対象とすることを決めました。離島や過疎地域はさらに割り増すそうでございます。

「頑張る地方応援プログラム」が成果を比較するのは、行政改革、出生率、ごみ処理量、農業生産額、小売業年間商品販売額、製造品出荷額、事業所数、若年者就業者数、転入者人口の9指標であります。本市は、行財政改革と転入者対策については一生懸命取り組んでいるのですが、私は、ごみ減量にもっと取り組むべきではないかと思い、質問をさせていただきます。

来年4月から肝属地区一般廃棄物処理組合の施設が稼働するわけですが、肝属地区一般廃棄

物処理組合の建設費の総額についてお聞きいたします。また、そのうち本市の負担額はどれほどになるのかお聞かせください。

焼却施設最終処分場、リサイクル施設などを含めた1年間のランニングコストはどれくらいになるか教えていただきたいと思います。

各市町ランニングコストの負担割合は、基本割、人口割、ごみ量割で積算することになっているようですが、その割合はどのようになっているかお尋ねをいたします。

垂水市の平成20年度のランニングコストの負担金はどれくらいに想定をしていらっしゃるのか。現在、鹿屋市は生ごみの分別もしていないし、またごみの分別も少ないようですが、今後、鹿屋市はランニングコストの負担を減らすために分別をふやし、ごみ減量に取り組むことが予想され、そうなった場合、本市のランニングコストの負担金はかなり増加することが予想されますが、このことについてのお考えをお尋ねいたします。

昨年12月議会で木佐貫議員の質問に対し、生活環境課長は、「その他紙とその他プラスチックは、燃やせるごみとして取り扱う」と答弁されております。一般に、ごみの投入量が多いほど本市のランニングコストの負担金は多くなります。分別を少なくすることは、ごみの投入量が多くなることにつながりますが、このことに関するお考えをお聞かせください。

同じ昨年12月議会の答弁の中で、「燃やせるごみ袋を透明な袋に統一する」と答弁されましたが、そうなった場合のごみ袋の単価についてもお尋ねをいたします。

蛍光灯や乾電池の回収について、当初、家庭で使用済みの廃油は、各地域公民館に回収容器が置いてありましたが、現在は月1回各ごみステーションに回収容器が設置され、市民の方々は大変喜ばれております。できれば蛍光灯や乾電池の回収容器も各ステーションに設置いた

きたいとの声がありますが、このことについてのお考えをお聞かせください。

次に、ごみ問題についてですが、垂水市の平成十八年度のごみのリサイクル率についてお示しをお願いいたします。

市民のごみステーションのごみ出しはどのような状況か。また、生活環境課は、ごみ出し状況の確認のために現場に出られるのは月に何回ぐらいあるか、お聞かせを願います。

住民に対して、ごみの分別方法を徹底するためにどのような工夫をされているか、お聞かせを願います。

以前、草木類は早朝燃やせるごみの日に別途収集し、野ざらしにして堆肥化し、経費削減に努めていたようですが、現在なぜやめてしまったのか、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

次に、高峠の最終処分場についてお聞きいたします。

このことについては、生活環境課長は昨年12月議会で、「高峠最終処分場につきましては、平成19年度末をもって閉鎖します」と答弁されております。平成18年度の高峠最終処分場への持ち込みは何トンであったのか。その量を鹿屋市に搬入した場合の持ち込み料金及び本市への負担額はどれほどになるのか、御説明を願います。

現在、市民の皆さんは、粗大ごみや燃やせないごみは、生活環境課の許可をもらい、高峠最終処分場に運んでおります。高峠の最終処分場が閉鎖されますという、高限か申良まで運ばなければなりませんと思いますが、そうなると市民の負担は大変重くなると思います。このことに対する対応策をいかがお考えか、お尋ねいたします。

毎年7月、錦江湾クリーン作戦として海岸清掃を実施しており、ことしも建設業者の御協力をいただき、65トンものごみを高峠最終処分場に運んでいるようであります。市報にも載ってい

たようですけれども、来年度以降、高峠最終処分場が閉鎖されると非常に困るのではないかとありますが、この対策についてお聞かせください。

また、火事に遭った場合など、集落の方々がボランティアで後始末をしていただき、ほとんど高峠最終処分場に運んでいるのではないかとありますが、今後、このことに対する対応策はどのようにお考えか、お聞かせください。

高峠最終処分場は、これまで法的制約を受けていないとお聞きしておりますが、なぜ閉鎖なのか、閉鎖の理由をお聞かせください。

高峠最終処分場を閉鎖した場合、財政負担がかなり出てくるのではないかとと思うが、どれくらい試算されているかお聞かせをお願いします。

環境行政に取り組む姿勢についてであります。来年度以降、本市のごみを鹿屋市串良町の焼却施設に運ぶとなると、横持ち運賃やランニングコストが増加することが予想されます。私は、ごみ処理のためのコスト対策は、ごみを減らすことが一番の対策だろうと考えますが、ごみ減量化対策として今後どのような施策を展開される予定なのか、お聞かせください。

次に、交通安全対策について質問をさせていただきます。

昨年8月に福岡県で起きた、1家5人が乗った車が飲酒運転の車に追突をされ、同乗していた幼い子供3人が犠牲になった事故、また9月には埼玉県河内市で起きた、保育園児、保育士の列に脇見運転の車が突っ込み、4人の園児が死亡、17人の園児・保育士が重軽傷を負う大変痛ましい事故が多発したことは御存じのとおりでございます。

また、平成16年から17年にかけて鹿屋警察署管内では、国道220号線を中心に痛ましい高齢者の死亡事故が7件発生し、非常事態宣言をしております。このため、17年2月に、市、警察、交通安全協会、安全運転管理協議会の4団体が発起

人となり、牛根境から新城までの国道沿線の住民を中心に市民総ぐるみの交通安全を実施することにより、各振興会長に呼びかけ、平成17年5月より継続して現在に至っているようでございますが、市でも毎月、市長または副市長、市民相談サービス課長や職員で牛根方面、新城方面と交互に交通安全車で御協力への声かけをしておられ、大変御苦労さまでとおっております。

そこで質問をいたしますが、20日の交通安全立哨に市内全域で何名の方々が参加されているか。その効果はどうであるか。また、交通安全対策としてほかにどのような交通安全防止対策がされているか、伺いたいと思います。

それと、信号機設置の段取りといたしますか、手順をお尋ねいたします。

次に、市内の市道、農道または漁港取りつけ道路を走行してみますというと、時折、道路のセンターラインや外側線が薄いところや消えている箇所も見受けられます。交通安全対策の上からも、線を引き直し、はっきりさせる必要があると思われませんが、市の補修についての考えはどのようになっているか伺います。

次に、文化会館、市民館等の利用については、社会教育活動の活性化と密接な関係を持っていると認識をしております。マスコミ等でも言われておりますが、団塊の世代の大量退職に伴って、第二の人生を豊かなものにする受け皿として、社会教育の重要性はますます増していくものと考えているところでございます。そして、垂水市の社会教育施設の利用がふえてくるに伴い、施設整備も不可欠となってくると思われます。

今、文化会館や市民館等の駐車場を見てもみると、白線が消えていたり、もしくは消えかかっている状況であります。これは、現在、社会教育活動が活発に行われ、施設利用が盛んに行われていることを示すものだと考えておりますが、一方で、車をきちんととめないことによる

むだなスペースが発生し、不ぞろいな駐車によって、接触事故などが起こる可能性が出てくるのではないかということに危惧しているところでもあります。

そこで、財政状況が厳しいことは重々承知をしているところではございますが、この際、駐車場の白線を塗り直す計画はないのか、お尋ねをいたします。

あわせて、各課の施設、牛根支所、新城含めて、関係のある駐車場がございましたら、どういふ状況であるか御答弁をお願いしまして、1回目の質問を終わります。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

4時5分から再開いたします。

午後3時50分休憩

午後4時4分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

篠原議員の質問に対する答弁を求めます。

○生活環境課長（三浦敬志） 篠原議員のごみ問題についての御質問にお答えいたします。

御質問の内容が、今後、推計、推測してお答えしなければならない点が多々あることを御理解いただき、現時点でのお答えとなりますのでよろしく願いいたします。

まず、肝属地区一般廃棄物処理組合についての御質問について、お答えいたします。

建設費の総額であります。また駐車場整備工事等4件ほどの入札が終了しておりませんので、総額については決定を見ておりません。平成19年6月に開かれました2市4町副市長会・課長会合同会で示されました総額の焼却施設等建設費を、実績分と入札の済んでいない部分は予算の形であらわした資料で申し上げます。

それによりますと、総額は約93億3,500万円となっております。ただ、これに対して交付金が

ございます。交付金額を差し引いた総額としては約74億2,300万円となります。

次に、本市の負担額についてであります。負担額は、ごみ量による実績割に伴う負担割合について変動するものと思います。今年度の負担割合8.39%で算出いたしました。

その結果、7億8,320万円となります。この額につきましても交付金がございますので、差し引きますと6億2,280万円となっております。

施設の1年間のランニングコストであります。ランニングコストを維持管理経費、公債費、人件費としてとらえるならば、一般廃棄物処理組合が作成した資料では、平成20年度分は10億6,497万2,000円と積算しております。

各市町のランニングコストの負担割合は、ごみ量に伴い変動いたしますので、今年度分の負担割合をお答えいたします。

鹿屋市が61.25%、垂水市が8.39%、東串良町が4.78%、錦江町が6.82%、南大隅町が6.57%、肝付町が12.19%となっております。

平成20年度分のランニングコストの負担金は、8,419万円と積算しております。ただ、負担割合については、平成18年度当初予算を用い、地方債の償還費に充当されます地方交付税を加味しております。

鹿屋市の分別が進むと垂水市の負担金がふえるのではないかとのお尋ねですが、ごみについては、一市町村単位でとらえるのではなく、地球規模の問題としてとらえ、組合加入の市町で負担すべきではないかと考えます。

木佐貫議員へのお答えは、「肝属地区一般廃棄物処理組合の統一事項に照らし合わせ、それを処理組合の施設に搬入した場合、その他紙とその他プラスチック類は燃やせるごみとして処理されることとなります」との意味でお答えさせていただきました。垂水としては、現段階では現状のままで行いたいと考えております。

ごみ袋の単価であります。仕入先に確認し

ましたところ、「確実な数字は言えませんが、現時点で同一品を入札いただいても、原材料費やこん包用の段ボール、ガムテープ代の値上がりがしているため、単価は上げざるを得ないと思われま

す」との回答でありました。また、議会答弁の中で、「燃やせるごみ袋と燃やせないごみ袋を透明な袋に」とお答えすべきところを、「燃やせるごみ袋を透明な袋に」とお答えしております。訂正して、この場をかりて木佐貫議員へおわび申し上げます。

次に、蛍光灯・乾電池の有害物に関するお尋ねについてお答えいたします。

有害物の回収方法については、現在、課内で協議しているところであります。蛍光灯など長くて割れやすいものがあったり、体温計など水銀を含むものもあります。どのようにしたら安全に回収できる方法があるか、検討しているところであります。いましばらく時間をいただきたいと思

います。垂水市のごみのリサイクル率であります

が、平成18年度分は58%となっております。

ごみ出しの状況であります

が、収集業者や施設管理公社職員に確認いたしましたところ、ごみ出しのいいところ、悪いところははっきりしているとのことでありました。ステーションの管理につきましては振興会にお願いしているところであります

が、悪いところについては、今後、振興会と協力して改善できるよう努力してまいります。

次に、ごみ分別の徹底については、毎月のように回覧板や市報、インターネットでお願いや立て看板などの設置を行っております。

草木類の収集中止についてであります

が、以前は草木類を集め、乾燥させ、清掃センターにおいて焼いて堆肥化しようとしたのですが、県の公害監視のヘリコプターが視認し、野焼きに当たるのでやめるよう指導があったため、中止いたしました。

次に、高峠処分場に関するお尋ねにお答えいたします。

平成18年度の高峠最終処分場への持ち込み量は695トンです。来年度からは、肝属地区一般廃棄物処理組合新施設に搬入するわけですが、個人が新施設に持ち込む料金は、100キログラム300円が示されております

が、本市の現負担額は、現在のところ処分単価が示されておらず、お示しできない状況であります。

高峠閉鎖後の市民への対応策といたしましては、現在の清掃センターを中間ストックヤード的な施設で活用し、市民の方々は清掃センターに運んでいただき、金属類を選別してから市が搬出することができないか検討しております。

来年度以降のクリーンアップ作戦の実施、形態につきましては、本年度の結果を踏まえ、関係各課で現在、検討中でございます。

火事及び集落ボランティアから出た廃棄物につきましても、肝属地区一般廃棄物処理組合新施設に搬出いたします。運搬の方法については、今後検討いたします。

高峠最終処分場の閉鎖理由であります

が、廃棄物処理法における処分基準違反のおそれが強い施設ということや、一般廃棄物処理組合の新設稼働による適正な処理が行えることから、平成19年度末で閉鎖を行いたいと思

います。高峠最終処分場を閉鎖した場合、一般廃棄物処理組合への負担金の増加についての御質問と思

いますが、現在、肝属地区一般廃棄物処理組合の方から示されている最新の数字では、平成20年度の負担金は8,419万円であります。この中のごみ処理経費の積算の中には、既に垂水市の不燃物の搬入量も計上し、負担金を積算してあります。したがって、他構成市町のごみ実績量の大幅な変動がない限り、負担金の大幅な増加は考えられないと思われ

ます。最後に、ごみ減量対策として今後の施策についてお答えいたします。

具体的な取り組みとしましては、啓発パンフレットや広報の充実、マイバック運動の展開などを考えております。それに、現在の26分別の徹底をいかに図るか、再度検討したいと考えております。あと、予算を伴いますが、生ごみ処理機購入補助についても検討してみたいと思いません。

続きまして、篠原議員の各施設の駐車場の白線に関するお尋ねについて、お答えいたします。

生活環境課が所管しております駐車場のある施設の白線につきましては、中ノ平墓地の駐車場を除き、はっきりして線が引いてあります。ただ、中ノ平墓地の駐車場だけは白線が引いていない状況であります。

以上でございます。

○社会教育課長（梅木 勇） 質問2点目の交通安全対策について、（1）各施設の駐車場の白線、区画線についてお答えいたします。

社会教育課所管にはそれぞれの施設があるところですが、文化施設の文化会館、図書館に駐車場を有しています。特に文化会館は350台ほどが駐車できる広さであります。駐車区画線がほとんど消えてしまっており、利用者には駐車する目安が不十分で、駐車位置や駐車間隔など不都合があるものと考えております。

また、車の誘導がスムーズに行えないことから、接触事故等のトラブルを避けるため、あるいは駐車面積を有効に使いたいといったことから、平成19年度当初予算をお願いしたところで、白線をつなげると2,100メートルの延長にもなり、76万円程度の試算となっております。ただ、現在、財政面から対応ができていないのが実情であります。今後も予算措置に努めてまいります。

社会教育施設の市民館及び新城、牛根の両地区公民館等の駐車場につきましても、区画線がなかったり薄かったりの現状でありますので、市民の方々などの利用頻度を考えますとき、さ

らに交通トラブルを未然に防止するためにも、当面この3カ所から順次区画線を引き直すよう予算措置を検討したいと考えております。

また、社会体育施設の中央運動公園内には、3カ所に線引きを行って駐車スペースを確保しております。1つ目はキララドームの駐車場、2つ目は体育館横の駐車場、3つ目は庭球場の駐車場でございますが、現在のところ、いずれもライン及び駐車スペースがわかるような状態でございます。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 商工観光課が所管します駐車場の白線について、お答えいたします。

商工観光課が所管します猿ヶ城につきましては、昨年白線を設置し、きれいになっております。また、高峠につきましては、高峠の入り口に大きな駐車場が2つございまして、現状は白線が消えて駐車しにくい状況になっております。

そこで、下の施設につきましては、本年度白線と、暴走行為が繰り返し行われておりますことから、それを防ぐためのハンプの設置を予定しております。近く執行する予定であります。

また、上の駐車場につきましては、順次、次年度予算要求したいというふうに考えております。

○土木課長（川畑信一） 駐車場のある施設につきましても、先ほど社会教育課長の方から運動公園のことは答弁がありましたので省きたいと思っております。道路センターライン等についての御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、車両の増大、大型化によりまして、道路中央線、車道外側線が薄くなっているところや見えなくなっているところがあるようでございます。

これら道路管理者が表示する区画線は、道路構造の保全と安全な交通の円滑化を図るために設けられていることから、土木課では毎年、交通安全事業費と市単独事業費を活用しながら補

修をいたしております。今後も、少しでも多くの路線の補修ができますよう予算要求し、年次的に整備を進めていきたいと考えております。

○農林課長（山口親志） 篠原議員の質問にお答えします。

交通安全対策の1番と2番、駐車場の施設と農道の白線についてお答えいたします。

農林課所管の垂水市公設地方卸売市場の駐車場の白線は、篠原議員指摘のとおり、ほとんど消えている状態です。ただし、現在のところ利用状況から必要性は感じられなく、利用者がちょうど駐車場じゃなくて、もう建物のところまで車を運ぶもんですから、ほとんど駐車場にはとめてありません。ですから、そういった中で、市場利用者とそれから市場関係者の方々からも今のところ要望が来ておりませんが、交通安全上問題がありそうでしたら関係者と協議をしてみたいと思います。

また、農道についてですが、農道の白線についても今のところ問題はないようですが、もう1回再度調査を実施しまして、安全対策として必要性を考慮しまして、予算要求も含めまして対応をしてみたいと思います。

○水産課長（塚田光春） 水産課所管の施設の道路、漁港の駐車場の区画線についてお答えいたします。

水産課所管では、垂水市管理の漁港が垂水南漁港と中浜漁港の2つの漁港がありますが、道路と駐車場の区画線が薄くなったり消えたりしておりますので、現地を再度確認しまして、交通安全上特に問題があるところから、予算要求に努力をしてみたいと思います。

次に、鹿児島県管理の漁港が海潟漁港と境漁港、それに昨年度漁港指定されました牛根麓漁港がありますが、ここも道路と駐車場の区画線が薄くなっているようでございます。これらは県が管理する漁港になりますので、現地を再度確認しまして、その状況を県へ報告し、区画線

の設置を要望してまいりたいと思います。

以上で終わります。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 篠原議員の質問にお答えします。

毎月20日の交通安全立哨には、市長または副市長と同行し、立哨者に激励をしています。振興会長さんを初め、市内全域で約300名の方々に立哨の御協力をいただいています。また、20日は、県の交通安全の日にもなっております。

市民の皆様の善意的な御協力により、死亡事故も減ってきており、ことしに入り、垂水市管内では死亡事故ゼロが継続しています。

現在の交通事故状況では、全国的には高齢者や子供が犠牲になっている事故がふえている現状を考えますと、交通事故防止のために立哨していることが、啓発活動として運転者にも伝わると考えます。

ほかの交通安全対策は、春、夏、秋、年末の交通安全運動、3回の街頭キャンペーン、小学生が制作する「かかしコンテスト」など、市、警察、関係機関の御協力により、交通事故防止に努めているところであります。

また、昨年12月に飲酒運転撲滅宣言もいたしました。飲酒運転を初め、交通事故の悲惨さを見ますと、幸せな家族を一瞬にして崩壊させます。交通事故のない安全で安心して暮らせる社会の実現は市民すべての願いであり、交通事故の未然防止に努めてまいります。

次に、信号機の設置の件でございますが、垂水幹部派出所にて聞きましたところ、市と警察に地域から信号機設置の必要性の要望書を提出します。垂水幹部派出所は、要望書の申請地を確認し、鹿屋警察署から県警本部交通規制課信号係に要望します。交通規制課は、要望のあった申請地を、事故多発地域、道路改良の必要性、近くの信号機による車の流れ等の条件の総合的な調査をいたしまして、設置の必要性や優先順位が決まることとなります。

また、信号機設置1基当たり、押しボタン方式で200万から300万円、定周期方式で400万から500万円の県費を要しまして、18年度の要望件数が200件以上、設置件数が38件と聞いております。以上。

○篠原静則議員 どうもありがとうございました。

ちょっと信号機設置についてお尋ねしたわけですが、前もって課長に聞いてわかったわけですが、何で聞いたかといいますと、もしかしたら、終原公民館前に設置していただきたいという要望書が出るやに聞いております。

といいますのは、終原公民館は大体18年度利用実績で月20日平均使っております。そして1階、2階、ロビー合わせて5,609人の方が利用をされております。このほかに、海岸寄りのアコウの木の下で夏休みなんか、大勢の子供、高齢者の方々が遊んだり、夕涼みなさったりしておりますので、国道を渡らなければなりませんものですから、相当、まだ5,609人以上の、恐らくこれにプラス1,000人以上の方々が公民館を利用しているんじゃないかなと思うので、相談したわけでございます。ぜひその折には、行政の方々の御指導とお力添えをかりたくて御相談しますので、よろしく願いいたします。

それとですね、白線、それからセンターライン、外側線の延長でございますけれども、相当あると思います。私も今回、夏に垂水市を一巡してきましたけれども、いろいろ駐車場を拝見したりですね、垂水もいいところです。しかしながら、締まりがないですね、やっぱり、あいまんがねと。私も鼻がなかったらおかしいと思うんですよ。鼻も低いのがありますから、とりあえず。駐車場なんか本当に締まりがないです。ぜひですね、道路もなんですけれども、ぜひそこら辺を財政課長、やりくり大変でしょうけれども、ぜひ頭の中に入れていただきたい

と思います。

この間、垂水市教育委員会後援で「ハナヤカラ」という公演がございましたけれども、その折に主催者側の皆さんが、暑い中、石灰で区画線を引いていらっしゃるんですよ。そういうことを思った場合ですね、市民の方々ですよ、石灰で白線を引いていらっしゃる方々は。行政の方々は1人か2人かいらっしゃったですかね、文化会館の方が。だから、ここら辺、やっぱり行政が何でそこずい気がきかんとかなあと。このことについて教育長、答弁をしたような顔をしていらっしゃいますので、ひとつよろしく願います。

ちなみに、主催者側は使用料を払っているわけですよ、12万4,480円。規定どおり払ってございまして、やっぱり交通事故があっちゃいかん、接触事故があっちゃいかん、そういう主催者側の民間の方々の思いで、石灰で区画線を引いていらしゃいました。本当に御苦労さんだなんて思っておりましたけれども。

そういうこともありますので、計画的に、道路もですけど、農道、それから漁港、漁港の取りつけ道路、もう大概消えております。そして高峠の駐車場は、あれは草で区画線がしてあつたかと思うぐらい草が生えておりますので、もうじきコスモスも花が咲くと思いますので、ぜひそこら辺も、やっぱりシーズンだけじゃなくてですね、たまには遊びがてら調査に行っていただきたいと思っております。

それから、生活環境課長が負担の割合なんかで、地球規模で考えないかんというような答弁がございましたけれども、私は、鹿屋と言いましたけれども、鹿屋が嫌いと言っているわけではございませんで、人口もまちの規模も大きいし、だから、できるだけ垂水市の負担が少なく、市民の負担が少なくなるよという気持ちで質問をしたわけですので、よろしく願いいたします。

もう一、二点、質問をさせていただきますけれども、わかる範囲で、わからんところはいいですので、後もって教えていただけたら。

ランニングコストは、ごみ料金に伴い変動するわけですが、各市町村は当然、負担割合が大きなところ、小さなところ違ってくると思います。鹿屋市のことを取り上げた理由は、鹿屋市は、生ごみについては生ごみ処理機の補助金を出してありまして、燃やせるごみとして出しております。そのため燃やせるごみは、恐らく本市の数倍も多いと思っております。いまだに生ごみの分別が徹底されておられません。また、分別数も本市よりもはるかに少ない。しかし、今後、ランニングコスト削減のために必ず対策をとるはずだと思っております。

また、鹿屋市が本市のように生ごみをリサイクルし、分別を徹底していたら、ひょっとしたらあのような大きな焼却施設は要らなかったんじゃないかとも思っております。このことに対するお考えを、どう思っているのか聞かせていただきたいと思っております。

もちろん、ごみについては組合加入の市町が負担することが当然であります。しかし、分別を頑張って環境問題に一生懸命取り組んでいるまちと、鹿屋市みたいな分別の少ないまちと当然ごみ量が違うわけですが、それぞれのごみ量がランニングコストに大きく反映されなければならないと思っております。この件についてもお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

ごみ袋の単価については、現在、燃やせるごみ袋は1枚、大きいのが17円、小さいのが12円でございますが、あとは以後大体どれぐらいの単価になるのか、再度お聞きいたします。

それと、蛍光灯や乾電池については、ぜひ各ステーションで月に1回収集されるよう要望いたします。

このことについては、私の集落でそういうお願いがございましたので、私、試験的にもう2

年近くやっております。全然問題はありません。といいますのは、集まった量を今は私の集落は、私か、気のきいた方が公民館まで運んでいる状態でございます。それを各集落に、廃油のタンクを第3ですか、収集されるように、第3収集日に、第3の金曜日とか、うちの終原は収集しますよというような方法でやれば、何ら問題はないと私は思っております。

ごみのリサイクル率はここ数年横ばいと聞いておりますが、ここらでリサイクル率が上がる方法を真剣に考え、もっと取り組んでいただきたいをお願いいたします。

ごみ出し状況については、収集業者や施設管理公社職員、振興会だけに任せないで、定期的に生活環境課職員が巡回され、現場の状況をよく把握することが大切だと思っておりますので、その際、住民の方々へ指導をしていただくと、そういうお考えはないかお聞かせいただきます。

また、私、堆肥を堆肥センターから購入するわけですが、時たま、購入される方はわかっていると思っております。堆肥センターの職員の方々にお聞きしますというと、生活環境課の御指導で大分よくなったと、今どしこばかり出るかといったならですね、1日1キロ平均出るそうです。異物が。その中で、小さなビニールはもちろんですが、スプーンとかたわし、包丁まで入っているそうですので、その辺を巡回をして御指導ができないかなと思っております。たまにいいですので。

それから、草木については、資源として活用方法を検討をしていただきたいと思っております。

最後に、高峠最終処分場についてですが、昭和46年に施行された廃棄物処理法以前に設置された最終処分場については、処分規定が適用されず、法的には違反でないと思っております。ただし、平成9年12月の政令改正により、平成11

年6月17日より処分基準が適用されております。その中で、処分を継続する場合にあっては、受け入れている廃棄物の内容を点検し、公共の水域及び地下水を汚染するおそれのない廃棄物のみ最終処分場に限定することとなっております。本市は、現在、安定5品目だけを最終処分していますので、何ら法的には違反はしていないと思われませんが、この件に関しては、後でいいですので教えていただきたいと思っております。

以上、2回目の質問を終わります。

○教育長（肥後昌幸） 駐車場の白線の件ですけれども、白線を引くというのはこれは素人じゃなかなかできることじゃないもんですから、しかし、先ほど社会教育課長が申しました中で、体育館横の駐車場はあそこの管理組合の職員で線引きをしたようでございます、自分たちです。今度はまた文化会館につきましては、あれは非常に広うございますので、とても素人ではありませんので、先ほど社会教育課長が言いましたように、予算措置をまた来年度お願いをしまいたいというふうに思っております。（「ハナヤカラを主催された方々のお気持ちをですね、どう思われるかということですか」と呼ぶ者あり）

ちょうど「ハナヤカラ」のときに私、ちょっと県外に行っておりまして、実際それを見ておりませんで、今初めてお聞きしまして、ああそうだったのかなというふうに今感じておりますが、そういうときに、もし要請があったらですね、あるいはまたそういうことがありましたら、また、できる職員と一緒にやるべきだったのかなというふうに思っております。

○生活環境課長（三浦敬志） 篠原議員のごみの分別のことですけれども、鹿屋市の分別が進むと、ごみの量が鹿屋市のほうも減ると、減れば我々の垂水市の負担金がふえると、そこあたりの見解ですけれども、ちょっと答えに窮するところであります。

あと単価の問題ですが、（発言する者あり）また単価についても、今先ほどの答弁でも申しましたように、業者のほうもわからないというような状況でありました。生活環境課がごみの分別について指導しなさいということでありましたけれども、今、先週の課内会議でも、出なければいけないねというような話になっておりますので、そのあたり検討させてください。

草木類の資源につきまして、今のところちょっと私どもの方に、（「また後でお聞かせくださいませ、いいです」と呼ぶ者あり）じゃ失礼します。答弁を終わらせていただきます。

○議長（徳留邦治） ほかに答弁漏れはないですか。

○篠原静則議員 最後でございますが、先ほど申し上げましたとおり、垂水市が、そして市民がですね、生活環境課長、負担ができるだけ多くならないように、いろいろと頑張ってもらいたいと考えております。

それから、お願いですけれども、美しい垂水市のために、協和地区ですか、温泉場の道路はきれいですね、本当に。地域の方々が協力してなさっているようでございますが、それに比べマーチング道路ですか、何か名前に負けちゃっみたいいですね。特に地域の方々が参加してやるのであれば、せめて教育委員会の市民館の前の国道あたりはきれいにしていきたいなと思っております。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（徳留邦治） 次に、7番北方貞明議員の質問を許可します。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、大変お疲れのことと思います。多分私がきょうの最後の質問者になるかと思っておりますけど、もうしばらくおつき合いのほどお願いいたします。

それでは、質問させていただきます。

安心安全について。

災害時の要援護者の受け入れ機関との協議について質問させていただきます。

本市では、平成17年度台風14号による災害、平成17年度7月5日による豪雨災害、そしてことしの7月の台風4号による二川地区の土砂災害で、毎年のように災害に見舞われています。

そういう中、自主防災組織率も50%を超し、災害に対し住民の意識も高まっております。また、6月21日、垂水市建設業組合、7月3日には垂水市管工事組合と災害時における応急復旧工事の協定が締結され、いろんな方面からの協力体制ができています。要援護者の受け入れ機関であると思われるコスモス苑などとの平成18年4月から提携へ向けての協議が進んでいないのはどうしてなのか、お聞かせください。

毎月20日の国道220号線の立哨について質問いたします。

先ほど篠原議員も質問されましたけど、私も質問させていただきます。

秋の交通安全も9月21日から実施されます。本市では、国道220号線に隣接する振興会を中心に、毎月20日、交通安全立哨が実施されています。交通安全は垂水市民全員の願いであります。なぜ国道220号線隣接の振興会だけで立哨するのか。毎月20日の交通安全立哨を全市で取り組むことはできないのか。

次に、滞納問題について。

全国的に給食費の未払金が問題になっている中、本市でも同様に、給食費、保育料、国保税、固定資産税等の滞納があると思われる。今回は、本市で大きな問題になった前岩下市長の退職金返納と、教育委員会で発生した給食費横領の返納について質問いたします。

まず、8項目を質問いたします。

1、返済義務が確定した日はいつか。

返済すべき金額は幾らか。

確約書はあるのか。

返済完了期限はいつか。

本年度の返済予定額は幾らか。

本年度の交渉、または予定はあるのか。

昨年度までの返済額合計と年次別にお願いいたします。

昨年度までの当事者と何回交渉されましたか。その内容をお聞かせください。

医療保険について質問いたします。

8月29日の南日本新聞に、厚生労働省の2007年版厚生労働白書によると、白書は、地域医療の現状について、1人当たりの年間医療総額2002年度、つまり平成14年であります、最も高い鹿児島県が33万4,000円に対して、最も低い埼玉県が17万9,000円、約1.9倍の開きがあると報道されたことは皆様も御存じと思います。

今回、私は、国民健康保険で鹿児島県平均と垂水市平均の過去3カ年間の1人当たりの額がどのようになっているか、お尋ねいたします。

これで、1回目の質問を終わります。

△会議時間の延長

○議長（徳留邦治） 本日の会議は、議事の都合により、あらかじめこれを延長します。

○総務課長（今井文弘） 北方議員の御質問にお答えいたします。

1番目の安心安全についての災害時の要援護者の対策として、受け入れ機関との協議はということではありますが、健常者の方々と一緒に指定避難所へ避難できない介助を必要とする要援護者の受け入れ先につきましては、以前から、医療機関や福祉施設等とも協議をしてくれているところであります。

医療機関であります垂水中央病院は、本来病院内の患者や医療行為を受けるために来院される方々の対応をすべきであるということから、要援護者を一時的に避難させることにつきましては厳しい状況でありました。

コスモス苑につきましては、1階フロアやホール内への一時的避難となりますが、付き添いが

必ずいることを条件に受け入れをしていただくことで、市とコスモス苑側と協定を結ぶように現在進めているところであります。

また、今後、コスモス苑だけではなくて、華厳園など、ほかの福祉施設にも受け入れ可能なところにつきましてはお願いをしていくことにしております。

要援護者の中でも特にプライバシー保護の必要性がある方の避難先につきましては、今回、市のほうで購入しました水之上定住促進住宅、これの1階部分、4戸をいつでも入居できるように確保をしているところでございます。

次に、2の滞納問題で、元の岩下市長の退職金の返納状況についてお答えをいたします。

刑が平成11年7月に確定したことから、同月の28日付で退職手当返納命令書を発送し、返納義務が発生しております。

返納金の額は、退職手当の総額1,345万6,600円であります。

これまでの返納額であります。年次的に申し上げますと、平成11年度100万円、平成12年度55万6,600円、平成13年度から平成15年度まで50万円、平成16年度20万円、平成17年度10万円、平成18年度30万円、合わせて365万6,600円あります。残りが980万円となっております。

平成12年度から返済額が減額となったことから、毎年確実な定額返済をしてもらうために、双方の弁護士を通じて覚書を締結しようとしたのですが、合意に至らず、現在まで取り交わされておられませんことから、返済完了期限もわかっていないのが実情であります。

しかしながら、毎年定期的に納入されているということから、返納の意思はあるものと考えます。また、相手方との交渉は直接行っていませんが、顧問弁護士を通じて調整をしているところでありまして、こちらの要望といたしましては、今後、単年度の返納額を増額し、できるだけ早い返済をってもらうように、このことも

顧問弁護士を通じて交渉をしていくつもりであります。

以上でございます。

○副市長（水迫恒美） 給食費横領事件のその後の返納状況についてお答えをいたします。

まず初めに、返済義務が確定した日でございますが、市が県学校給食会に立てかえ払いをした日が、平成11年12月でございます。

被告に判決が下った日が、平成12年2月6日でございます。

返済すべき金額は、2,313万5,083円でございます。

次に、確約書についてでございますが、平成11年11月29日付で本人が、「私が横領したお金につきましては、私に返済する責任と義務があることを認めているところですが、現在のところ持ち合わせがありませんので、今後、長期にわたって返済していきたいと考えています。なお、返済に関する具体的な取り決めについては、私の弁護士を通して、または私が出所後に正式な申し入れをすることを確約いたします」という教育長あての文書がございます。ただし、これには、毎年の返済予定額や返済完了期限等はありません。

出所後に確認書を取り交わす予定でしたが、出所後の住所等の確認ができずにおりました。ところが、昨年12月に鹿屋市花岡で就労中との情報を得ましたので、その後、私が最初に本人と会い、その後、前教育長と私が直接出向きまして本人と面談し、本年3月から、毎月2万円から3万円ずつの返済をするとの約束をしております。

現在までのところの返済金は、平成12年2月に3万6,792円、本年5月に2万円の計5万6,792円の返済があり、残額は2,307万8,291円となっております。

本年度の交渉でございますが、5月に2万円入りました後、本人と3回ほど電話でやりとり

をいたしています。6月以降は、本人が目の手術等もあって返済はしておりませんが、近いうちに返済するとの電話での回答をもらっております。それで、その際には、確約書について協議をいたしてまいりたいと思っております。

この確約書のあり方につきましては、現在、弁護士と協議をして、その指導を受けながら今後の対応をいたしております。そのことによって確実な返済がなされるよう、さらに努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○市民相談サービス課長（谷口敏徳） 北方議員の質問にお答えします。

平成16年から17年にかけて、国道220号線を中心に痛ましい高齢者の死亡事故が7件発生し、警察署は非常事態を宣言いたしました。

このことを受け、市、警察、交通安全協会、安全運転管理協議会の4団体が发起人となり、国道220号沿線の振興会にお願いし、立哨が始まり、現在に至っております。

20日の立哨活動により、死亡事故が減少しており、ことしに入り死亡事故ゼロが継続しています。

交通事故の発生は、あらゆる場所で発生いたしますので、市内全地域で取り組む必要があります。県道及び市道や子供の通学路のポイントで立哨することには、振興会の協力が必要でございます。振興連会長、副会長の役員会を10月初旬に開催を予定しておりますので、国道220号線以外の立哨も含めまして提案、協議し、12月の振興連の理事会に諮り、検討したいと思っております。

○市民課長（太崎 勤） 3番目の医療保険についての御質問にお答えいたします。

8月29日の南日本新聞に掲載されました2007年版厚生労働白書の医療費に関する記事の2002年度の都道府県の1人当たりの年間総医療費は、国民健康保険や社会保険などを含めた県民1人

当たりの年間総医療費となっておりますので、当課で把握しております、国保に加入されている方の平成16年度から平成18年度までの3カ年度の垂水市と本県の1人当たりの年間総医療費を御報告いたします。

平成16年度は垂水市が52万1,679円、県平均45万3,427円、平成17年度は垂水市が54万7,453円、県平均47万5,331円、平成18年度は垂水市が56万3,696円、県平均につきましては今のところ公表をされておられません。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問をいたします。

安全安心については、要援護者の協定は、今そういう機関と協議中ということでは言われました。早く協定が結ばれるよう要望しておきます。

20日の立哨については、今、課長から、全市で取り組む必要があると申すていただきました。私が言いたいのはここだったんですから、これも全市で取り組みいただけるようよろしく願いたいと思います。

次に、返納問題についてです。

今、お聞きしました。こうして平成11年から18年まで360万5,000円ほど返納されておるわけですが、残りが約980万円ほどだと思いますけれども、これを今平成11年から18年までの割算いたしますと、約50万円近くの平均されております。そして、これを後の残額で計算いたしますと、196カ月余りに割っていけばですね、だから約16年返済期間があるということですが、これも何とか弁護士さんなどと協議していただいで、できるだけ返済が早く済むように協議していただきたいと思っております。

給食費のほうは、これまで、平成11年に発生してからわずか5万6,792円ということです。これはもう計算のしようがない、とてもじゃないけれども。この辺のところをひとつどう思われるか、教育長。振らないつもりでございましたけど、

振ってしまいました。そして副市長、ちょっとその気持ちだけを教えていただきます。そういうことで。

それから、これまでのそれぞれの所管等は、もちろん言いました教育委員会等でしょうけれども、横領事件のほうは。それで、最高責任者はだれか。2回目の質問ですね。

所管課で本年、返済額目標を立てておられるのか。

そして、また市長、副市長はこの件をどのように位置づけ、とらえられ、所管課に指示されておられるのか。

そして、市長、副市長が行政のトップとして、当事者と積極的に交渉すべきと私は思いますが、これまで何回交渉されたか。今さっき聞いたら、弁護士を通じてということでありましたけれども、もうちょっとこの辺を頻繁に詰めていただければと思っております。そのほうをちょっとお答えください。

医療保険についてですけれども、これは私が新聞を見たのは、社会保険あるいは共済保険、あらゆる保険の平均額と理解いたしました。今、国保に関しては平成16年、17年、18年、県平均と比べてみて、平成16年が6万8,000円、平成17年が7万2,000円、県平均より上回っておるわけです。毎年垂水市が約2万円ほど上がっています。今後、垂水市はどのようにしてこの医療費抑制に努められるか。よろしく願いいたします。

以上、2回目。

○副市長（水迫恒美） 滞納問題でございますが、これに市長、副市長、直接会ってこの対策をとということでございますが、前市長の退職金の問題につきましても、市の顧問弁護士のところに毎年12月はもちろんですけれども、毎月のように行っておりますので、その都度このことは相談しております。

それと、相手のほうも弁護士を立てておりますので、それにつきましては弁護士にお願いし

ながら、弁護士同士でその対応をしていると。

そういった中で、北方議員が額が少ないんじゃないかと、このままでは長くかかるということもございしますが、弁護士も精いっぱいそのことを努力されて、相手が払える能力がない段階では、今、一生懸命誠意を持って払ってもらっていると、そのことはそのことで評価していかねばならないと、そういったことを踏まえながら、さらにそのお願いを弁護士を通じていたしているところでございます。

それと、給食費の横領の関係、議員がおっしゃるように、もう言葉が見つからないということでございますが、彼と昨年は2回会いまして、そしてまた3回ほど電話をしまして、ことしも直接は会っておりませんが、3回ほど会っております。そういった中で、本人が現在においても借財がかなりあると、それと家族も大口と2世帯というようなことで、非常に経済的にも困窮していると、今は精いっぱいの状況だということで、借財もだんだん少なくなってくるので、さらに努力して払っていくというその気持ちは通じているところでございますが、何せ金額が少ないことは事実でございます。

この点につきましても、弁護士のそういう専門的な指導を仰ぎながら、このことに力を注いでいきたいと、そういった気持ちでいることを御理解願いたいと思います。

以上でございます。（「教育長、ちょっと言いにくいかもしれんどん」と呼ぶ者あり）

○教育長（肥後昌幸） まさか私のところに来るとは思いませんでしたけれども、この事件が起きたのが平成11年ということで、私が県教委の出先におりましたときに知りました。前教育長が非常に御苦労されたというのをよく私もその当時知っておりますけれども。

今、副市長からありましたように、これについて私がここでどうということはないかな言葉がございませんが、ただ、仕方がないというこ

とであきらめる問題ではないと、やはり少額であっても少しずつでもやはり返納していくことは、これからまた求めていかなければならないことだというふうに思っております。

○市民課長（太崎 勤） 医療保険について、2回目の御質問にお答えをいたします。

現在、全国的に医療費を押し上げている一番の原因は、生活習慣病による医療費でございます。本市の場合、年間医療費の約4割を占めております。

将来、この医療費の伸びを抑えることが重要であることから、国は、平成20年度から医療構造改革の一環として、医療保険者、いわゆる本市の場合は国保であります。メタボリック症候群に着目をした生活予防のための特定健康診査及び特定保健指導の実施を義務づけました。これは、内蔵脂肪型肥満の予備群、該当者を早期に発見し、徹底した保健指導により、この方々が将来的に脳梗塞や心筋梗塞などの生活習慣病にならないよう予防することで、結果的には医療費の削減につなげていこうとするものでございます。

本市としましても、将来の医療費の削減のため、来年度から実施します特定健康診査及び特定保健指導に一生懸命取り組んでまいります。また、特定健康診査では、特定保健指導の対象とならなかった人、いわゆる異常のない人たちが今後、特定保健指導の対象者とならないよう、さらには、国保加入者以外の市民の方々を含めた健康の保持・増進のために、衛生部門等との連携を図り、生活習慣病の対策を推進してまいります。

○北方貞明議員 ありがとうございます。

答弁漏れ、所管は、最高責任者はだれかたと、ここはちょっと触れましたかね。言ったかな。最高責任者はだれかと聞いたはずですけど。

○副市長（水迫恒美） 当然に市長になると思っております。

○北方貞明議員 はい、わかりました。

3回目は要望となっておりますけど、もう1回質問させていただきます。（発言する者あり）頑張れの声援を受けておりますので、頑張ります。

逆になるかもしれません。医療費についてお伺いします。

現在、垂水市が実施されている基本健診率というのを私はちょっと聞いたんですけれども、12%程度だと聞いているんですけれども、今後、国のほうでは、特定健診、保健指導の結果次第では後期高齢者支援金の部分がペナルティーが科せられると聞いておるんですけれども、これはどのようなことか。課長、ちょっと教えてください。

健診率が悪ければ自治体のほうで負担せんならんから、そういうような意味と私はとらえておるんですけど、その辺をちょっと教えてください。

先ほど教育長は、少額でも取らんないかんというように皆さんのお答えでしたけど、まさにそのとおりと思います。少額でもいいですから一生懸命頑張ってもらって、垂水市民が立てかえたわけですから、これは回収していただきたいと思っております。

最後に、市長に、この問題は説明責任という観点から、市民の方々の理解、市民の方々へ理解し、納得すべき重要な問題であると思うが、先ほど回答くださいました内容が法令等に照らし合わせて最良の策なのか、最もいいのか。まだまだ方策、対策があるのか。もしそれが今現在、これが最良の策だという自信があれば、その一端を述べていただきたいと思っております、この取り扱いが。

また、教育委員会の給食問題、これは教育委員会は教育をする場にありますから、この返納問題は財政課のほうで、市長部局で、そして財政課の中で滞納整理室という所管、ところがあ

ると思いますけれども、そこで教育委員会の問題は取り扱うことができないのか、その辺をひとつお願いいたします。

○副市長（水迫恒美） 先ほどの答弁を少し訂正させていただきたいと思います。

給食費の関係につきましては、最高責任者は教育長でございます。それと、前市長の滞納の関係、この責任者は市長になります。そういったことで訂正させていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○市長（水迫順一） 市民への理解をひっくり返すための3回目の質問だったと思いますが、全く2つとも大変遺憾な事件であったというふうに思っておりますし、ただ、相手があって回収をしておりますので、その辺は交渉を重ねることが非常に大事だと。基本的には副市長が言ったこと、それから教育長が答弁したこと、それと同感でございます。できるだけ、さらにベストの方法があれば検討はしなければいけないと思っております。

○市民課長（太崎 勤） 医療保険について、3回目の御質問にお答えいたします。

先ほどお答えいたしました平成20年度から医療保険者に義務づけられる特定健診、特定保健指導において、国は、5年後の平成24年度の健診、保健指導の結果について、各医療保険者に目標値を定めております。各市町村の国保に対する目標値は、特定健診の健診率65%、保健指導率45%、平成24年度のメタボリックシンドロームの該当者、予備群の平成20年度に対する減少率10%の3つの目標値でございます。

平成24年度にこの目標値を達成するかしないかによって、市町村に対しまして平成25年度の後期高齢者医療支援金のプラス・マイナス10%の加算・減算を実施することといたしておるようでございます。つまり、目標値を達成できなかった市町村にはペナルティーが科せられるとこのことでございます。

以上です。

○副市長（水迫恒美） 滞納問題で給食費の関係、あるいは前市長の退職金の滞納の関係を滞納対策の係の中でどうかということですが、今、滞納対策の係につきましては、市税であるとか住宅使用料、こういったたぐいのものをいたしております。そして、この給食費の問題については教育委員会のほうで、前市長の退職金の関係につきましては市長部局の総務課のほうで、それぞれ事務処理、そういったものをしておりますので、先ほどのその件につきましては、今後検討をさせていただきたいと思っております。

○議長（徳留邦治） よろしいですか。（北方貞明議員「終わります」と呼ぶ）

本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（徳留邦治） 次は、あす午前9時30分から本会議を開き、質問を続行します。

△散 会

○議長（徳留邦治） 本日は、これにて散会します。

午後5時14分散会

平成19年第3回定例会

会議録

第3日 平成19年9月13日

本会議第3号(9月13日)(木曜)

出席議員 15名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	14番	徳 留 邦 治
6番	田 平 輝 也	15番	篠 原 静 則
7番	北 方 貞 明	16番	川 畑 三 郎
8番	池 山 節 夫		

欠席議員 1名

13番 葛 迫 猛

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水 産 課 長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総 務 課 長	今 井 文 弘	土 木 課 長	川 畑 信 一
企 画 課 長	迫 田 裕 司	会 計 課 長	安 藤 章 徳
財 政 課 長	岩 元 明	水 道 課 長	橋 口 正 徳
税 務 課 長	川井田 志 郎	監 査 事 務 局 長	島 尻 典 生
市 民 課 長	太 崎 勤	消 防 長	町 田 昭 典
市 民 相 談		教 育 長	肥 後 昌 幸
サービスク長	谷 口 敏 徳	教委総務課長	松 浦 俊 秀
保健福祉課長	村 山 満 寛	学校教育課長	押 川 和 成
生活環境課長	三 浦 敬 志	社会教育課長	梅 木 勇
農 林 課 長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事 務 局 長	馬 籠 義 人	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成19年9月13日午前9時30分開議

△開 議

○議長（徳留邦治） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

ここで、生活環境課長より発言の申し出がありますので、これを許可します。

○生活環境課長（三浦敬志） 昨日の篠原議員の答弁の中で、前木佐貫議員と申し上げるべきところを木佐貫議員と答弁いたしました。

訂正しておわび申し上げます。

本日の議事日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

△一般質問

○議長（徳留邦治） それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、12番川尻達志議員の質問を許可します。

[川尻達志議員登壇]

○川尻達志議員 おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、今回の質問をしたいと思っております。

まず、2005年に地球温暖化対策の第一歩として京都議定書が発効しております。詳しい内容は省略をいたしますけれども、1990年で我が国は6%の削減を約束しております。しかし、2003年には逆に8%増であり、計14%を達成しなければなりません。

アメリカはこれに非常に前向きではない。それに振興国、中国、インド、大きいところがほとんど無関心である。そういった中、我が地球を見てみますと、アラスカの永久凍土は解け、地下深く眠っていたマンモスが出てきておるようであります。さらには、南洋の森林の破壊、ついこの前のラジオですけれども、インドで大洪水が発生した。これはヒマラヤの氷河が解け

たのが原因であるそうであります。昔、ガガーリンが「地球は青かった」と言いましたけれども、今その青にもくすみが出ているんじゃないか。今生きている私たちは、私たちの子供や孫の世代にこの青い地球を残す義務と責任があります。

先ほど申し上げましたけれども、京都議定書が発効して以来、ほとんど私たちの垂水において、環境問題でそういったことについて話し合いがなされたという経緯はありません。みんなが余りにも大き過ぎて目先のことだけ考えているんじゃないだろうかという気がしてなりません。

なぜ私が今回このことを申し上げますかといいますと、ことしの夏のあの暑さであります。また来年もあの暑さが続くはずであります。もう1つだけ、少子・高齢化ということがあります。今非常に対応に苦慮をしておりますけれども、この話は30年前、40年前から既にわかっていたことでもあります。みんなが目先のことに目を奪われて長期的な戦略がなかった。国も県も本市も、子供たちにこの地球を残すためには、今だれかがしっかりと声を上げていかないといけない、そういう思いで質問をいたします。

もう1点ですね、これは日曜日の読売に載っていたんですが、シロクマが40年後は3分の1になるそうあります。40年後ですよ。シロクマは海水に乗ってアザラシを食うんだそうあります。その氷がなくなる。それともう1点、これはアメリカの地質研究所の発表ですが、今世紀末、平均気温が6.4度上がるそうあります、地球の。（発言する者あり）20世紀と比較して、20世紀末と比較して21世紀は6.4度、これに書いてあります。

そういったことを考えると、確かに今、直近の問題、いろんなことがありますけれども、この問題にも世界が目を向けなきゃいけない。垂水の議会で世界のことを言うのもなんですけれ

ども、垂水なりの対応ということで質問をしてまいりたいと思います。

まず、ことしは非常に暑い夏が続いたわけですが、温室効果ガス排出削減の目標や具体的に取り組みについてお伺いをいたします。1点目。

2点目が、循環型社会構築のためにさまざまな広報活動をされているが、今後の考え方について。

3点目が、家庭生活の中で、勉強をしましたので難しい言葉で言わせていただきます。リデュース・リユース・リサイクル、この推進がどうなっているかお伺いいたします。できれば、生活環境課長、この言葉の解説までしていただければありがたいと思います。

もう1点が、環境問題ということで、本市の合併処理浄化槽についてお伺いをいたします。現在の普及率は何％か。あと補助率、補助額ほどの程度なのか。

それと、企画課長にお伺いをするわけですが、この省エネで、例えばジャパンファームも導入しているんであります。それから、大隅ミートはついこの前、豚ふんをメタン化するという事業があります。本市でほかにもどういうことが導入されているのか。

それと、国と県あたりでどのようなそういった環境問題、それから省エネについてどのくらいの事業があって、垂水に導入できそうなやつはどのくらいあるのか。

まずそのことを1回目、お伺いをいたします。

○生活環境課長（三浦敬志） 川尻議員の環境問題、省エネについてのお尋ねについてお答えいたします。

温室効果ガスの削減目標、また3Rへの取り組みについてお答えいたします。

まず、温室効果ガスの削減の取り組みについてであります。平成10年に地球温暖化対策の推進に関する法律において、地方公共団体の事務事業において、温室効果ガス排出抑制の実行計

画を策定するように義務づけられました。

垂水市におきましても、この法律に基づき、ことし7月、垂水市地球温暖化対策実行計画を作成したところであります。この中で、温室効果ガスの最たる要因である二酸化炭素を対象とし、本庁舎から排出される二酸化炭素の排出量を平成27年度までに6%以上の削減を行うため、推進体制の整備を図ったところであります。

この計画は、垂水市役所が、事業者として、また消費者としての立場から環境に配慮した行動に率先して取り組むため、市民、事業者に模範を示し、意識啓発を促すものであります。

具体的な取り組みといたしましては、電気の使用量、コピーなどの印刷用紙の使用量の削減、また環境に配慮した製品の購入、使用のほか、リサイクルの推進などです。

ごみ減量化を推進するために、議員の御指摘の3Rですが、ごみを減らしましょうという意味でのリデュース、それから、繰り返しして使用しましょうという意味のリユース、再び資源として使いましょうという意味のリサイクルの「3つのR」を合い言葉として、循環型社会への取り組みが必要であると考えております。

3つのRの中で一番重要なR、リデュース、ごみ発生の抑制であると考えております。1つの例であります。市では、垂水中央生活学校が主体となって活動している「レジ袋減らし隊」に協力し、7月末から各店舗にレジ袋の削減をお願いして回ったところであります。また、この10月からは、市独自の運動として、同じ趣旨でありますマイバック運動を店舗、市民に呼びかけることといたしております。

以上であります。

○農林課長（山口親志） 川尻議員の質問の中で、環境問題ということから、農林課関係の環境問題について御説明させていただきます。

農林課の中では、環境を考える中で廃プラの関係で御説明をさせていただきたいと思っております。

農業用廃プラスチック類の適正化处理については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正により、農業者自身による農家所有地への埋め立てや安易な焼却を実質禁止するとともに、平成10年12月から不法投棄を防止する産業廃棄物管理制度がすべての産廃の中で適用されるような、再処理を基本とした地域ぐるみの回収の推進が求められていることから、県と肝属地区において、農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会を設置しました。

垂水市も、市とJA、それからプラの販売店で組織する農業用廃プラスチック類適正処理推進協議会を設置しまして、農家自身の負担のもとで廃ビニール等について年3回、不用農薬については年1回回収をしております。

以上です。

○企画課長（迫田裕司） おはようございます。

国は、地球温暖化防止対策の一環として新エネルギー事業に現在取り組んでおります。

現在、本市で導入されているものとしては、住宅・建築物コージェネレーションシステム導入事業、これは太陽光を利用した発電であります。市は一般家庭用のものが多いですが、大きなものとしては、終原のさざなみ保育園が園児の教育用として設置した太陽光発電があります。

次に、地域バイオマスフィールドテスト事業、現在本市が行っている事業であり、大野原の大隅養豚生産組合においてメタンガス発生プラントを建設し、豚ふんを原料にガスの発生収集を行い、そのガスを道の駅に運搬し、コージェネを動かすものです。また、大崎工場のジャパンファームには同種の事業で鶏ふん燃焼システムが一昨年導入された経緯があります。

地域新エネルギー等導入促進事業、風力を利用した発電システムであり、近隣では旧輝北町の上場公園に民間により建設されております。本市でも以前調査事業を行いました、相当な高度、500メートル以上がなければ当時の機器で

は十分な風力は得られませんでした。

それから、国等による地球温暖化防止に関する補助・助成制度でございますが、環境省に地域協議会代エネ・省エネ対策推進事業のほか16事業、経済産業省に新エネルギー事業所支援対策事業のほか3事業、それからNEDO、これは環境省の外郭団体でございますが、地域新エネルギー導入促進事業を含め10事業、そのほかヒートポンプ蓄熱センターに2事業、日本ガス協会に3事業、国土交通省に1事業、農林水産省に1事業あります。

温室効果による地球温暖化対策といたしまして、二酸化炭素を発生しない太陽光や風力など、自然界にごく普通に存在するエネルギーを利用した新エネルギーの開発利用が急務となったため、本市は、平成15年2月に、自然環境と調和する住みよい地域環境づくりを目指して「垂水市地域新エネルギービジョン」を策定しています。その中で、本市が導入可能な新エネルギーについて調査しておりますので、この報告書を道しるべとして、今後は本市に適した新エネルギー導入に積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○生活環境課長（三浦敬志） 合併浄化槽に関するお尋ねのお答えが漏れておりましたので、再度答弁させていただきます。

まず、現在の合併浄化槽の普及率であります、平成18年度末現在、31%となっております。

もう1点の補助金の額であります、建築面積等により浄化槽の大きさが決まり、浄化槽の大きさに定額となっております。建築面積130平米以下が5人槽で33万2,000円、130平米以上が7人槽で41万4,000円、二世帯住宅が10人槽で54万8,000円となっております。

○川尻達志議員 ありがとうございます。今、1回目目で答弁をいただきました。ありがとうございます。

しつこくなりますけれども、温暖化が進み、このままいきますとどうしても魚の、カンパチの話もそうであります。何年か前ですが、議会で呉の水産試験場にお伺いしたときに私、質問したことがあるんですよ。瀬戸内海の魚種は変わっておりませんか。そのときに、「越冬できなかった魚が越冬しております、最近は」という答えをもらっております。数年前です。ところが、今、そのころは多分カンパチは越冬はできなかったと思うんですが、今、越冬ができるんです。

さらには、米なんかにしても、今の品種は多分通用しなくなるんじゃないか。熱帯化していく。このスコール的な雨もそうなんです。それから海岸線が上がっていく。今本当にこれをだれかがやっておかないと大変なことになるということを再度申し上げて、2回目の質問に入ります。

今、農林課長から、農林課の農業廃棄物についての話がありました。水産課、同様のこと、それと水産課には湾奥の浄化というんですか、そういった意味もあって漁集を導入されて、終わりつつあるんですが、漁集の今までの大ざっぱな経過を教えてくださいということと、境地区の漁集における下水道の普及率、ここいらが一番大きな問題だろうと思うんですが、ここいらについて御答弁をいただきたいと思いません。

それから、暑い中、テレビなんかでよく見るんですが、夏に冷房効果を上げるために遮光ネットを張ったり、ニガウリをはわしたりということをよく聞くんですが、きのう篠原議員がおっしゃっていましたが、柗原公民館のアコウの木ですよ、あの下は涼しいんですね。だから、こうやってみると、そういった森がほとんどない。市有地の中にそういう高木を植えるとか、やっぱりそういったこともしていかなきゃならんと思うんですが、まず、商工

観光課長、旧ロータリーのところに花を植えているんですが、あそこいらにもそういった木を植える。それからどこかわかりませんが、特に社会教育課長、図書館とか体育館、それから文化ホール、やっぱりああいうところにも、車の駐車に、通行に支障のない範囲でやっぱりそういうのをどんどん植えていくべきだと思うんですよ。

今、企画課長がいろいろな省エネについてやっておりましたけれども、温暖化についてほとんど対策がとられていない。総務課長、総務課長もしっかりと聞いてってくださいよ。やはりこの問題をまず私たちがしっかりやっつけていかないといけないということをもう1回申し上げておきます。

それから社会教育課長には、公民館活動、いろんなことで市民と接触する場があるんですが、こういったことについてどういう指導をされているのか、話をされているのか。

学校教育課長、学校教育の一環としてこのことについてはどのような対応をされておられるのかということをお伺いをいたします。

企画課長にもう1点、この省エネの事業、これから、今事業所とかそういうところだけだったんですが、民間の家庭でもそういったことを導入するそういう補助率のいいやつはないのか。そういったことについて2回目、お伺いをします。

○水産課長（塚田光春） ただいまの質問に、まず漁業集落環境整備事業の経緯についてお答えいたします。

この事業は、水道、下水道、道路の総合整備事業を実施したものでございまして、その中で水道と下水道についての経緯について簡単に御説明をいたします。

まず、水道については、湧水を貯水槽にためて各家庭に給水しておりましたが、施設の老朽化による漏水や、渇水時には水不足を発生する

など支障を来しておりました。さらに、家庭雑排水等の処理も側溝を流れ、そのまま川や海へ流され、海面漁業への水質悪化を招いている状況でございました。

このようなことから、地区の要望によりまして、集落内の総合的な生活環境の向上及び海面の水質保全を図ることを目的とし、主に水道、下水道、道路の整備を行い、地域の活性化を図り、活力ある漁村づくりを目指すために、平成8年度から平成18年度の11年間にわたり総事業費約16億円をかけて事業を実施してまいりました。

次に、下水道の現在の普及率でございますが、8月末現在で51戸の方が加入され、加入率にしまして11%でございます。

以上です。

○商工観光課長（倉岡孝昌） 商工観光課への御質問にお答えいたします。

ロータリー付近は、その広さに対しまして樹木の少なさを景観的にやや寂しく感じておりますが、議員御承知のとおり、ここは非常に複雑な交差点形状をなしており、ロータリーをつくられるときも大分苦心されたんじゃないかというふうに思います。ここに樹木を植えるとなりますと、見通しの問題など細心の注意が必要になると思われます。また、現在、雑草対策用の芝が植えてある部分は、管理上の問題から花木を撤去し、現在のようにした経緯もございます。

以上のようなことを踏まえまして、ロータリーの管理につきましては、場所柄、もう少し十分な管理が必要であろうと思っておりますことから、植栽についても検討課題であろうとは思いますが、当面、経費の問題や緑は残したいと思っておりますので、現在の花や芝など地覆植物中心の管理を進めていきたいと考えているところでございます。

○企画課長（迫田裕司） 質問にお答えします。

NEDOの方で住宅・建築物高効率エネルギーシステム導入促進事業補助金、住宅において省

エネ率の高いシステムの設置などという事業等があるようでございます。

今後またさらに調査し、検討してまいりたいと思っております。

○社会教育課長（梅木 勇） 社会教育課に対する、地区公民館等を利用される方々にどんな活動をしているのかというようなことでございましたけれども、先ほど生活環境課の方からありました、ことし策定されました垂水市地球温暖化対策実行計画が示されたわけでございますけれども、私たちの日常の業務の中では、この実行計画に示されておりますことを日々の業務の中に取り組みでまいりたいと、このように考えているところでございます。

そこで、そういう業務の中で取り組みをしていく中で、公民館を利用される方々にはどんなことが望まれるのかというようなことでございますけれども、現在、地区公民館には、節水の張り紙依頼や使用するコピー用紙は使用した用紙の裏紙利用等を推進しているところでございます。また、利用される市民の方々へは、公民館にポスターを掲示したり、チラシを置いたり、環境問題や省エネの意識啓発に努めてまいりたいと考えております。

そういったことから、温暖化が地球規模の問題となっておりますことから、先ほど生活環境課の方からも紹介がありましたみたいに、現在、垂水市地区公民館の生活学校が主体となりまして全国的に展開されております「レジ袋削減・マイバック持参運動」に取り組み、推進中であります。これは、いつまでも住みよい地球を残すために、できることから始めましょうということで、買い物をする際に買い物を入れるバックを持参して、お店のレジ袋を使わない運動であります。皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

また、生涯学習出前講座に、ごみの分け方・出し方の講座がありますが、先ほど述べました

地球温暖化対策実行計画が策定されましたことから、この講座でも計画の説明をし、省エネの推進が図られますよう生活環境課に要請したところでございます。

また、施設に対する樹木の、植えて涼をとるという意見が出されましたけれども、これについても、現在、木はそういうのは植栽はしたりはしてありますけれども、さらに検討してみたいと思っております。

○学校教育課長（押川和成） 御指摘の環境問題解決に向けては、子供たちへのこのことについての教育が大変重要であります。

そこで、市内の小・中学生への環境教育の状況についてお答えいたします。

市内の各小・中学校では、それぞれの実態に応じて、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間などで環境教育の授業を実施しております。

垂水小学校の環境教育全体計画のねらいを例に挙げますと、豊かな地域環境、自分たちの住む垂水のことですが、の創造を目指し、かけがえない地球のために環境保全に積極的に行動する子供の育成というようなことを挙げております。

内容的には、社会科で、地域のごみの処理の仕方やリサイクルの仕組み及び施設を学んだり、理科では、海、山、川などの自然のすばらしさや地球と生き物との関係を学んだりいたします。総合的な学習の時間では、環境をテーマに身近なごみやリサイクル問題を調べて発表したりする学習をしたりしています。

また、学級活動や生徒会活動などで、水とかあるいは電気などそういったことの節約ですね、省エネルギー対策について話し合ったり、実践したりしております。さらに、道徳の時間に、物を大切に作る心、あるいは奉仕する心などを学び、地域ばかりでなく地球全体のことを考え、環境保全やリサイクル、省エネなどについて、

みずから実践できる子供を育てる教育を実践しているところでございます。

以上です。

○川尻達志議員 予想したとおり、全く楽しみのない答弁でありました。その程度のことはどこでもやっておるはずであります、はっきり申し上げて。

今回なぜこういう質問をしたかと申し上げますと、多分その程度だろうという認識のもとであります。これからどうやっていくかということ、そういった観点から、水産課長、この漁集の境の11%という数字、当初目標に比べると低いと思うのであるが、どのような啓蒙をされてきたのか。それと、多分これは来年は生活環境課へ移ると思うのだが、どのような点を課題として引き継ぎをされるつもりなのか。

それと商工観光課長、あなたと私では温暖化に対する見方が全然違う、ベースが。これを今やらなきゃだめなんです。確かにそのような理由もあると思う。そのような理由で終わっているから何もできないんです。一步踏み込まないから。ノーと言う、できませんと言うこれは簡単、仕事をしないということなんです。前向きに検討をする、これもだめなんです。

来年、総務課長、来年ですよ、垂水の市有地、例えば農林課長、堆肥センターがあります。事務所があります。あそこに西日が当たらないように植林をすとか、木を植える、やっぱりそういった少しの積み重ね、第一歩なんですよ、動きをすること。図書館あたりでも朝から日が当たらないように。私が言いたいのは、そういうことを来年度以降していただきたい。庁舎もそういうことをして冷房効率を上げていただきたい。そのことが市民への啓蒙になっていくんだろうし、それから子供たちの教育にもつながっていくだろうと思います。

商工観光課長、ぜひですね、だけじゃなく市長、これから市長に質問いたします。

少子・高齢化にしても、この環境の問題にしても、わかっていてなぜ日本の政府から地方の自治体までやっていなかったか。目の前の選挙じゃない、そういう気がしてならないんです。政治とは常に全体と将来を見た上で、確かに災害問題も大事、いろんなことも大事であります。しかし、一番大事なのは、今、この青い地球を残すことだろうと思います。全国の市町村に先駆けて、市長、取り組む決意、覚悟。

さらにもう1点、この問題は、例えば公園の植樹あたりについては多分土木課所管だろうと思う。それから図書館あたりについては社会教育課であろうし、そういったことを温暖化、省エネということで一元化した司令塔をつくる考えはないのか。これは別につくらなくてもいい。トップは副市長がやる。そういった不退転の覚悟で取り組んでいかれるつもりはないのか、市長にお伺いします。

○水産課長（塚田光春） ただいまの川尻議員の御指摘の普及率の問題ですが、確かにこの問題につきましては我々水産課としましても頭を悩ませているところでございます。

何とかこの普及率を伸ばさんといかんということで、課内でも今、必死にいろいろ協議をしているところでございますが、なぜ加入率が低いのかというようなことをまず申し上げれば、加入率が低い理由としまして、境地区は1人から2人世帯の方が約70%で、高齢者で年金暮らしの方も多く、また水洗化率が34%、くみ取りの世帯が約66%いる関係で、水洗トイレへの改造費に多額の費用がかかるため、なかなか加入が進まないのではないかというふうに思っています。

今後、加入促進を図るために、先月、振興会長で組織する下水道加入促進委員会を立ち上げたところでございます。委員には今後各家庭を回っていただきまして、加入の呼びかけなどの協力をしていただくようお願いしております。また近々、会を開く予定でございます。

また、当市水産課におきましても、この委員の方々と連携しまして、各世帯の状況を把握し、チラシなどを配ったり、戸別に排水設備工事の補助金を出しておりますので、これらを説明いたしまして、加入促進に向けて今後1年、2年、3年、根気強く努力してまいりたいと考えています。

また、このまま生活環境課へ引き継ぐのかという質問に対しまして、当然、平成20年4月からは生活環境課へ引き継ぐ予定でおりますけれども、水産課としましては、漁港・漁場の水質保全を図ることは当然の使命でございますので、今後も、漁協と連携をしながら加入促進に向けて努力してまいりたいと思っております。

以上です。

○市長（水迫順一） 川尻議員の質問にお答えをしたいと思います。

地球温暖化問題、本当に前から叫ばれておりながら、なかなか本当に成果が上がらないと申しますか、なかなか進んでいかないという思いの中で、議員もその思いの中で本当に今やらなければいけないという熱意を感じたところでございます。

市としましても、各それぞれの課長から答弁をしました中にもありましたが、昨年度「新垂水市エネルギービジョン」を作成して、その中で副題として出したのが、「できることからやろう」ということを副題として出しています。これは、一部の人が取り組んでできる問題じゃございませんし、本当に多くの方々がそういう意識になって、そしてそのことへ向かって実践をしていくということが非常に大事だというふうに思っております。ですから、垂水市にとっては当然、垂水市役所がその先導役を担うのは当然だというふうに思っております、そういう意味でもこの指標は非常に時を得たいものじゃないかと思っております。

今、各課長が個々にいろんなことを申し上げ

ました。それもこの基本計画に沿っていろんなことをやっていこうという思いで始めているわけでございます。

私から二、三ちょっと申し上げますと、議員も言われましたが、大野のバイオマス事業、これはN E D Oの支援をいただきまして、総額約3億8,000万円ぐらいだったと思いますが、これを半分N E D Oからいただいて、半分を民間の企業からいただいて、実は来月の5日に正式な始業式を始めます。もう既に豚ふんを入れて発酵テストをやっておりまして、結果が予想以上にいいということでございます。

バイオマス事業はいろんなところでいろんな形で始まっております。木質のバイオマスが今までは中心でございましたが、畜産関係はこういうやり方という「垂水方式」ということで名づけて、今後これが成功しますと非常に全国的に脚光を浴びるだろうと。特に、大隅半島の場合は畜産基地でございますので、その波及効果が大きいだろうというふうに思っておるところです。

まず、道の駅に電気とガスを供給しようというふうに思っておりますし、予想以上にそれでも余るといような状況でございますので、これをどういうふうにそれじゃ使っていったらいいか、例えば市役所の車なんかには使えないか、そのほか学校給食センターには使えないか、そういうことも今後考えていきたいと思っております。

それからもう1つ、やはり子供たちが引き続いて環境問題、本当にこのことに真剣に取り組んでいただくということも、教育面から必要だろうと思えます。学校教育課長の方からも答弁がございましたが、例えば、大野の学校跡地を利用した大野E S D自然学校、これは今年度中に立ち上げようということで一生懸命やっておりますが、きのうの答弁でも申しましたように、市内の小学校を中心に大体去年は650名ぐらい利

用してくれております。ことしも9月10日までに450名ぐらい利用してくれております。

これは、まだオープンしない前にそういうような反響がございますし、自然の中で自然の環境を学んで、自然の大切さを子供たちにしっかり教えていくという自然との触れ合いの中での教育という面では非常に、「E S D」がついておりますので持続可能な開発に対する教育ですから、これはリーダーも育てようということでございますので、非常にこのことも垂水独自のやり方、全国では「E S D」が冠となった事業はここが初めてでございますので、これも注目されるだろう。

だから、そういうようなこともやりながら、役所の中の採光をよくして窓際の電気を消そうとか、細かいことからどンドンどンドンやっというところ。そしてそれが市民に波及していく、市民にお願いしていくと、それで全市で取り組んでいって、本当に垂水に多分割り当てが来るでしょう、そういうときには本当にクリアできるような体制を今からつくらんといかん。

言い忘れましたが、最初のメタンガスの場合は、前言ったかもわかりませんが、二酸化炭素の26倍、メタンガスは温暖化効果がある、26倍発生するわけでございますから、その効果は非常に大きい。今後、これだけじゃなくて、政府も代替エネルギー、新エネルギーに対する考え方が非常に積極的になってまいりました。ですから、取り上げられる事業、これはまたほかにも積極的に取り組んでいこうと、そういうふうに思います。(川尻達志議員「ありがとうございました」と呼ぶ)

○議長(徳留邦治) 次に、5番池之上誠議員の質問を許可します。

[池之上 誠議員登壇]

○池之上 誠議員 皆さん、おはようございます。

戦後レジームからの脱却、美しい国づくりを

掲げ、その在任中、国民投票法、改正教育基本法を成立させ、改革を邁進されておりました安倍総理が、きのう突然の辞任をいたしました。今回の辞任前は、改革の陰の部分にもきちんと光を当てる、そういうことを言われまして、地方の格差是正に期待をしたやさきでございました。この辞任には本当に驚いております。そしてまた、ちまたでは、無責任きわまりない、そういう声も大きいように聞こえております。

本人みずからは、若さ、正直、純粹をモットーに本当に期待された総理であったと思っております。しかしながら、政治と金、年金問題、そして閣僚の発言、それらに足を引っ張られたような感もする辞任劇でございました。刀折れ、矢尽き、万策尽きたという感じであったと思います。政治の非情さを目の当たりにした次第でございます。

なお、14日告示、19日選挙の自由民主党の総裁選挙がある予定でございますが、人材豊富な自民党でございますので、英知を絞り、今後の国民にこたえる総理総裁を期待するところでございます。

本市においても、国どころではなく改革の真ただ中でございますが、腰を据えた市政運営を期待したいと思っております。

それでは、議長より発言の許可をいただいておりますので、通告に従い、順次質問していきます。市長及び関係課長の明確な御答弁をよろしくお願いいたします。

最初に、第4次垂水市総合計画についてお伺いいたします。

総合計画は、長期的な展望でまちづくりの方針や総合的かつ計画的な行政運営を図るための計画で、市町村計画の一番上位に位置づけられるということです。今回は、市民の参画を得て、鹿児島大学との公開講座が開催され、現在では基本構想編が終わり、それによる提言書も提出され、今、基本計画編の公開講座が開かれてい

る段階だと思っております。これまでにさまざまな意見が出されていると思っておりますが、今までの策定作業の進捗状況と問題点、そしてこれからの策定作業の予定についてお伺いいたします。

また、この総合計画は10年間の長期展望であり、その策定方針は、鹿児島大学と連携し、市民の声を核としてつくり上げるというふうを受け取られます。垂水市は、現在、垂水市新行政改革大綱を策定し、本年19年3月に改訂がなされたばかりであります。また、水迫市政も2期目のスタートを切ったばかりでもあります。選挙戦でのマニフェストも、今後の垂水市を思い、少なくとも在任期間の4年間でなすべきこと、なしたいことを標榜されたと思っております。このことを考えますと、第4次垂水市総合計画と水迫市長の描かれている施政方針との整合性は保たれていくのかどうかをお伺いいたします。

2番目に、漁業集落環境整備事業について質問いたしますが、さきの川尻議員の質問と重複するところもございますが、その点についての答弁は省略しても構いませんが、その他漏れがあった場合にはよろしく答弁をお願いいたしますと思っております。

私は、この問題につきましては、過去の議会の質問で、整備段階でJ V導入の問題、そして終末処理場の処理方式等の問題について質問をいたしております。これらの施設の整備はほとんど完成いたしており、現在は各戸に上・下水道が供用開始されているものと思っております。

この事業は、境地区の水道事情において、より安心で安全な上水道の確立と湾奥の生活排水等による海洋汚染防止のための下水道の確立を図るために、さらには、附带的に集落道の改修等も行う大きなプロジェクトであったと思っております。この事業の完成でもたらされる効果は、広い視野で見たときに、境地区、湾奥のみに限定されるものではないと思っております。しかし、このことは、境地区の全世帯が100%加入して初めて

得られる効果だと思えます。

一方、計画当初の社会情勢や住民ニーズ、地区形態なども供用開始の現時点と比較して大きく変化してきているものもあろうかと思えます。また、現実にも供用後のさまざまな問題点が発生していると思えます。

上水道問題につきましても、水道料金の値上げがこの議会に上程されており、簡易水道も準ずるという観点から、供用後すぐに値上げの問題もあるのではないかと考えております。

下水道につきましても、加入率その他の問題もさきの川尻議員の答弁で了解いたしましたので、この点については答弁は省略しても構いません。しかしながら、本来の事業目的を達成できないことは、さきの加入率が11%ということでそういう問題が考えられると思えます。

事業を行うに当たっては、市民の幸せのためにとつと税金を使う公共工事でございます。その公共工事に求められるのは、費用対効果、行政の一番問われるところであり、責任があるところだと思えます。

そこで質問ですが、重複するところは省略していただいて構いませんが、事業の総括、そして費用対効果の効果を得るために今後行政としてとるべき対応、さらには、現時点で把握されている諸問題点についての対応について伺いたいと思えます。

3番目に、有料老人ホーム計画について質問いたします。

垂水市土地開発公社が垂水共同店舗有限会社と賃借権設定を結び、貸し付け契約を結んでいる垂水市潮彩町2丁目1番1の土地1万6,246平米の利用計画として、共同店舗側から、商業用施設用地から医療福祉複合型タウン施設用地への土地利用変更届の話があったかに聞いております。土地開発公社としては、一日も早く塩漬の土地を売却することは第一の優先課題でもございます。

まず、この件につきまして、計画のよしあしは別問題として、貸し付け土地の一部であっても法的に土地利用変更は可能なかどうかを、まず企画課にお伺いいたします。

次に、介護保険施設について質問をいたします。

平成18年4月に介護保険法が改正となりまして、その中で、療養病床の削減が平成24年に向け具体的な数値で示されております。国単位では38万床が15万床に削減され、残りの23万床が介護保険制度下に置かれ、垂水市においても同様にシフトされていくということをお願いさせていただきました。医療、介護、療養病床の削減により介護難民の発生が予想され、受け皿的な施設が必要とされております。全国でも介護保険施設の運営が非常に厳しい状況にあり、不正請求、介護士の労働力不足、そして低賃金など、この介護保険が改正されてから非常に窮屈な経営をされているということが報道されております。

そこで質問いたしますが、きのうの感王寺議員の答弁でも、介護施設は必要な施設であるが、療養病床の再編が優先することなど、ある程度理解はできました。しかし、来るべき高齢化社会を考えたとき、また介護難民の受け皿施設等を考えたとき、介護事業施設参入が有益であればどのような施設の参入が望ましいのか、あるいは制度上の問題点が多過ぎてこれ以上の施設増加は垂水市としては対処できないのか、この点につきましては一般論でお伺いいたします。

また、今回提出されている住宅型有料老人ホームの計画案にはさまざまな問題点があることも、きのうの答弁やさきの勉強会の中で学ばせていただきました。今後、計画自体もさまざまな方向から修正されていくことと思えます。垂水市の保健福祉行政としてこれらの計画に対してどのような対応を考えておられるか、あわせてお伺いいたします。

以上で、1回目の質問を終わります。

○企画課長（迫田裕司） 池之上議員の質問にお答えします。

第4次垂水市総合計画策定における鹿児島大学公開講座とワーキンググループ活動の進捗状況についてお答えします。

今回の総合計画策定に当たっては、住民ニーズを的確に、また有効に把握することを目的に、鹿児島大学の協力のもと公開講座を活用することとしました。鹿児島大学公開講座は、基本構想編と基本計画編から成り、基本構想編は5講座、基本計画編は12講座開催を予定したところでございます。

基本構想編は、事前に講座生として申し込みのあった51名を対象に本年3月25日、垂水市の現状確認をテーマに講座がスタートしました。その後、毎月1回のペースで垂水市の過去や現在の状況、よいまちの条件とは何かをテーマにワークショップ形式で話し合いを積み重ねてきました。そして、基本構想編の締めくくりである7月22日の講座において、基本構想に対する4つの分野である、よい仕事環境づくり、よい居住環境・自然、よい学び・仲間・文化、よい行政と住民参加に対する提言の骨子がまとまりました。その後、8月16日に、講座生の代表である提言書起草委員5名から市長へ提言書が提出されたところでございます。

基本計画編においては、基本構想編でまとめられた4つのテーマをより具体的な視点で議論していくため、12の講座を設定しました。講座の対象者は、基本構想編と違い、一般の方々も自由に参加できるようにし、それぞれのテーマに関係のある各種団体への参加をお願いいたしました。現在、12講座中6講座が終了しておりますが、一般の参加者が延べ185名となっております。残りの講座が、9月17日に新城公民館で2講座、9月23日に市民館で4講座が予定されているところでございます。

それぞれの講座の内容については、講座ごと

に結果報告書にまとめられ、基本構想編の結果報告書、基本構想に対する提言書とともに、今後ワーキンググループで行われる総合計画づくりに活用していきます。

今後の課題についてですが、基本計画編を踏まえますと、もっと踏み込んだ議論をしたいという声が聞かれるなど、このような議論する機会をより多くして、次につながっていくような取り組みを講じていく必要があると考えているところでございます。

ワーキンググループ活動の進捗状況ですが、ワーキンググループは、総合計画案の策定機関である課長級職員で組織する総合計画策定委員会の下部組織として位置づけされた、総合計画案づくりの実動部隊であります。ワーキンググループは、若手職員主体でまちづくり編の計画案を策定する総合計画策定ワーキンググループと、係長級主体でまちづくり編を実現するための行政運営編を策定する行政経営ビジョン策定ワーキンググループの2つのワーキンググループがあり、昨年12月20日に活動を始めました。

これまで、総合計画策定ワーキンググループは合計20回、行政経営ビジョン策定ワーキンググループは19回の会議を持つなどして、総合計画案の策定に必要な能力の習得や住民ニーズの把握、行政事務の分析を行ってきており、またその活動を継続しております。また、垂水市の現状分析の調査報告を鹿児島大学公開講座で行ったり、公開講座で行われる班活動の進行役を務めたりしております。

今後は、基本構想編の提言書や公開講座の報告書などを核にしながら、計画案づくりを行う予定でございます。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 池之上議員にお答えをしたいと思います。

第4次の垂水市総合計画の策定方針と施政方針との整合性にお答えをしたいと思います。

まず、総合計画は、地域づくりの最も上位に位置づけられる行政計画であり、長期展望に立った計画的、効率的な行政運営の指針を示すものでございます。

現在は、社会経済情勢が目まぐるしく変化し、地方を取り巻く状況も一段と厳しくなることが予想されます。そのような中で、少子・高齢化問題、環境問題などさまざまな問題を的確にとらえ、住民と行政が協働した総合計画策定が非常に重要となってきております。

一般に総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三本柱で構成され、基本構想につきましては、1969年の地方自治法改正によりまして、議会の議決を経て策定することが義務づけられております。また、施政方針は、市が新しい年度に向けてどのようなまちづくりを行っていくかを、社会や経済の状況を踏まえた上で進むべき方向を示したものでございます。具体的には、重要な施策や予算編成の基本的な考え方を説明しております。毎年3月に開催される議会定例会の冒頭で市長が新しい年度の施政方針を表明いたします。

本年度の施政方針において、「現在取り組んでいる第4次垂水市総合計画策定については、市民と行政がお互いに連携・協力する協働を実践しているものである」と申し上げたところでございます。総合計画、施政方針のいずれも市民の代表である市議会に提案し、承認を得ることとなっております。

10年間の計画であるが、行財政計画との整合性はという質問にお答えをしたいと思います。

これまで、垂水市の総合計画は、他の多くの自治体と同じように、目指すまちの姿、将来都市像を中心に構成されてきました。しかし、低経済成長、地方分権の計画では、将来都市像を実現するための行政運営の考え方が重要でございます。第4次総合計画に経営計画の性格を持たせ、財政、人材、組織、情報など行政運営に

関わる基本的な事項における方針を将来都市像とあわせて示すことで、より実効性の高い計画を目指しております。この行政運営の考え方は、垂水市新行政改革大綱が基本となることは言うまでもございません。

次に、総合計画に市長の意見が反映されるのかということですが、これまで総合計画はコンサルタントに依頼してきましたが、今回は職員と市民の手づくりとすることや、鹿児島大学と連携しながら作成することなどのほか、行政運営の考え方など新しい総合計画とすること、真の市民自治に向けた総合計画とすること、市民が使える総合計画とすることとしております。このような策定方針については市長の意見が反映します。

しかし、市民と行政が協働で公共サービスを提供する時代の総合計画は、市民にとっても活動の根拠となるものであることから、まず市民の皆さんに計画づくりに参加していただき、全市一丸となって取り組んでいくべきものと考えております。

あとは関係課長から答弁させます。

○水産課長（塚田光春） 次に、漁業集落環境整備事業についてお答えいたします。

なお、先ほど川尻議員と重複する部分については省略させていただくことを御了承をお願いいたします。

まず、事業完了までの総括についての質問でございますが、当地区は、漁村特有の狭隘な土地のため車が入れるような道路もなく、防災対策も非常に困難な状況にありました。また、水道も、湧水を貯水槽にためて各家庭に給水しておりましたが、施設の老朽化による漏水や、渇水時には水不足が発生するなど支障を来しておりました。さらに、家庭雑排水などの処理も側溝を流れ、そのまま川や海へ流れるなど、海面漁業への水質悪化を招いている状況でございました。

このようなことから、地区の要望によりまして、集落内の総合的な環境整備を図ることを目的とし、主に道路、水道、下水道の整備を行い、地域の活性化を図り、また活力ある漁村づくりを目指すために、総事業費約16億円をかけまして平成8年度から平成18年度の11年間にわたり事業を実施してまいりました。

次に、費用対効果と今後の取り組みについての質問でございますが、まず、集落道は8路線で1,120メートル整備しまして、今まで車が入れなかったところを消防車や救急車が通行できるようになったことで、住民が安心して生活できるようになりました。今後は、市道として適正な維持管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、水道ですが、給水区域内の集落ではこれまで4つの水道組合がありまして、それぞれ維持管理に大変苦労されておりました。これを今回、水道整備によりまして1つにまとめたことによりまして、集落の方が維持管理する人が要らなくなりまして、また渇水期にも水量が不足することがなくなりました。今後は、安全で安定した水の供給ができるように維持管理に努めていきたいと思っております。

次に、下水道ですが、下水道の完成によりまして、集落内の生活環境の改善はもとより、漁港及び公共用水域の水質保全が図られ、漁場の環境がよくなり、漁業の生産性向上につながっていくと考えているところでございます。しかし、先ほど話を申し上げましたとおり、4月から8月末までの加入率が11%と少ない状況であります。

平成8年度の事業着手以来11年間が経過し、地区住民の高齢化や若者の市外への流出などで、境小の生徒数も当時事業を着手したときは100人おりましたけれども、現在は18人に減少しております。この地区は特に少子・高齢化が甚だしく、1人から2人の世帯が約70%と多くなっておりま

す。このように、事業開始前に比べまして社会状況が大きく変わっていることやトイレ改造費用などが高額なこともあり、下水道への加入が難しくなっていると思われま

す。ただし、下水道の加入率を上げないと所期の目的を達成しないことから、地区住民へこの事業の趣旨をよく理解してもらい、下水道の加入促進に努力してまいりたいと思っております。

次に、供用後の上・下水道の問題点、対応策についての質問でございますが、まず、水道については、今年度ですべて市の水道へ切りかわりが終わりました、9月分より全戸水道メーター制と変わってまいります。

そこで、水道料金値上げにつきましては、水道課が今回の議会へ水道料金の改定のための議案を上程いたしておりますが、牛根境地区の簡易水道につきましても、垂水市簡易水道事業の設置に関する条例の第3条により、垂水市給水条例に準ずることになり、この改正案が承認されれば同じように値上げされることとなります。

水道料金の徴収を開始してから1年から半年程度、値上げをしなければならないということで大変心苦しく感じているところでございますが、早目に住民への周知を図るために広報に努め、御理解、御協力を得られるよう努力してまいりたいと思っております。

下水道についても、加入率が低いと、住民の多くが加入してもらうことにより生活環境がさらによくなり、海への水質の浄化につながるため、下水道の早期加入を根気強くお願いしていきたいと考えています。

以上で終わります。

○保健福祉課長(村山満寛) 有料老人ホーム計画の有効性・問題点についてお答えをいたします。

介護保険を取り巻く状況としましては、特に、後期高齢者の急速な増加や平成23年度末を目標とする療養病床の再編などがあるわけですが、療

養病床を持つ医療機関での病床転換が進まないケースなどでは、今後、本市の介護施設が不足するということもあり得ます。そのような場合、有料老人ホームなどの施設はそれらの受け皿の一部として期待できるという側面はあると考えております。

昨日も感王寺議員にお答えいたしました、入居費用が高額なため低所得者は入りにくいという問題や、このような施設が必要以上につくられれば、介護費用の増大により介護保険料の値上げという事態を招くなどの問題もございます。また、景気回復などの影響により、全国的に介護の現場における人材不足が深刻な状況であります。今後、新たな施設をつくる上では介護職員等の確保という難問もございます。

次に、有料老人ホームなどの民間の居住系の施設は、県内各地で新たに施設が続々と開設または計画されているという状況でございますが、本市におきましても現在計画の動きがありますし、今後もさらに出てくる可能性はございます。

このような施設は県への届け出だけで開設できますけれども、よりよい施設をつくるためには市との連携は欠かせませんし、また、施設ができれば高齢者の負担増と市の介護給付費の増大を招きますので、やはり市には事前の相談をしていただきたいというふうに考えております。

市といたしましては、平成21年度からの第4期介護保険事業計画策定のために来月以降、市民の意向調査などを実施しますので、その中で市民の介護ニーズの把握や負担と給付のバランスの検討を実施した上で、さらに療養病床再編問題も念頭に置きながら、このことについて判断をしていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画課長（迫田裕司） 有料老人ホーム計画についての1番目、潮彩町土地利用変更の可能性について。

御質問は、土地利用を変更する場合、変更計画を土地開発公社理事会が承認すれば変更できるとあるが、このことは問題はないかという質問だったかと思えます。

議員御存じのように、潮彩町は公有水面を埋め立てた土地であります。公有水面埋立法では、国民共通の財産である公有水面の用途を廃止して、特定の人に特定の目的のために埋め立てをさせ、竣工により土地所有権を付与するものであるため、利権化を防止し不当受益を防止するため、告示された用途に従って利用することが原則となっています。

ただし、竣工後に事情変更があり、やむを得ない場合は、用途変更が認められます。具体的には、竣工認可の告示の日より起算して10年以内に埋立地を告示された用途と異なる用途に供しようとするときは、埋立免許権者の県の許可を受ける必要があります。

御質問の場所は、商業施設用地として平成9年3月12日に竣工認可が告示され10年を経過しているため、その用途を変更する場合でも公有水面埋立法第29条の許可は必要ありませんので、問題はないと考えます。

ただし、現在、垂水共同店舗有限会社に商業用施設用地として賃貸していますので、賃貸契約書の第10条使用上の制限により、理事会の承認が必要となります。ほかに都市計画法の用途地域の規制が考えられますが、現在は指定がなく、また将来指定されても老人ホームはほとんどの用途地域で建設可能のようであるため、問題ないと思われれます。

以上でございます。

○池之上 誠議員 2回目に移りたいと思います。

2回目は第4次垂水市総合計画、ここだけ質問をしたい、答弁は市長にさせていただきたいと思っております。

ヒアリングのとき私は、総合計画が一番上に

あるんだと、その中では行革も市長の政治姿勢もその総合計画に合わせないかんたつと、そういうことを聞いたもんですから、そういうことがあるのかなあと。市長は、4年間を見据えて、それ以上を見据えて選挙で上がられてきた市民の選良であるわけです。そういうことがあるもんだから、まず市長の声を、市長がどうしたいのかと、市長はどうしたいのかという思いがなければいけないというふうに私は思っていましたので、このことを聞いたわけでございます。

さっき市長の答弁の中で、「市長の意見を反映する」という言葉がありました。それを聞いて少し安心をいたしております。

私が聞いたようなことをそのままであれば、総計があればもう市長も要らんと、もう政治方針も要らないんだと、総計があれば、コンサルが決めたこと、市民が決めたこと、それを確認して策定委員が決めたことでいいんだと、であれば何も市長の政治姿勢、そういうのも要らないんじゃないかという思いがあったものですから、聞きました。

今申しましたように一番、あと3年間ですね、厳密に言いますと、20年から始まるわけですから。その間に、市長の何をやりたいというのはそこに含まれないといけないと思うんです。そのために、あと7年間もありますけれども、その延長上とした総計であってほしいと、私はそういうふうに思っております。

なぜ、市民の声は聞くけれども、やっぱりこの一番の考え方は、みんなの声を聞きながら市長が決断するんだという市長のリーダーシップというか、そういうことを総計の中に含めていただきたい。そういうことで皆さん一緒に頑張っておられるだろうと思いますから、その辺は間違いないだろうと思っております。それにつきましては、もう1回市長の、反映をすと言いましたけれども、もうちょっと強い決意を聞

かせていただきたい。

そこを聞いた上で、ちょっと今、喫緊の問題として中学校の統合問題があります。このことにつきましては、6月の私の議会の答弁でも、そしてきのうの感王寺議員、そして持留議員の答弁にも、迷いはないんだと、22年度にやるんだということをおっしゃられております。

そうであれば、昨年10月に説明責任を果たすんだといって1年間延長されました。そういう中で6月に教育委員会の説明があったわけですが、その説明を通じている中で、今現実に牛根中学校と南中学校の存続の陳情書が上がってきております。

先ほど総計の中の提言書が出ましたとありました。その中で、よい学び・仲間・文化についてという提言書もございます。この中の現状認識は、少子化により複式学級も増加しつつありと、小・中学校の統廃合や垂水高校の存続の問題につながっているということも書いてあります。現状を認識されております。そして、まとめとしては、私だけの考えかもしれませんが、生き生きとした子供たちを育てるには、学校の問題だけでなく、何よりも地域の意識が大事です。小・中・高のつながりを考え、一人一人を大切に、地域の子供は地域で育てるという強い信念を持てるように、市民の意識を変えていく仕組みづくりが必要だと提言されております。

このことを考えると、存続の問題が、陳情書が出てくるのもいたし方ないのかなとは思いますが、これにつきましては総務文教委員会の中で慎重審議をしていきたいと思っております。

そういうところで10年間の総計の中なんですけれども、市長が、市長がじゃなくて、推進委員会すべてが22年度に統合するんだという目的の中で今動いておりますけれども、このことは10年間の総合計画をつくる上では、もうあしたあさっには決めないかん、3年後にはもう統合す

るんだと、その後は統合をした後でしっかりしたのを考えているんだという教育環境を、この10年間の総計の中に載せるべきじゃないかと私は思っているわけなんです。だから、今やらなければいけないと、この基本計画に盛り込むためにですね。

市長はきのうの答弁の中でも、現状の問題点はしっかりと把握をされております。住民のそういう思いも理解できると言われています。そして、理解を得られるように努力をするというふうに言われています。では、どういう努力をされるのか。私は、この説明責任、話し合いが非常に大切ではないかと思っているんです。

今こそですね、盛り込むか盛り込まないかはわかりませんが、私は盛り込むべきだと思っていますけれども、この総合計画に22年統合という大きな垂水市の教育問題を明記するというのであれば、行政のこの説明責任というのは今こそ果たさなければいけないんじゃないかと、市長のひざを詰めた話し合いも必要だろうし、教育長の話も必要だろうし、大方の保護者、一般の方は、物を言わない方は賛成だろうと、やむなしだろうというふうに思っています。私もそう思います。しかし、こういう反対の声がある、そういう方たちも現実にいるというのであれば、そこに出向いてでも説明をすべきであろうというふうに思っていますが、市長の見解はいかがですか。この2点お聞きいたします。

あとは要望ということで申し上げますが、漁業集落環境整備事業、上水道値上げは本当に、新しい施設をつくって新しい料金の中でまたすぐ水道料金を値上げをしないといけない。何かその地元に行ったら、これは便乗値上げじゃないかというような感じがしないでもないんですけれども、その辺は値上げ率を抑えるとかいろんな方策ができるだろうと思っています。

そして下水道加入率、整備の目的、湾奥の海洋汚染ですね、これを防ぐためにするのが、漁

業の振興のためにつくったのがこの整備事業だと思っています。このことを再認識してもらおう、再認識するということが行政の責任でもあり、住民の協力でもあると、そこがうまくいけば、市民と行政の協働ということが言われるんじゃないかと思っています。運用開始後、大なり小なり、そして個別にも特異な問題が発生したりしていると聞いております。何よりもこの事業が成功するしないは、極論を申しますと市民の幸せ、境の住民の幸せ、地元の議員さんが上におられますので、このことは後は任せたいと思いますけれども。

そういうことで本当に行政の、やったばかりじゃないんだと、今始まりなんだということで100%加入を目指してお互いに協力し合ってやっていただきたいと。本当に整備事業を済ませて環境もよくなって、本当に住んでよかったなと思える境を実感していただきたいということで、いろんな問題はございますけれども、すべてに丁寧な対応をしていただきたいなという思いでございます。

これは、今後いろんな問題があるかもしれませんが、地元選出議員を初めとして、一致協力した行政の働きで解決していただきたいと思っています。これは要望として終わります。

あと有料老人ホームの計画ですが、この前、我々もこの住宅型有料老人ホームということで勉強会をいたしました。そして、先進地を見てこようかということで、伊集院につくってありますビクトリアタウンというところなんですけれども、そこに行って研修をしてきました。そこは住宅型ではなくて介護つき有料老人ホームだったんですけれども、施設もホテル並みの施設、そしてその1階には市民と触れ合う場所、エステがあったり、スポーツジムがあったり、プールがあったり、いろんな総合タウンでした。その中でも話を聞いたときに、そこをされてい

る理事長の方なんですけれども、この福祉、介護というのは本当に難しいんですよと、まず利益を、もうけを考えてしたらこの1つの施設では絶対できませんよと、赤字になりますよと。全国でもそういうのがたくさんありますよということを言われました。まず、こういう介護福祉施設をするのは、老人のそういうお世話をしたんだという本当の福祉の理念があるのが大事なんだと、そういうことを熱く語られておりました。

そして、介護施設にしても、やはりこういう医療機関と連携しないとやっていけないんだと、囑託の先生が24時間ポケットベルを持ってそこに張りついてくれますかと、それはできませんよと言われるんです。やっぱり自分たちが、自分がそういう対応ができる、だからこそ今できているんだと、そしていろんな医療機関と連携してやっています。そういうことがあって恵まれた介護施設を見てきたんですけれども、さっき言いましたように、これからの高齢化社会を考えたときにはぜひとも必要な施設であろうと私は思っております。

今後、垂水にも先ほどの住宅型とかいろいろな介護施設の問題が出てくるかもしれません。そうなったときには、課長も申されましたが、市と連携して、そして事前に相談をしてほしいと、そういうことが一番大事だと思っております。お互いに納得できる協議をされて、指導、助言方をお願いしたいと。そして、市民の公益につながる施設であれば、それができるような方向で努力をしてほしいということで、これについても要望としてお願いいたしておきます。

2回目の質問としてはさきの2点、市長の方にお答えをいただきたいと思っております。

○市長（水迫順一） 総合計画の中での市長の意見が通るのかということに始まって、私の先ほどの答弁で気持ちはおわかりいただいたと思っております。考え方はおわかりいただいたと思いま

す。

本当にこの激動の時代のこの10年間に、本当に総合計画が10年単位で今までずっとどこの市町村もきておるわけですけど、これ自体が果たしていいのかなという思いはございます。そして、やはり市長が1期4年と、首長がということになりますと、本来なら4年間の総合計画をつくって、そしてマニフェストを示した中で市民の意見をそれに加えてつくっていくと、4年間、4年間の計画をつくっていくというのが私は理想のような気がするんですね。

ですから、市長は、マニフェストを示して市民の選良としての仕事をしなければなりませんので、そういう思いがありますが、現実にはまだ4次計画をこうやってスタートしますので、やはり5次計画あたりからはそういう時代になるかという気もします。余りにも激動の時代であります。私もいろんな思いを市長選で訴えてきましたし、このことはやはり自分の思いの中でマニフェストにも反映をさせていこうと。

そして今回非常に大事なことは、総合計画を市民の意見も入れられたということは非常に私は画期的なことだったろうと。それで鹿児島大学の支援もあったということと、それから市民の意見を入れて、今、構想編で提言書を4ついただきましたが、非常に立派な提言書だと。これをまた基本計画構想、基本計画をやって、それから実施計画をつくっていくわけです。それでその中で、そのいろんな提言をもとにして、市役所のワーキンググループが中心になって計画をつくり上げていく、最終的に議会にお諮りをするということでございますので、このことは再度申し上げまして、できるだけ市長の意見を入れてもらうということでやっていきたいと思っております。

その中のまた中学校の統合問題でございますが、その説明責任の問題を取り上げられました。

きのうも申し上げましたように、本当に大方

の子供を持っている親、あるいはこれから子供が中学校になっていく親の意見としまして、各会の説明会に出た感じでは非常に、早く統合してくれと、牛根地区も逆があるんですね、牛根地区も学校が統合されない、学校がなくなるから国分へ移るよという意見も当然小学校のうちからあります。ただ、聞いた中にはこういうのもあるんです。私はまだ小学生を持っている、今後早く中学校を統合してもらわないと国分へ行ってしまうざるを得ない、そういうような意見もございまして、子を持つ、これから教育が必要とする親にとっては統合、あるいは議員おっしゃるようにやむなしの方が多くあります。ただ、中学校を中心に今まで本当に長い歴史の中で文化ができてきておる、このことが崩れることによって地域が衰退するという意見はですね、これはもう本当にきのうも申し上げましたようにわかると、そういう気持ちです。

ただ、それが本当にこのまま、きのうも申し上げましたように、この10年間をとっても子供は4割減ってきています。いつかは統合せんといかん中で、それじゃできるだけ早く統合していい教育的な配慮の中でいい教育環境をつくるのもいいことじゃないですかと、そういうメリット、それからまた廃れる、衰退するデメリット、その辺を真剣にやはり考えながら、説明が足りないところは説明をしていかなければいけませんし、衰退すると、陳情書もそうですが、地域が衰退するということが大きな原因の1つだろうというふうに思っております。ですから、跡地をうまく利用したその振興計画というものを、きのうも申し上げましたように話し合っていく、それには財政支援もしていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

説明責任については、今後も、特に跡地利用をしたその地域をどうしていくのかということ

を中心にやっていきたいと思っております。

○池之上 誠議員 では、3回目、もう要望でとめさせていただきたいと思っております。

今回は総合計画につきまして、最後にはこの中学校統合問題ということで近々の問題について市長の意見を聞きました。

私の立場は、10年の計画の中にこの近々の二、三年のことを柱として考えていくべきだという思いでございましたので、この問題をあえて挙げさせていただきましたが、それにつきましても議会の議決というのが必要だろうと思っております。

議会の立場としましては、今申されましたように、市長の説明の仕方、そして教育委員会の説明の仕方、そういう努力の姿を見ていくんだと、そうした結果として市民の声がどういうふうに変わってきたかというのを見るんだと、そういうのを総合的に判断して議会は議決をするべきだと思っております。今言いましたように、この統合の決定は議会の責任ではないんだということ、これは行政の責任であるということをおまじ思っていたらいいと思っております。

きのう市長は、川畑議員の桜島架橋の中で「政治家としてやらねばならない」ということをおっしゃいました。政治家ということも私も市長の口からちょっと初めて聞いたのかなと今思っておりますけれども、このことについても、やはり市長のその政治家としての決断だろうと思っております。何回も言います。何回も言いますけれども、それしかないんです。

そういうことで、我々議員もそういう議会の立場におりますけれども、本当に牛根の選出された議員の方、そして新城の方、柘原の方、御当地の方がいっぱいいらっしゃいますけれども、それぞれ地域を代表された議員でございまして、それ以上に垂水市の全体を考えなければいけない議員さんであろうと私は思っております。是々非々の立場で議会に臨んでおられるだろうと思

っております。同僚議員の方も議会議員として当然同じ立場であるだろうと思っております。

議会議決が必要であれば、市長、行政としてその決断を示して、今申しましたような説明を粘り強くやっていただきたい。そして、総計に盛り込み、明確な垂水の教育環境をつくり上げていただきたいという思いを提言いたしておきます。

ことしの夏は本当に暑い限りでございました。早期米は7月の日照不足で作柄不況ということで農家の打撃も大きく、共済関係の問題も発生しております。今、垂水の田んぼはいっぱいの稲穂を蓄え、青々と勢いよく生育しております。9月になり台風の発生も懸念されますが、実り多き収穫を迎えられますことと、7月に発生しました台風災害が再来しないことを祈念いたしまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時20分から開会します。

午前11時6分休憩

午前11時20分開議

○議長（徳留邦治） 休憩前に引き続き会議を開きます。

3番尾脇雅弥議員の質問を許可します。

〔尾脇雅弥議員登壇〕

○尾脇雅弥議員 皆さん、お疲れさまでございます。

早速ですが、本題に入ります。

先週9月2日、日曜日に御招待をいただきましたので、私は、第33回垂水市社会福祉大会に参加をさせていただきました。早朝にもかかわらず盛況でありましたけれども、ほとんどの方が65歳以上の高齢者でありました。市長が祝辞の中で、長生きは悪いことではないですよ。ただし、元気で長生きをしてくださいという話を述べて

おられました。全くそのとおりだと思います。

当日参加をされた方の裏で、自宅や家庭で介護を受けておられる方々がいらっしゃる事も事実でございますので、そこに垂水の高齢化の課題があると思います。しかし、一方でもっと問題なのは、少子化の問題であると思います。

福祉大会の後に、御招待をいただいておりますので、さざなみ保育園の運動会に参加をして驚きました。何に驚いたか。とても垂水とは思えないぐらい若者が多かったことです。お父さん、お母さんはもちろんですけれども、お父さん、お母さんの兄弟やお友達の方だったろうと思いますけれども、本当に大勢の方でにぎわっておいりました。知り合いも多くいましたのでいろんな話をさせていただく中で、お父さん、お母さん方が私に訴えて来られたことは、子育て支援の環境に対してのいろんな課題あるいは将来に対しての不安、そういったものでありました。

その話を聞いて、ひとつ今回は、議長の許可もいただきましたので、子育て支援について質問をさせていただきたいと思います。

我が国における少子化の現状は、出生数において、平成10年約120万人であった数が平成15年度には約112万人と大きく減少をしております。出生率においても、平成10年度1.38人であった数が平成15年度には1.29人と同様に大きく減少をしております。現在の人口を維持するためには、出生率2.08人以上の水準が必要と言われております。このことから、少子化が一層進んでいる現状が理解できるとともに、本格的な対策が必要であることもわかります。

このような実情を踏まえ、我が国でも、日本国憲法及び児童の権利に関する条例の理念に基づき、基本となる児童福祉法を初め、大きく6つの法的制度が確立されております。また、具体的な子育て支援に関連しても、その基本的方向を示し、1994年に策定されたエンゼルプラン、

そして新エンゼルプラン、さらには、新々エンゼルプランなどが示されております。また、関連法としても、少子化対策基本法、次世代育成支援対策推進法などが制定されておりますが、目を見張る成果につながっていない現状です。

今、少し前のデータや法令を申し上げました。最初の質問ですが、1つ目、最近の国の少子化の現状はどうなっているのでしょうか。

2つ目、国の子育て支援に対する方針はどうなっていくのでしょうか。

3つ目、さらに、そこから見えてくる子育て支援の方向性について伺います。

同様に、あるいはそれ以上に深刻なのが垂水市における傾向です。出生数において、平成10年度123人であった数が平成14年度には116人と全国同様減少しております。また、本市の総人口の推移、昭和55年から平成12年間の20年間のデータの中で、65歳以上の高齢人口は4,179人から6,214人へ、約48.6%ふえております。これに対し、15歳から64歳までの生産労働人口は1万5,218人から1万1,233人へ、約26.1%大きく減っております。

さらに、注目をしなければならないのは、14歳以下の子供の数です。昭和55年4,782人いた数が平成12年度には2,657人、何と44.4%大きく激減をしております。実にこの20年間で2,000人以上の子供たちが垂水から消えていっているという現状でございます。この数字は、単に過疎化に伴う自然減ということだけではなくて、子育て環境にも大きな原因があると私は思います。

そこで、4つ目の質問ですが、垂水市における少子化の現状はどうなっているのでしょうか。

5つ目、そして子育て支援の現状はどうなっているのでしょうか、伺います。

子育て支援関連の質問は以上でございます。

次に、国道220号線関連について質問をいたします。

8月28日の国土交通省への要望の成果につきま

しては、私自身国道整備促進の一員であり、要望活動にも同行しておりますので、国交省のこれまでにないぐらいの前向きな対応は肌で感じてまいりました。今回、広く市民の皆様方に情報公開の意味も含めて取り上げましたけれども、昨日の川畑議員の関連質問もございましたので、要望の成果については割愛をさせていただきます。

1点だけ、戦略的取り組みについて市長にお尋ねをいたします。

森山裕先生を初め、関係各位の御尽力で、来年の春ごろには牛根大橋が開通いたします。また、古江バイパスの一部も開通する予定であります。それに伴いまして、柘原線の拡幅、トンネル問題も含めた海潟線の拡幅も大きくペースアップされることと思います。牛根辺田地区あるいは牛根二川地区の歩道拡幅を進めて、さらには牛根境地区の拡幅整備へと事業を継続していかなければなりません。財源に乏しく、国道220号線を最大の交通のよりどころとする垂水市にとって、1円の手出ししない国道整備事業は大変重要であります。交通網の整備にとどまらず、まちづくりにつながる大きな事業です。

現在、総工費約1,400億円が投じられ、東九州自動車道の整備が進んでおります。大隅全体としてネットワークがつながっていくことは大変喜ばしいことであります。しかし、一方で、今のままでは垂水市に対するメリット、ほとんどありません。将来の発展を考えたときに、この東九州自動車道へのアクセスあるいは志布志港の活用をどう考えておられるのか。

また、国道220号の整備とあわせて、桜島口から鹿児島市へつながる国道224号線の整備促進などについて、現段階で話ができる内容で結構ですので、市長の考え方、戦略的取り組みについてお尋ねをして、1回目を終わります。

○保健福祉課長（村山満寛） 子育て支援の少子化現状や今後国の子育て支援に対する考え方

と方針についてお答えいたします。

最近の少子化の現状でございますが、国の状況、市の状況についてお答えいたします。

国の出生数、平成18年度が約109万人でございます。平成10年度と比較いたしますと、差が11万人減というふうになっております。垂水市の出生数は18年度が106人、10年度と比べますと19人の減。

それから出生数で全国、これは出生数なんです、実際は合計特殊出生率というふうになっております。それでいきますと、平成18年度が1.32、平成10年度と比較しますと全国で0.6%の減というふうになっております。垂水市は18年度の指数が、県に一応聞いてみましたけれども、数字が出てこないということでございましたので、15年度と比較しますと、15年度が1.31、10年度と比較しますとマイナス0.23の減というふうになっております。

次に、国の子育て支援に対する方針でございますが、平成16年の12月に平成17年度から21年度の基本方針を示しております、平成5年の我が国の出生数が、戦争直後の昭和22年のことですが、268万人の半分以下となったことや、女性が一生の間で産む子供の数を示す合計特殊出生率が1.46と史上最低を記録したこと、少子化については、子供同士の触れ合いの減少等により、自主性や社会性が育ちにくいといった影響や、年金などの社会保障費用に係る現役世代の負担の増大、若年労働力の減少等により社会の活力の低下等の影響が懸念されることから、少子化の原因や背景となる要因に対応して、子供自身を健やかに育てていける社会、子育てに喜びや楽しみを持ち、安心して子供を産み育てることができる社会を形成していくことが必要であるとしており、子育てはとにかく夫婦や家庭の問題ととらえがちであるが、そのさまざまな制約要因を除外していくことは、国や地方自治体はもとより、企業、職場や地域社会の役割である。

そうした観点から、子育て支援社会の構築を目指すことが要請されているといたしております。

次に、そこで見えてくる子育て支援の方針でございますが、支援の方針として5点を掲げております。

①子育て支援と仕事の両立支援の推進、②家庭における子育て支援、③子育て等のための住宅及び生活環境の整備、④ゆとりある教育の実現と健全育成の推進、⑤子育てコストの軽減などについての支援をしていくといたしております。

次に、垂水市における少子化の現状についてお答えいたします。

平成18年度の実績でございますが、一人の母親が産んだ人数は、106人で産む人数は思ったより多いのですが、産む人が少ないというのが少子化の要因になっていると思っております。

14歳以下の17年度の数字は2,124人となっております、これは15年度の国調の数字でございますが、平成19年度の8月現在の住民基本台帳に基づく14歳以下の人数は1,964人というふうになっております。

次に、本市の子育て支援の現状でございますが、ネットワークづくりのためにホームページの活用については、市が実施している乳幼児健診や母子相談、予防接種等をホームページに掲載しております。

子育てサロンについては、母子健康手帳発行時や乳幼児健診のときにリーフレットを配布したり、保健福祉課の窓口や市民館の窓口リーフレットを置いて、特に転入された方などに配布しております。今後はホームページの方にも掲載してまいります。

垂水市による情報冊子の作成については、1年間の日程を掲載した母と子の健康カレンダーを作成して、生後4カ月児、全戸訪問事業時に配布しております。また、月1回の育児相談については、毎週火曜日に母子相談日を設置して

保健師が対応いたしております。また、医師相談につきましては、広域で実施される相談日等を紹介して受診いただいております。また、8月20日から、夜間における子供の急な病気について、応急処置や医療機関の受診の必要性について助言を行う鹿児島県小児救急電話相談が開設されました。健診を通じて情報を提供していきたいと考えております。

それから、母子健康確保対策でございますが、その中の乳幼児健康診査でございますが、乳幼児期の前期、中期、後期の3回と身体・精神発達のチェックほか、歯科保健を含めた健康診査で、1歳6カ月児、2歳児、2歳6カ月児、3歳児健診を実施いたしております。また、健診のほか、生後4カ月までの全戸訪問事業を実施し、育児に関する不安や悩みを聞き、相談に応じるほか、子育て支援に関する情報等も提供いたしております。

予防接種につきましては、乳幼児を対象に、急性灰白髄炎、ジフテリア・百日咳・破傷風混合ワクチン、麻疹・風疹混合ワクチン、BCGワクチンを行っております。このほか、小学校6年生を対象にジフテリア・破傷風混合トキソイドを行います。

乳幼児につきましては、子育ての環境を整える施策として、乳幼児医療の単独助成や、市役所への医療費助成の申請を医療機関の受診時に自動的に行える自動償還払い方式の採用による申請事務の簡略化を行いました。

また、現在、垂小において実施している学童保育の継続と充実、保育園においては、適正入所の推進や延長保育事業の実施などに努めております。

それから、食育の推進でございますが、本市では、平成17年度より乳幼児の歯科保健対策事業を推進しております。その中で、食育についても、栄養士と地域の食生活改善推進員さんを中心に、手づくりおやつやカルシウムアップ運動

を推進し、乳幼児健診の場や保育園、幼稚園、学校の保護者会等に出向き、試食会や説明を実施いたしております。高齢者についても、いきいき元気会や高齢者学級を通じて食育を行っております。

それから、経済的支援でございますが、これは先日持留議員にも回答したところでございますが、妊婦が経済的負担で定期健診ができないことがないように、平成20年度は現行の3回から5回に妊婦健康診査の公費負担回数増に努力したいと考えております。

以上でございます。

○市長（水迫順一） 尾脇議員の国道関連について、私の方からお答えをしたいと思います。

8月末の尾脇議員を委員長とする議員の国道整備促進特別委員会の皆さんの成果については、きのう川畑議員初め、お話をしたところでございまして、またかねがね議員の皆さんが、我々はこの本当に国道の1本、220号1本に頼っておる現状を理解していろんな訴えをしていただいております。このことは、森山先生初め、議員の皆さんの本当に協力のたまものもあるんだというふうに思っております。

きのう川畑議員から出された新しい要望として、海潟の方ですが、鶴田川まで今、整備計画が整って、計画が進んでおります。鶴田川から小浜までが全然今までも陳情なかったんですね。この間、陳情をさせていただきました、議員の皆さんと一緒に。そして、このことが実はきのうの午後、やりましょうという国交省からのオーケーが出ました。

非常に、まだ具体的に進まない中での国交省のこの垂水市に対する本当に思いはですね、本当に理解をしていただいたことは大変ありがたいなというふうに思っておりますし、それからきのう我々は、この国道220号線が今、二川まで整備計画、歩道計画ができ上がりました。

これも、今までより時間をかけない中でやる

うということは何度も申し上げましたとおりですが、あと残り境までの問題ですね、これができ上がって初めて国道整備が終わるというふうに思っておりますので、境の方から陳情書も、振興会長さんを初め、上がってきております。そして歩道を拡幅していただきたいという陳情になっておりますし、だから、境地区の皆さんと再度、議長もおられますし、議員の方々も出身地の方々と交えて、境地区を早急にその方向で訴えていこうと。そしてこれも何回も申しますように、今まで終原とか新城が20年かかっておりますけど、こんな長い時間待てないということでの陳情をしっかりとやっていこうと。

これにはまた本当に特別委員会初め、森山先生の力をいただきながら、皆さんと一緒に国道陳情に頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思っております。

さて、尾脇議員が、垂水の戦略的な見地からのアクセス問題はどうかと、特に東九州自動車道を取り上げて、志布志港もちょっと触れられましたが、私もそのことについてちょっと触れさせていただきたいと思っております。

垂水の戦略的なもので非常に重要なものは、もう皆さんも御承知のとおり、御理解をいただいております桜島架橋、経済同友クラブを初め、民間がしっかりとやっていただきましたので、我々が本当にこれからは行政の部分、それから政治の部分がこれは後をやはりしっかりと受け継いでやっていかなければ実現は難しいだろうというふうに思っております。

ですから、桜島架橋はそのとおりなんですけど、おっしゃるとおり、1,400億円を使う東九州自動車道路、ことしも100億円を超す予算がついておるわけですね。去年、ことしと100億円を超しておりまして、高規格道路としての整備が着々と進んできております。このことは大隅全体を考えますと非常にありがたいことであるなという気持ちは、尾脇議員と変わりません。

ただ、垂水市を考えた場合に、本当にこの東九州自動車道がうまく利用するのかという面を考えますと、非常に厳しいんじゃないかという気がします。そこにやはり高隈山がそびえていると。高隈山のちょっと先の方に東九州自動車道のインターができますね。それから、上から見ますと、高隈山にちょっとトンネルでも掘れば高峠にすぐ出るわけです。そうすると、インターから非常に近いということは、これはやはりもう東九州自動車道路は我々垂水には関係ないよということじゃなくて、そのアクセスを今後考えていく方法はないのか。

ある専門家が、その高隈山には2キロと3キロ、3キロと2キロですね、東からいきますと。3キロと2キロのトンネルの掘ればすぐ高峠出ますよと。何で5キロのトンネルじゃなくて、真ん中に川があるみたいでですね。そういうようなことで非常にアクセスが近くなる。そうすると、この我々がいつも要望しております南之郷線の整備もしっかりやっていただいて、そして志布志から垂水まで本当に1時間もかからない、それと桜島架橋に志布志港がつながっていくということは、非常に志布志港の利活用も大きいアクセスになるという思いでございます。

このことは志布志市長とも話し合いながら、それからまた今後、森山先生にも相談しながら、国交省とのいい関係のうちにそんなことまでの要望できないのか、議員の皆さんの御理解をいただきながら、一緒に考えていったらどうかというふうにも思っております。

志布志港は御存じのように、九州全体をとらえた中でもこんないい港はないんですね。目の前に東南アジア、そして中東、ヨーロッパからの航路が目の前を走って、横浜とか神戸に入っておるわけです。ですから、本当に博多港とか川内港とか、ここへ比べますと、ちょっと寄るだけで地の利を得た利活用ができると。そして天然の良港でございます。南東に開けた非常に

すばらしい港で、ここをやはり南九州の発展のために使っていくということは非常に大事だし、ここが志布志港が発展するという事は、やはり鹿児島とのアクセスだろうというふうにも思うわけです。

ですから、東九州自動車道がそういう形で生かされて、桜島架橋まで促進されるようなことになれば、本当に我々にとっては願ったりもないことだなと思いますし、垂水からやはり宮崎、それから大分あたりへのアクセスというのはもう非常に悪いわけで、これは東九州自動車道を垂水から使いやすい環境になるということは大変ありがたいことだというふうに思っております。

このことはもう全く、まだこれから皆さんと一緒に考えていこうというようなことでもございますし、垂水が将来、やはり先人たちがこれだけ一生懸命営々とつくっていただいた垂水を、より住みやすい、よりいい場所にして、いい環境の中でさらに人も住んでいただく、交流人口もふえていく、そういうふうなまちづくりをしていくには、鹿児島市とかいろんなどころとのアクセスが非常に大事だと思いますので、戦略的には非常に難しい面もたくさんあると思います。皆さんとともに知恵を出し合って、本当に促進に向けて頑張っていけないかなと、そういうふうなことも思っております。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 2回目に入りますけれども、子育て支援に関しまして、今から2回目、質問をしようかなと思ったことも大分さきにお答えをいただきましたので、ちょっと中身を変えて質問させていただきます。

現状はある程度理解をいたしました。先ほど川尻議員の話にもありましたけれども、少子化の問題というのは、20年、30年前にわかっていたことなんだということでしたけれども、やっとな国も重い腰を上げて、本格的な体制をとって

くという状況だろうと思います。

御縁があって、この間、子育てサロンの現場へ行って様子を見させていただきました。お母さんたちと話をさせていただく中で、真剣さも感じたし、大変さも感じましたけれども、一方で大変な喜びだなということも感じました。同時に、ハード・ソフトの両面の整備の充実というのが必要であるということも感じました。

保育園あるいは幼稚園、そして小学校や中学校へ進んでいくと、ある程度PTAの活動であるとか地域の活動のネットワークが広がりますのでいいんですけども、問題はそれまでですよ、子供を宿した、もしくはゼロ歳児から3歳児ぐらいまでの子育て支援の環境というのに非常に問題がある、課題があるんじゃないかなというふうに思っております。

以前本市が行った乳幼児を持つお母さんのアンケート調査でも、実に33.4%のお母さん方が不安を持っていらっしゃる。結局、もう24時間つきっきりという形で、トイレに入るもお風呂に入るも常に一緒ということに対してのストレスですとか、御主人なんかが子育てに理解を示していただけないというようなことがあるようでございます。

その子育て環境悪化の理由の1つに、核家族化に伴う地域社会の希薄化というのがあると思うんですけども、漫画のサザエさんというのがありますよね、皆さんよく御存じだと思いますけれども、磯野家のタラちゃんの子育て環境というのを考えていただきたいと思うんですけども、お母さんはサザエさんですよ、お父さんはマスオさんですよ。おじいさん、おばあさん、波平さんとかフネさんという方はいらっしゃるんですけども、じゃカツオ君とかワカメちゃんとかいますよね、タラちゃんから見たらどういった関係かわかりますか。(発言する者あり) そうです。おじいさん、おばあさんなんですよ、それ以外にも、親戚のイクラちゃんの家

族や地域の方々の見守りを受けて育っていくという話なんですけれども、なかなか大きくはなりませんけれども。

つまり私が言いたいことは、それにかわるような、そういったモデルにかわるような、あるいは近づけるようなハード・ソフト両面の整備が垂水でも必要なんじゃないかなというふうに思います。なぜかという、子供は、親にとってもそうですけれども、地域にとっての宝ということでもありますので、しっかりとその辺を考えていただきたいと思います。

垂水市は、子育ての先進地とは言えません。もちろん一生懸命関係者の方は御尽力をいたしておりますが、制度としておこなっていると言わざるを得ません。現状は、子育て環境に市町村の地域格差があるために、さっきお話ししましたような14歳以下の子供の数が大きく減っているという現状、結果的に子育て世代の市外への流出につながっているということがあります。

一例、さっきも話がありましたけれども、牛根境あたりでもそういう現象が起きていると。生活の場、子育ての場は国分方面へ行って、お父さんの仕事場は牛根境ですよというような現象も起こっております。本来大変にぎわいを見せていた地域でありますので、その辺のところもしっかり考えていただければ、先ほどの中学校の問題でありますとか、垂水高校の問題なんかもつながっていくんじゃないかなと思います。

それでですね、現状を踏まえて部分的に幾つか要望なんですけれども、ソフト面の充実ということで、先ほどホームページでそういうコーナーもありますよと、確かに検索をしていくと垂水市のホームページの中に「子育て」という項目があるんです。だけれども、そこをクリックしていくと、形式的なと言ったら失礼ですけども、制度がどうだという形でとどまっているんです。

お母さん方が欲しい情報は、例えば子育てのネットワーク、サロンなんかをこういうところでやっていますよとかいうような情報なんですね。制度の問題もありますけれども、こういったところで皆さんが活動しておられて、活動の内容がどうなんだと、今こういう時代ですから、ぱっと見ればそれが写真がついて出るわけですから、その辺のところの対応ということも検討していただきたいなと思います。

あと情報冊子なんかもそうですけれども、しっかりと情報がそれを求めているお母さんたちのところへつながるような仕組みを考えていただきたいなと。これだけやりましたではなくて、結果としてこういう成果が上がりましたという観点に立って考えていただきたいと思います。

月1回程度の育児相談ですとか、こういう要望もあったんですけど、体育館前の水場、噴水がありますよね、あれは鹿児島市のドルフィンポート、行かれたことあると思います、噴水で子供たちが遊んでいますよね。ああいう感じでちょっと利用させてもらえればいいんだけどとか。今は夏場の水浴びというのは、社協あたりからプールを借りてきて何かやっているみたいなんですけれども、せっかくああいうものがありますので、いろんな制度上の問題もあるんでしょうけれども、その辺は規制緩和みたいなことをしていただけてうまく対応していただきたいなと思います。

それからハード面の充実なんですけれども、乳幼児医療関係で、やはり3歳児ぐらいまでの負担というのをさらに軽減とか、そういった形で見直しをしていただきたいなと思います。

それから最終的にお母さんたちが希望されておられたのは、今、子育てサロンにしてもある程度日にちを決めて、時間を決めてこういう形で集まっておられるわけですけども、その枠の中で来れないお母さん方とか、またいろんな個別の悩みを持って来られるお母さん方もおら

れますので、ある程度開放的な子育て児童館みたいなものをちょっと検討していただけないかなと思います。

子育て支援に関しては以上です。

それから、国道なんですけれども、今、市長の方から大変情熱的にお話をしていただきました。理解をいたしました。

この間、7月6日に国土交通省九州地方整備局の主催で鹿児島市でシンポジウムが開催をされましたので、私も参加をさせていただきました。小原局長のあいさつの中で、今後は、ただお願いをするといういわゆる陳情型ではなくて、まちづくりを絡めた提案型へシフトしてくださいというような話がありました。当然であります。ただし、必要なところには資金的な支援はしっかりとやっていきますよということです。その辺のところを考えながら、今、国道整備に関しては非常に垂水にはフォローの風が吹いているように感じておりますので、桜島架橋なども大きな絵を描きながら、また足元の身近な問題から取り組んでいただきたいというふうに思います。

子育て支援のハード・ソフトの質問に対して少しお答えをいただいて、2回目を終わりたいと思います。

○保健福祉課長（村山満寛） ホームページ等へ載せることですが、子育てサロンや自宅クラブの活動については、ホームページ等に今後載せるというふうに話をしたところでございます。

それから、乳幼児の3歳児までの無料化につきましては、財源が必要でありますので非常に厳しい問題ではあります。予算編成時には御相談だけはいたしたいと考えております。

それから、児童館の設置等のことですが、これも学校施設等が空き教室が出てまいりましょうから、それらも活用することも考えられますけれども、現在、就学前児童の大多数

が保育園もしくは幼稚園へ入園をしております。本市としましては、園の活動の充実を目指して、地域間交流事業や世代間交流事業など特色ある活動に助成をしておりますので、これらも活用をしていただきたい。それと、子育てサロン等の活用もお願いしたいというふうに考えております。

以上でございます。

○尾脇雅弥議員 ちょうど12時も迫ってまいりましたので、3回目は要望でございます。

お隣の鹿屋市ですね、実は意外にといいますか、子育て支援の先進地でありまして、平成18年10月には県内で初めて、ファミリーサポートセンターというものをスタートさせております。また、平成19年度の4月からは、つどいの広場の事業もスタートさせております。詳細は申しませんけれども。

今回さまざまな要望をいたしました。今すぐできることは早く、今すぐ難しいことは知恵を絞っていただいて、できるだけ前向きな努力をしていただきたいと思います。

それから、昨日ですね、鹿児島市立病院が、ハイリスク妊婦や高度な新生児医療を24時間体制で受け入れる医療施設としての総合周産期母子医療センターの申請を、県内で初めて行ったというニュースがテレビ等で流れました。これまで未設置だったのは鹿児島県を含めて6都道府県だったそうです。先般奈良県で、受け入れを拒否されて緊急搬送先が決まらずにたらい回しにされて、あげくの果てに38歳の妊婦さんが死亡したという大変悲惨なニュースがありましたけれども、奈良県もその1つだと、設置をされていなかったということですが。そのような悲惨なニュース、小児科医師不足による医療面での地域の格差というものもある中で、鹿児島市にそういった施設が設置をされる方向だということは、大変うれしいニュースであります。

しかし、現在、垂水にとっては、市立病院ま

ではフェリーや陸路で行っても1時間半ぐらいかかるという現状があります。そういう意味においても、40分でつながる桜島架橋などの早期実現ということも、子育て環境づくりの大きなテーマじゃないかなと思います。未来ある子供たちの環境づくりに汗を流すということは、いずれ老いていく我々自身の問題であるということでございます。どうかそのことをしっかりと肝に銘じていただいて、力強い子育て環境に御尽力をいただきますことをお願いをしまして、今回の私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（徳留邦治） 次に、11番宮迫泰倫議員の質問を許可します。

〔宮迫泰倫議員登壇〕

○宮迫泰倫議員 こんにちは。

12時が鳴ったんですけれども、あと1人ということで議長の御判断で私がやることになりましたので、よろしく願いいたします。

今市議会開会前に、20年市議会議員として表彰を受けられました篠原静則議員、それに徳留邦治議員のこれまでの御努力、御活躍に敬意を表します。

通告の順により質問をいたします。よろしく願いいたします。

御承知のとおり、第4次総合計画が20年度から始まります。災害に強いまちづくり、住みよいまちづくりのため、基本構想、基本計画が策定中です。御努力に頭が下がります。

現在までの取り組み方と今後の取り組み方についてお伺いいたします。

次に、総合計画の基本構想、基本計画は現在策定中ですが、10年後の目標に対して、市長の実施計画に対する考えはどんなものが挙げられるのかお聞きいたします。

これで、1回目の質問といたします。よろしく願いいたします。

○市長（水迫順一） 宮迫議員にお答えをした

いと思います。

これまでの取り組み、進捗状況については、池之上議員初め、皆さんに答えたとおりでございますので省略をさせていただきます。

総合計画に対します10年後の目標ですか、市長の目標はどんなものが挙げられるかというようなことだろうというふうに思いますが、それによろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）

先ほども申しましたように、10年後というのが、非常に激動、激変の時代の中で本当に今しっかりと想像されるかということ、非常に難しい面があるというふうに思っております。ですから、総合計画の中でも、今後10年間に市民がどのようなまちづくりをしていただきたい、それに対してこういうような意見がある、かねて思っておる意見等を出し合っていて、それから御存じのように鹿児島大学の識見もいただきながら、今後、4次の計画、10年間の計画をつくっていかうということでございますので、私としましては、はっきりと10年後、こういうような施策でこうというようなことは当然申し上げられません。

その中で、やはり今私が考えていることは、垂水市をよりよいまち、本当に4次計画に市民の意見を取り入れながら、垂水市をさらに住みよいまち、本当に安心・安全のまち、いろんな面から垂水が脚光を浴びる、本当に住んでよかったと思えるまちづくりに向けての努力をしていかなければいけないというふうに思っておるところでございます。

まちづくりをしていくには、今後、人づくりが非常に大事だというふうに思っておりますし、市役所初め、垂水市を本当によりよいまちに変えていただくリーダー的な存在の方々への育成、そういう方々が多く出る環境づくり、そういうことを目指していかなければいけない。

まず、市役所もそうです。まず、市役所の中で人づくり関連、その他に関連していつも言う

ことは、いろいろな会議をとらえて申し上げるんですが、まず市役所が変わろうよ、そして、課長会でよく申し上げることは、課長が変わろうよ、そして職員がそれについて変わっていく、そうすると、市役所全体が変われば、市民が本当にそれを理解していただいて協力していただける、そういうようなことが非常に大事なんだということを申し上げております。ですから、人づくりをやっていくことが今後の4次計画の中でも非常に大事であるということでございます。

それから鹿児島大学が、もう御存じのように、初めて国立としての地方自治との総合計画にかかわっていただいたわけですが、これは御承知のとおり、教授、准教授を入れて1,000人の教授陣がいらっしゃるわけで、これは総合計画だけじゃなくてその前から、垂水市の産業について、あるいはその振興策について、今後のまちのこういう点を直した方がいいとか、防災とか、水産とか、いろんなことにかかわっていただいております。このことは、今後もそういうような識見をいただきながらまた進めていくと。

そして、時代の変化の中でやはり総合計画の中でも変えるべきときは当然、激変の中で来ると思いますし、それはまた議会の承諾を得ながら、いい方向に修正していくということは非常に大事なことだというふうに思っております。

まず、身近なことでいつも議員がおっしゃるように、安心・安全ということが非常に、特にこれは大事なことで、大体170カ所近い危険箇所をまだ抱えたままおるわけでございます。このことは、本当に安心・安全につながるかということ、そういう非常にハードを整備していくということは、県の財政事情、それから国の対応等を考えますとますます厳しくはなっていくというふうに思いますが、それは厳しい中でも本当に要望をして、より安心・安全に住めるまちづくりをしていかなければいけないというふうに

思っております。

それと産業が、一次産業が中心でございます。農業をしっかりとやはり立て直すことが、就農人口が多いだけに非常に大事だと思いますし、ただただ、これはうちだけじゃない問題ですが、非常に高齢化が進んで、後継ぎがなかなか見つからない厳しい環境にあるのも事実でございますし、こういうことをやはり公社初め、いろんな形で立て直していく、より振興させていくことが大事だと思いますし、一方、水産業ももう5年にわたる魚価の低迷で非常に経営が苦しくなっております。一方では、もう農業もそうなんです、世界的な競争の中で戦っていかねばなりませんし、水産業、農業とも、本当に消費者に安心・安全、本当に安心して食べていただく垂水ブランドをやはりアピールしていかなければいけないというふうに思っております。

その他、教育問題もございます。それから、先ほど尾協議員が言われた本当に子育て問題もございます。高齢化がどんどんどんどん進んでいる中で、本当にお年寄りが元気に、本当に長く健やかな形の中で、人生を楽しんでいただくという環境づくりは非常に大事だと思いますし、一方また、子供に対する子育て支援も非常に私も垂水市は進んだところではない、本当におくれがちな面が多いというふうに思っております。

子育て支援については、政府も今後どんどん力を入れてくれるでしょうし、それを見ながらさらに頑張っていかなければ、本当に垂水の人口の維持ができないと、さらに人口減につながってしまうんじゃないかというふうにも思っております。

それからまた、先ほど申し上げなければいけなかったんですが、市民の総合講座を通じてもそうですが、市民に本当にわかりやすい情報提供をやって、本当に市民が行政も非常にわかっ

て、そして協働のまちづくり、市民とともに協働でまちをつくっていく、今後の垂水市をつくっていくと、その方向を目指さなければ、行政だけで、今まで市民からのニーズをすべて受けとめて本当に行政だけで果たしていく時代は終わったと。ですから、今後は本当に市民の皆さんのいろんな知恵と力をかりながら、一緒になった協働のまちづくりを計画していかなければならないというふうに思っております。

それと一方、商店街問題もございます。本当にこのままではもうシャッターがどんどんどんどん落ちていってしまう、この辺の対策も考えなければいけませんし、また、交流人口をふやすことでその辺の対策を考えていく面もあろうかと思えます。

御理解をいただきながら、猿ヶ城開発も今後詰めていくわけでござりますが、垂水に本当に多くの方が来ていただいて、そしてこのすばらしい自然を満喫していただく。そして垂水の海の幸、山の幸を十分その方々を通じて口コミで発信していただいたり、本当にその売場を広げていく。そしてまた市としてもそういう売り方に、商業的な流通の中に市の手助けをしていくということ、やはり今後は考えていかなければいけないんじゃないかというふうに思っております。

挙げれば切りがございませぬけど、思いは議員の皆さんと一緒に、垂水を本当に一日でも早くよりよい垂水に向けて、皆さんのお力もいただきながら一生懸命、職員も今、一生懸命になってくれております。職員の方も一丸となって、市民と一丸となって発揮していくことが非常に大事だろうと思っておりますので、今後ともよろしくお願いを申し上げます。

○宮迫泰倫議員 今、市長は、現在までの取り組み方と今後の取り組み方についてをお伺いしましたら、それはもう割愛ということでしたんですけれども、また違う方向で質問したかっ

たんですけど、そういうことで。

水迫市長は、第4次総合計画の実施開始年の市長であります。そうですね、はい。総合計画の主人公は、市民、住民ですね、地域、市役所の3つが主人公だと思います。総合計画を市役所の職員が住民、地域の人にセールスしなければならないと思うんです。その商品のよさを住民、地域へ売り込まなければならないと思うんです。売り込むには、買う気にさせなければならないと思うんです。そのような考えで行動しないと、これは、総合計画は、努力されて今まで策定された企画課、それから総合開発審議会、ワーキンググループ、策定委員会だけの計画に終わると思うんです。さっき市長が言われました人づくりはそういうことだと思うんです。

市長は、民間企業と市役所という違いも経験されております。民間企業と市役所のそういう人間ですね。職員の意識改革が10年後の目標に向けて大事と考えます。その点についてのお考えをよろしく。

次に、実施計画において、市長の言われている人づくりと安心・安全に暮らせるまちづくりを具体的にどんな形で考えを反映されるのかお聞きします。

これで、2回目といたします。よろしくお願いをいたします。

○市長（水迫順一） 総合計画につきましては、今、鹿児島大学初め、市民参加のもとに手づくりでやっておるんだということは十分議員も御承知いただいておりますものという気持ちで、先ほどはそういう形をとらせていただきましたが、おっしゃるとおり、総合計画はできたが、本当にそれに市民がなじみのある計画なのか、市民に慕われる計画なのかというのは非常に、議員の言われる「買う気にさせるものであるか」というのは非常に大事な部門だというふうに思っております。

それをやるがために、少しでも売りやすい商

品にするために市民参加をさせたわけございまして、今までは本当にシンクタンクにどこの、ほとんどの市町村が同じシンクタンクに鹿児島県の場合はお願いをしておったと。その経緯から、市民の本当に自分たちの身近なもんだと、自分たちがかねてまちづくりをこう思うんだけど、こういうふうにしてもらいたいという意見が多く参加者の中から出てきたということは、今、言われるように、本当に買う気になる商品に仕上がる1つの方法だろうというふうに思っておるところでございます。

ですから、このことは正直言いまして、10年計画をつくって一、二年は、しっかりと総合計画があるよということをおっしゃる市民もいらっしゃるかもわかりません。もう本当に5年たったら、総合計画というのがあったのというような環境であったかもわかりません。ですから、そういうことがないように、やはり自分たちの思いも込めた総合計画にしていくことが非常に大事だという気で、今回はそういう手法をとったわけでございます。

それと、議員おっしゃる、職員の意識改革が10年後に非常に大事だとおっしゃいました。このことは私も全くそのとおりであるというふうに思っております。今、二百六十数名の市役所職員がいますが、これだけのシンクタンクは垂水市内にはないわけございまして、本当にいろんな知恵を持っておりますし、いろんな経験を持っております。この260名が本当に、まだ減っていくでしょうけど、この人たちがまずやる気を起こすこと、そして市民のために一生懸命さらに頑張ろうという意識に持っていくことが、これは非常に大事なことだと思いますし、総合計画の10年後にも大きく影響するというふうに思っております。

このことは議員と同じ考え方でございまして、職員も、先ほどから本当にやる気を出してくれておるということを申し上げておりますが、

その方向で、ほかの市町村よりは私は意識改革も進んできておると思っておりますし、今後さらにそのことを進めていきたいというふうに思っております。

それから安心・安全、ここで思い出されるのは、やはり災害が3年続きで発生して、非常に厳しい、自然環境はすばらしいんだけど、その反面で非常に危険箇所をたくさん持ってとる。それから、昔から本当に山すその一番低いところに集落が並んで、この中央部を除きまして集落ができ上がっておるわけですね。中山間もございしますが、やはりこれには長い歴史の中で水の問題とかいろんな問題があったんでしょう。いい場所、日当たりがよくて安全な場所には畑や田んぼにしておるわけで、今になってみますと非常に危険箇所に集落が連なっているという環境にあるのは、これは長い歴史の中で必然性もあったことだろうと思います。

そういうような集落をたくさん抱えておる。この間でさえも危険箇所だけで89集落に避難勧告を出したわけでございますが、これは非常にほかの市町村に比べれば多過ぎるというふうに思います。ですから、このことは本当に声を大きくして、危険箇所、急傾斜地をひっくるめて168か169あると思いますが、この箇所のハード面の整備促進の要望もしていかなければいけないというふうに思います。

ですから、安心・安全はそのほかにもいろいろあると、避難場所の問題にしましてもそうでありましょうし、避難道路にしてもそういうことでありましょうし、それから本当にいろんな施設の整備もそういうことであろうと思いますから、できることから手をつけていきたいというふうに思っております。

○宮迫泰倫議員 今、世の流れは団塊の世代に入っております。彼らは企業戦士であります。そこで、市役所に来て何かクレームがついたときの事後処理、危機管理能力が非常に問われる

と思うんです。そこら辺も第4次の総合計画の中に入れてもらえれば非常にいいと思います。

それからまた、お願いなんですけれども、ボランティアで、例えば消防団が1回出動したら4,500円です。きのうの話では、災害の避難所に行けば職員が千幾らだと、1時間、千七十幾ら。

(「1,064円」と呼ぶ者あり)1,064円ですか、そういうことだそうです。そうすれば、避難された方も市民、職員も市民です。そこで、ボランティアとして消防団と一緒に報酬はあげられないかと。そういう考えがあれば、ボランティア何とかという条例を市の職員のためにつくってやれば同じレベルだと思うんですよ、避難所に行かれた方もですね。

そういうことも今後考えて、やっぱり市民と市役所は一体だということを、やっぱり主人公はだれかということなんです。そこをやってもらいたいと思います。

以上、それは返答は要るんです。

それから、よく申し上げるんですけれども、判断を間違えたと取り返しのつかないことがあるといつも言っております。それで、今回は総合計画は、市民生活の維持、生活の向上、産業の振興・発展、効率的・効果的に実施計画が達成されるよう努力をお願いいたします。それから私も協力をいたします。

以上です。

○市長(水迫順一) きのう消防団と同じぐらいの金額ではどうかと、職員の対応、時間外手当について、そのことはきのうも申し上げました。

背景が、最近、災害が多いものですから、それで1回の災害で、垂水市の場合は37キロという海岸線を持っていますし、山手に中山間の集落もたくさん持っています。同時多発的な災害が2年続いたんですね。去年の場合は、きのう感王寺議員も質問されましたが、全戸避難をかけました。

このことは本当に、その批判はありますが、これは台風じゃないんです。前もって雨が降るといふ予測のない中で、3時間ぐらいの間に109ミリという雨を経験したわけで、しかも本城川が5カ所越水した。中央地区は今まで本城川の危険性すら皆さん薄れているんです。ところが、川崎川が2カ所崩れて本流をとめた。どこからも一斉に水かさがどんどん上がってきた。

この状況があので全戸避難につながったわけで、私はいろんな災害関係のパネリストと呼ばれて、この件も本当に賛否両論ありますが、このことは間違っていなかったと今でも思っていますし、本当に避難勧告の中で申し上げたのは、台風じゃない、今どんどん水かさが上がってきているから、より近くの高い安全な場所にまず逃げてくださいという避難勧告だったと、その辺をお知りおきをいただきたいということ、きのうちょっと疑問に思いましたので、誤解があるといけませんので今ちょっと申し上げました。

それで、宮迫議員のおっしゃるその件に戻りたいと思いますが、3年続きの災害の中で、今言いましたように、本当に全域的な災害を一遍に受けますと、行政が果たす役割は非常に限られてきます。自助、共助、公助の話がきのうも池山議員から出ましたが、自助、共助という部分をやはりしっかりやっていただきたい。それで、公助で足りないところを補って行くんだというようなことで、市役所職員にも全員で災害に対処しようやというような雰囲気づくりを今やっておるわけで、この間は係長以上に私の方から、係長以上は泊まってくれというお願いをした経緯の中での初めてのケースであったということは御理解をいただきたい。

だから、消防団も一生懸命、自分の家をほっといて一生懸命やっていたいております。それとの本当に整合性、これは今後、職員の皆さんにも御理解をいただく方向で、いろんなことを考えていかなければいけないかなというふう

に思っておるところです。（宮迫議員「どうもありがとうございました」と呼ぶ）

○議長（徳留邦治） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、全部終了しました。

△日程報告

○議長（徳留邦治） 明14日から20日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は、21日午前10時から開きます。

△散 会

○議長（徳留邦治） 本日は、これにて散会いたします。

午後0時28分散会

平成19年第3回定例会

会議録

第4日 平成19年9月21日

本会議第4号(9月21日)(金曜)

出席議員 16名

1番	感王寺 耕 造	9番	森 正 勝
2番	大 藺 藤 幸	10番	持 留 良 一
3番	尾 脇 雅 弥	11番	宮 迫 泰 倫
4番	堀 添 國 尚	12番	川 尻 達 志
5番	池之上 誠	13番	葛 迫 猛
6番	田 平 輝 也	14番	徳 留 邦 治
7番	北 方 貞 明	15番	篠 原 静 則
8番	池 山 節 夫	16番	川 畑 三 郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市 長	水 迫 順 一	水産課長	塚 田 光 春
副 市 長	水 迫 恒 美	商工観光課長	倉 岡 孝 昌
総務課長	今 井 文 弘	土木課長	川 畑 信 一
企画課長	迫 田 裕 司	会計課長	安 藤 章
財政課長	岩 元 明	水道課長	橋 口 正 徳
税務課長	川井田 志 郎	監査事務局長	島 尻 典 生
市民課長	太 崎 勤	消防長	町 田 昭 典
市民相談		教育長	肥 後 昌 幸
サービス課長	谷 口 敏 徳	教委総務課長	松 浦 俊 秀
保健福祉課長	村 山 満 寛	学校教育課長	押 川 和 成
生活環境課長	三 浦 敬 志	社会教育課長	梅 木 勇
農林課長	山 口 親 志		

議会事務局出席者

事務局 長	馬 籠 義 人	書 記	磯 脇 正 道
		書 記	松 尾 智 信

平成19年9月21日午前10時開議

△開 議

○議長（徳留邦治） 定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△議案第61号～議案第63号、議案第67号～議案第73号、陳情第3号～陳情第7号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第1、議案第61号から日程第3、議案第63号まで及び日程第4、議案第67号から日程第10、議案第73号までの議案10件並びに日程第11、陳情第3号から日程第15、陳情第7号までの陳情5件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第61号 垂水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第62号 垂水市給水条例の一部を改正する条例 案

議案第63号 政治倫理の確立のための垂水市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例 案

議案第67号 平成19年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案

議案第68号 平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案

議案第69号 平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案

議案第70号 平成19年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第71号 平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案

議案第72号 平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案

議案第73号 平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

陳情第3号 治山事業及び本城川緊急改修に係る陳情について

陳情第4号 垂水南中学校の存続を求める陳情について

陳情第5号 牛根中学校の存続をもとめる陳情について

陳情第6号 南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求めることについて

陳情第7号 JR不採用問題の早期解決を求める意見書の採択について

○議長（徳留邦治） ここで、各委員長の審査報告を求めます。

最初に、産業厚生委員長堀添國尚議員。

〔産業厚生委員長堀添國尚議員登壇〕

○産業厚生委員長（堀添國尚） 去る9月5日の本会議において産業厚生委員会付託となりました各案件について、9月14日委員会を開き、審査いたしましたので、その結果を報告します。

最初に、議案第61号垂水市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案と議案第62号垂水市給水条例の一部を改正する条例案は関連があるので、一括議題としました。

この議案は、市民生活に直結することから、積極的審査をお願いし、進めました。

議案第61号について、「給水人口1万8,000人から1万4,000人、9,600立方メートルから8,400立方メートル下方修正してあるが、見直しは適正な見直しか」との質問に対し、動力費的な経費を落とす考えやら、暑いときとか灰の降るときのことを考えた場合、適正な見直しができたとする内容の答弁がありました。

また、石綿管の取りかえの状況についての質問に対し、「17年度で99%程度終わっているが、本管から取水口部分の一部が残っているが、そ

の都度交換していく」という答弁がありました。

「浄水場のやり直しも計画されているが、そこから辺りも料金値上げと関係してくるのか」との質問に対し、「今回の値上げの理由として、12年間ほど値上げをしていない、その間の老朽管更新事業費等が圧迫してきていること。内ノ野浄水場が築後42年余りを経過し、その改修費、それと城山団地のポンプと貯水場も老朽化しており、そこらあたりに5年間で12億円程度の事業費を要すること。そして、給水人口の減があり、平成14年から17年まで毎年150人ぐらいずつ、18年度が急に減り260人ぐらい減であり、ここの部分の給水収益が350万円ぐらい減になっており、それらを総体的に考え、料金改定のお願いをしたい」という内容の答弁がありました。

また、「将来を考えるとときにおいしい水を供給するには幾分か値上げは、市民の皆様には痛みを伴うが、その時代に来ていて、いたし方ないのでは」というような内容の委員の意見もありました。

また、「値上げは、一般家庭で金額にしてどれぐらいの負担増になるか」という質問に対し、「13ミリメートルの口径で一月に20トン使った場合、現行が2,150円、改定されると2,570円になり、消費税を入れて441円ぐらいの値上げになる」という答弁がありました。

また、「小谷、段、それから境はどれぐらいの値上げになるのか」という質問に対し、「上水道事業は全部の料金を市民に負担していただき、簡易水道事業はいろいろな補助等がある説明があり、結果として、大体215万円程度の収益増になる」という答弁でありました。

いろいろな質問、答弁がありましたが、意見も出尽くしたので質疑を終わり、議案第61号、議案第62号を原案のとおり決することに異議はないか諮ったところ、異議なしということに決しました。

したがって、議案第61号垂水市水道事業の設置

等に関する条例の一部を改正する条例案及び議案第62号垂水市給水条例の一部を改正する条例案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号平成19年度垂水市介護保険特別会計補正予算（第1号）案、議案第70号平成19年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案、議案第71号平成19年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計補正予算（第1号）案、議案第72号平成19年度垂水市と畜場特別会計補正予算（第1号）案及び議案第73号平成19年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案については、いずれも原案のとおり可決されました。

次に、陳情第3号治山事業及び本城川緊急改修に係る陳情については、採択とすることに決定しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治） 次に、総務文教委員長池之上誠議員。

〔総務文教委員長池之上 誠議員登壇〕

○総務文教委員長（池之上 誠） おはようございます。

去る9月5日の本会議におきまして総務文教委員会付託となりました各案件について、9月18日委員会を開き、審査しましたので、その結果を報告いたします。

最初に、議案第63号政治倫理の確立のための垂水市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第67号平成19年度垂水市一般会計補正予算（第3号）案中の所管費目・歳入全款については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第68号平成19年度垂水市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）案については、

原案のとおり可決されました。

次に、陳情第4号垂水南中学校の存続を求め
る陳情について及び陳情第5号牛根中学校の存
続をもとめる陳情については、結論を得るに至
らず、閉会中の継続審査とすることに決定しま
した。

次に、陳情第6号南アジアの核軍拡競争を防
ぐための原子力供給国グループ（NSG）での
慎重な議論を求めることについては、採択とし、
意見書案を提出することに意見の一致を見まし
た。

次に、陳情第7号JR不採用問題の早期解決
を求める意見書の採択につきましても、採択と
不採択の両意見が出ました。そして、採決の結
果、不採択ということに決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

○議長（徳留邦治） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○池山節夫議員 産業厚生委員長にお伺いをい
たします。

13ミリ・20トン、2,150円から2,570円へ消費税
まで含めて441円上がると。そういうことと、あ
と小谷、段、境に関しては全部で215万円増にな
るけど、いたし方ないというか、意見は出尽く
したということなんですけど、この441円、消費
税まで入れてということで、大多数の方の意見
というのは妥当だという意見だったのか、その
辺をちょっとだけお伺いいたします。

それとですね、前も出たんですけど、小谷、
段、この境に関しては、簡易水道事業になって
料金が決まってから、またすぐ値上げというこ
となんですけど、その辺についての意見は全然
出なかったのか、この2点お伺いします。

○産業厚生委員長（堀添國尚） ただいまの池
山議員の質問に対してお答えをいたします。

最初のほうの質問はちょっと忘れてしまいま
したが、後のほうは、当然そのような値上げを
段階的にしたほうがいいんじゃないかと、そ

ういう意見は出まして、執行部の意見としては
一気に踏み切りたいというようなことでした。

最初のほうは何でしたっけ。（発言する者あ
り）

はい、おっしゃるとおりでございます。

○議長（徳留邦治） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論の通告がありますので、発言を許可しま
す。

〔持留良一議員登壇〕

○持留良一議員 おはようございます。

私は、議案第62号垂水市給水条例の一部を改正
する条例案に反対の立場で討論を行っていきま
す。

今回、給水人口の減少、水需要構造の変化に
伴い料金収入が減少することや、新たな経費と
して、平成19年度より総額12億2,300万円をかけ
た浄水処理施設の建設や老朽化した施設更新等
で投資的経費が後年度費用として減価償却費な
ど増加し、今後、赤字が予測されることから、
水道料金の改定案が提案されました。

確かに、一昨年、豪雨災害等からも、安定的
に水が供給されることで災害に強い配水管の建
設や、老朽管の整備で安心して水が供給でき
ることを市民は切望しています。また、健康問題
などから、より安全で安心できる水の供給は求
められています。これらの課題に対して、行政
は当然の責務としてなし遂げていかなければな
りません

一方では、今でも節水意識が高く、日常的に
節水に市民は取り組んでいます。さらに、この
間、市民税の増税など市民生活は大変厳しい状
況であることはだれの目にも明らかです。

そんな中、日常生活に不可欠な水道料金が引
き上げられることは、市民生活に少なからず影

響を与えることになります。ますます節水意識が高まるのではないかと懸念もしています。節水すればまた料金原価にかかり、値上げの要因となる仕組みになっていくことになります。

そこで、私は、一定の水道料金の値上げはやむを得ないと考えます。しかし、法でも示されているように、水道料金の考え方として、公正妥当なものでなければならず、かつ能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならぬとしています。私は、この観点に立ち、さらに、市民生活を擁護する立場から、値上げ幅を抑制できないかと質疑、質問を行ってきました。

確かに、水道課でここ数年、値上げをせずに、そのために内部努力など経営努力をされてきたことは大変評価できるものでもあります。しかし、以下の点で検討がされれば、一定の料金が抑制はでき、そして、経営基盤の脆弱性を克服し、経営基盤強化も図られていくと確信をしています。

1つは、独立採算性の原則や経費負担の原則という立場をとりながら、節水を呼びかける政策には課題があります。これらを克服していくためには、政府の責任、自治体にも責任があり、それを利用者だけに負担させるのは問題ではないでしょうか。

私は、自治体が水道事業に資金的支援を行う責務があると考えます。地方公営企業法第3条の経営の基本原則では、常に企業の経済性を発揮するとともに、その本来の目的である公共の福祉を増進させるように運営されなければならないと規定しています。経済性だけでなく、本来は公共の福祉の増進、値上げからどのように市民生活を守るかということをもっと真剣に考える必要があると思います。

2点目は、貸借対照表に出てくる資本剰余金になっている工事負担金の問題です。

企業会計原則からは、工事負担金は資本ではなく利益とみなされています。工事負担金は資本剰余金に準ずるものとして処理していく現行会計方式では、工事負担金は一部の資本とすることになっています。このことは、料金に算入される減価償却費も増加することになり、結果、料金の引き上げにつながっていくと考えるからであります。工事負担金は、営業収入いわゆる料金会計に入れるよう会計方式を改めることを求めます。

以上の点から、議案第62号垂水市給水条例の一部を改正する条例案に反対をいたします。

以上で、討論を終わります。

○議長（徳留邦治） 以上で、通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

最初に、議案からお諮りします。

御異議がありますので、議案第62号を除き、各議案を各委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、議案第62号を除き、各議案は各委員長の報告のとおり決定しました。

次に、議案第62号は起立により採決いたします。

委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立多数です。

よって、議案第62号は委員長の報告のとおり決定しました。

次に、陳情第7号を除く陳情第3号から陳情第6号までの陳情4件を各委員長の報告のとおり

り決することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、陳情第3号は採択、陳情第4号及び陳情第5号は閉会中の継続審査、陳情第6号は採択とすることに決定しました。

次に、陳情第7号に対する委員長の報告は不採択でありますので、原案について、起立により採決いたします。

本陳情を原案のとおり決定することに賛成の方は、起立を願います。

[賛成者起立]

○議長（徳留邦治） 起立少数です。

よって、陳情第7号は否決されました。

△議案第74号～議案第85号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第16、議案第74号から日程第27、議案第85号までの議案12件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

議案第74号 平成18年度垂水市一般会計歳入歳出決算認定について

議案第75号 平成18年度垂水市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議案第76号 平成18年度垂水市老人保健医療特別会計歳入歳出決算認定について

議案第77号 平成18年度垂水市交通災害共済特別会計歳入歳出決算認定について

議案第78号 平成18年度垂水市地方卸売市場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第79号 平成18年度垂水市漁業集落環境整備事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第80号 平成18年度垂水市道の駅交流施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第81号 平成18年度垂水市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

議案第82号 平成18年度垂水市老人保健施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第83号 平成18年度垂水市と畜場特別会計歳入歳出決算認定について

議案第84号 平成18年度垂水市潮彩町排水処理施設特別会計歳入歳出決算認定について

議案第85号 平成18年度垂水市小谷・段地区簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（徳留邦治） お諮りします。

各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、各決算については、7人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、感王寺耕造議員、堀添國尚議員、北方貞明議員、森正勝議員、持留良一議員、宮迫泰倫議員、川畑三郎議員、以上7人を指名したいと思います。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました7人を決算特別委員に選任することに決定しました。

△意見書案第3号、意見書案第4号一括上程

○議長（徳留邦治） 日程第28、意見書案第3号及び日程第29、意見書案第4号の意見書案2件を一括議題とします。

件名の朗読を省略いたします。

意見書案第3号 南アジアの各軍拡競争を防ぐ
ため原子力供給国グループ（NSG）で
の慎重な議論を求める意見書について
意見書案第4号 最低賃金に関する意見書につ
いて

○議長（徳留邦治） 案文は、配付いたしておりますので、朗読を省略いたします。

南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める意見書（案）

米国が昨年制定した「米印原子力協力法」は、核拡散防止条約（NPT）に加盟せず、核実験を行なって核兵器計画を進めているインドに対し米国が原子力関連輸出を行うことを認めるものである。この協力が実施されると、印パの核軍拡競争に拍車がかかる可能性がある懸念される。米印の協力が実施されるには、日本も加盟している原子力供給国グループ（NSG、45ヶ国）による規則の変更が必要なので、国際的にも被爆国日本の立場が注目されている。

外務省のホームページの説明にあるとおり、NSGは、「1974年のインドの核実験（IAEA保障措置下にあるカナダ製研究用原子炉から得た使用済み燃料を再処理して得たプルトニウムを使用）を契機に設立された」ものである。NSGは、米国が中心になって設立されたグループだが、その決定は、コンセンサスで行われている。また、日本は原子力先進国であるだけでなく、「我が国の在ウィーン国際機関日本政府代表部がNSGの事務局機能としてのポイント・オブ・コンタクト（Point of Contact：POC）役割を担っている」（外務省）ことから、日本がどのような立場をとるかは重要な意味を持つ。

国連安全保障理事会は、1998年に印パ両国が核

実験を行った際、決議1172号（1998年6月6日）を全会一致で採択し、インド及びパキスタンに対し、「ただちにその核兵器開発計画を中止」するよう要求すると同時に「核兵器用の核分裂性物質のすべての生産を中止する」よう求めている。決議はまた、「すべての国に対し、インド及びパキスタンの核兵器計画に何らかの形で資する可能性のある設備、物質及び関連技術の輸出を防止するよう奨励」している。

日本はこれまで核被爆国として核兵器の不拡散と廃絶を率先して求めてきた。そのような意味からも、NSGにおいて、その設立の主旨、1998年の国連安全保障理事会の決議などを考慮して、慎重な議論を主導することが日本の国際的な使命と言える。

よって、核廃絶をこれ以上困難なものにしないためにも、南アジアの核軍拡競争を防ぐべく、原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を主導するよう求める。

とりわけ本市は「非核平和都市宣言」を行っており、その意味から、日本の原子力関連産業も関わる可能性のある対インド原子力関連輸出について慎重を期すよう要請するのは当然の義務と考える。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する。

平成19年9月21日

垂水市議会

議長 徳留邦治

内閣総理大臣 殿

外務大臣 殿

最低賃金に関する意見書（案）

働いて生活保護水準の収入さえ得られない「働く貧困層」が社会問題となる中、主要国で最低水準になっている最低賃金の引き上げをもとめている。

ILO（国際労働機関）の調査によると、全

国一律最低賃金制を法律で定めている国は調査対象国101カ国中、59と約60%にのぼり、発達した資本主義国では、ほとんどが全国一律最低賃金制となっている。また、ヨーロッパ諸国では、格差の貧困の是正のために、最低賃金が大幅に引き上げられ、月額17万円から20万円代であり、これは労働者の平均賃金の46から50%に相当し、将来的には60%にまで引き上げることが決まっている。

我が国は、全国一律最低賃金制度が未確立だが、産業別、地域別はある。2006年度の地域別最低賃金の一例は、東京の719円、青森・沖縄などの610円、鹿児島は611円となっており、フルタイムで働いても月収11万円である。この内容は、労働者の平均賃金のわずか32%にとどまっているのが実態である。日本でも世界の水準に遅れることなく、くらしが成り立つ賃金が充分保障されなければならない。

よって、本市議会は国会及び政府に対し、最低賃金の引き上げをもとめるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年9月21日

垂水市議会
議長 徳留邦治

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
厚生労働大臣 殿

○議長（徳留邦治） お諮りします。

ただいまの意見書案2件については、提出者の説明及び委員会付託をそれぞれ省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、いずれもそのように決定しました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

まず、意見書案第3号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第4号を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

以上で、日程は全部終了しました。

お諮りします。

閉会中、各常任委員会の所管事項調査を行うことに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳留邦治） 異議なしと認めます。

よって、閉会中、各常任委員会の所管事項調査を行うことに決定しました。

△閉会

○議長（徳留邦治） これにて、平成19年第3回垂水市議会定例会を閉会します。

午前10時25分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議員